

福祉文化研究

目次

| | | |
|--|------|-----|
| 巻頭言 被災者にいつもと変わらない生活を！…………… | 本多洋実 | 2 |
| 特集 被災者に学ぶ 何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？ | | |
| 被災者に学ぶ 何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？ …… | 小沼肇 | 5 |
| 遠隔地支援における福祉職能団体の役割と課題…………… | 山下康 | 8 |
| 東日本大震災と生活様式の再建…………… | 永山誠 | 15 |
| 被災者に学ぶ 何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？ …… | 杉田穂子 | 26 |
| 気仙沼の復興活動から学ぶ…………… | 磯部幸子 | 33 |
| 東日本大震災の災害支援を継続するために ～日本福祉文化学会「震災支援委員会」の取り組みの方向性～ …………… | 渡邊豊 | 43 |
| 論文 | | |
| 久布白落実と関東大震災 —女性たちの震災救援活動をめぐって—…………… | 嶺山敦子 | 49 |
| 障害者スポーツにおける「障害」意識に関する研究 ～車椅子バスケットボール競技者に着目して～…………… | 河西正博 | 62 |
| 研究ノート | | |
| 遊びとレクリエーションから見た福祉文化史の試み…………… | 藺田碩哉 | 84 |
| 中村京太郎と盲女子の保護問題 —「関西盲婦人ホーム」を中心として—…………… | 森田昭二 | 97 |
| 資料 | | |
| 三田谷治療教育院所蔵ドイツ語書籍調査について…………… | 本保恭子 | 108 |

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture

2012 Vol.21

Preface

Normal Life to the Earthquake Disaster Victims.....Hiromi HONDA 2

Features

Commentary on the Feature "Learning from the Disaster Victims :

What Happened and What Can be Done?"Hajime KONUMA 5

The Roll and Future Tasks for an Association of Social Workers in

Support Activities at a Distant PlaceYasushi YAMASHITA 8

The Great East Japan Earthquake and Reconstruction of the Way of Living.....Makoto NAGAYAMA 15

Lessons from the Experiences of the Disaster VictimsYasuko SUGITA 26

Lessons from Recovery Efforts in "Kesenuma"Sachiko ISOBE 33

Need for Continuous Support for Great East Japan Earthquake Victims : Direction of Activities of the
"Disaster Victims Support Committee" in the Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture
.....Yutaka WATANABE 43

Article

"Ochimi Kubushiro" and the Great Kanto Earthquake

—Womens' Helping Activities for the Earthquake—Atsuko MINEYAMA 49

Study on Awareness of "Disabilities" among Wheelchair Basketball Athletes ...Masahiro KAWANISHI 62

Short Article

Essay of History of Welfare and Culture from the view point of Play and Recreation

.....Sekiya SONODA 84

"Kyotaro Nakamura" and the Issues of Blind Women Protection :

Focusing on the "Home for Blind Women in Kansai"Shoji MORITA 97

Information

A Review of German Language Books Archived at the "Sandaya Remedial Education Institute"

.....Kyoko MOTOYASU 108

Edited by
The Japanese Society for the Study of
Human Welfare and Culture

學術刊行物 2012 Vol.21

福祉文化研究

日本福祉文化学会

被災者にいつもと変わらない生活を！

本多 洋実

我が国に求められる喫緊の課題は、東日本大震災復興対策や福島第一原子力発電所による放射能被害対策はもとより、安全保障やグローバル社会に求められる TPP、社会保障費確保のための消費税率の引き上げ、財源の安定確保等々である。

野田佳彦総理大臣は今年の年頭所感¹で

「今日から始まる一年は、日本再生に歩み始める最初の年です。確かな一歩を踏み出したと実感できる年にしなければなりません。新たに設置する復興庁を司令塔として、震災復興と福島再生は、これから大きくスピードアップさせてまいります。

私は、大震災からの復興を契機として、『希望と誇りある日本』を取り戻したいと思っています。」と述べている。

昨年の国の震災対応に関連法令の制定でみると、

東日本大震災復興基本法（6月27日成立）

東日本大震災復興特別区域法（12月7日成立）

復興庁設置法（12月9日成立）

と、大震災への復興対応に関する法律を順次整えてきた。

「この国の地震対策は大きく変わった。観測史上最大となるマグニチュード(M)9の大地震の発生に加え、津波による約2万人の死者・行方不明者などいずれも『想定外』の状況だったからだ。これを受け政府は、地震対策を大きく見直している。発想の根本には『減災』の考えを据えた。」(神奈川新聞²)

つまりこの大震災は、従来の法制度では対応不可能な想定外の大規模被害であり、大自然の現象の前に、人間の力の限界を改めて浮き彫りにしたのである。さらに同じ記事で、

「堤防などで人や財産のすべてを守る『防災』は無理で、大地震の際には海岸近くからまず逃げるといった自助にもっと力を入れ、できるだけ被害を減らす。津波から逃げ遅れた人が多かったことを反省しての転換だ。」としている。

人間の力で出来ることには限界があり、まず逃げる、備える等々、国民一人一人が既成の防災概念を改め、防災と減災の在り方を再点検しなくてはならない。また、国や自治体はそれぞれの立場からこの大震災の復興を急ぐとともに、次の災害に対する備えに対し優先順位をつけて早急に取り組むことが求められる。

これからは、災害が起きることを前提として火山列島であるこの国で生活していくことを肝に据えていくことが必要である。

小川信子³は、個人での防御の限界に警鐘を鳴らし、そのための日頃からの好ましい生活空間

づくりのポイントを示している。

- ① 個々の生活を充実するとともに、家族間の交流をより高めた関係がつけられるような居住環境を整える。
- ② 各居住環境の中に、近隣住区の人々と交流しやすい空間が持てるように計画する。
- ③ これからの高齢者は、子どもたちと一緒に住む場合よりも、一人又は高齢者同士住む例が多くなるので、家族内外の異世代との交流の場を考慮する。
- ④ 地域社会の人々との交流を重視し、異年齢の人々との話し合いができるように、出会いの場を計画する。

これらの4つのポイントは、我が国が災害の恐れのある国であり、生活文化の視点から災害への備えを示したものである。これらは個人や家庭のレベル、地域や縁故、福祉サービスや公的支援等においても押さえておかねばならないポイントである。

さて、私たち日本福祉文化学会は、東日本大震災で一体何が出来て何が出来なかったのだろうか。そこで特集のテーマを「被災者に学ぶ 何がおきたのか？私たちは何ができるのか？」として、復興支援に関わる方々に執筆を依頼した。他にも多くの会員が、それぞれの立場からこの大震災に関する調査や復興支援活動に携わっているが、それらすべてを把握するまでには至っていない。本号においては、大震災に関しての本学会の取り組みと、会員の活動の一端を紹介する。

学会としての取り組みについては、今後の継続的な支援を視野に入れた活動をどのように進めたらよいのか、今年の総会での議論をさらに深め、皆様のご意見を頂戴したいと思う。これから本学会は何をすべきなのか、何が出来るのか、忌憚ない意見を交換したい。

振り返れば2011年は3月の東日本大震災をはじめ、7月の新潟での集中豪雨、9月の和歌山県の台風被害と、自然災害に繰り返し驚き心を痛めた一年だった。

改めて、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたい。

また、被災地や仮設住宅での支援活動、遠隔地避難者の見守り活動等に関わっている福祉関係者の皆さんに感謝するとともに、被災者・被災地との「絆」をさらに大切にしていこうと思う。筆者自身も、本来業務の合間に支援活動が続いているボランティアとして、いつまでどのようにこのボランティア活動を続けていくのか、求められていることは何か、継続可能な活動とは何かと自問している。

初期の人海戦術での多数のボランティア活動は終了し、今は被災地の人々の主体による本来の社会経済活動へシフトされつつある。そんな中で、社会福祉サービスや地域福祉サービスに関わる我々は、その専門的支援のあり方を現地の専門職とともに、被災地主体の活動として臨む必要があると考える。

筆者は大晦日から元旦を、新潟県の小さな集落にある義理の母宅で過ごすことにしている。今年も同じ時間を持つことが出来た。しかし正月気分にはなりきれなかった。「紅白歌合戦」では、

多くの人々が被災者や被災地のことを思い、優しいエールを送っている場面が多く映し出された。被災地の人々がいつもと異なる正月を迎えているその現状に胸が痛んだ。震災後にご縁のできた被災地の方々の姿をテレビの中に探した。

妻とともに深夜の雪と氷に足をとられながら神社へ初詣し、菩提寺で除夜の鐘をつくという、いつもと変わらぬお正月だった。今年のお正月ほど、「生かされている」ことを自覚し、改めていつものとおりの平穏な日々のありがたさに感謝し合掌した。

(ほんだ ひろみ 福祉文化研究編集委員会委員長 日本体育大学女子短期大学部)

注

- 1 野田内閣総理大臣年頭所感 平成24年1月1日年頭所感より抜粋
首相官邸震災復興支援サイト <http://www.kantei.go.jp/fukkou/index.html>
- 2 大震災で変わる対策 企画特集 神奈川新聞 2011.1.14より抜粋
- 3 小川信子「福祉文化の確立は居住環境の整備から」福祉文化研究 Vol.18 福祉文化学会 2009.3 P4

被災者に学ぶ

何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？

小沼 肇

東日本大震災の悲しい現実、私たちに
にとっては忘れることができない、過酷で、
悲惨で、しかも強烈で、いくら表現しよう
としても筆舌に尽くし難いものでした。

2011年3月11日、私は帰宅ができなくな
って、勤務する小田原女子短期大学の事務
室で教職員と何もできずにただ茫然と現実
のものとは思えないテレビの押し寄せる黒
い津波の映像を見ていることしかできませ
んでした。また、その晩は小田原駅が帰宅
困難になった人々であふれたため、本学で
も小田原駅の帰宅困難者を体育館に受け入
れました。

その同じ時間の現地の状況を、「大槌保
育園は海岸まで数百メートルのところにと
位置し、大震災当日、園児は午睡中、第一
避難場所に逃げたとき、はるか彼方から黒
い物が、建物をなぎ倒してくるのを見つけ
“津波ではないか”と道沿いの坂道から高
台に移動。しかし、それでも危険を感じた
園長は、横の山に上がることを決め、同
じように逃げてきた人々に協力してもらい、
子どもたちを抱え、30度以上もある山の傾
斜を登って逃げたそうです。『子どもたち
が“こわい！こわい！”と泣き叫ぶのを“大

丈夫。大丈夫”と言いながら登った。……
でも、私たちも足も手も震えていた。必死
でした……』と、園長は話していました。^{*1}』
と、園長先生などからうかがった話として
ボランティアとして大槌保育園に行った杉
並ゆりかご保育園のはら分園の佐々木亜古
さんが紹介してくれています。その時の追
い込まれた心情、怖さなどを考えると涙せ
ずには読めませんでした。

日本福祉文化学会では、阪神淡路大震災
後に神戸で研究大会を実施し、新潟県中越
地震後に被災地の長岡の蓬平温泉で研究大
会を実施してきました。今回の東日本大震
災についても、急遽、被災地の仙台で研究
大会を実施することを決定、2011年9月に
「第22回日本福祉学会仙台大会」を実施
いたしました。

日本福祉文化学会の前会長の一歩ヶ瀬康
子先生は、「実践・福祉文化シリーズ」の
「刊行の言葉」の中で「福祉は文化である。
福祉は、人間の歴史が始まって以来、幸
せを願い、求め、祈りつつ次第に創造さ
れてきた。」と述べています。震災は、正
にその私たちの願いや求め、祈りを打ち
砕くものと言えるのではないのでしょうか。

したがって、「福祉文化研究」が今回の東日本大震災を特集のテーマとすることは、日本福祉文化学会だからこそ課されるテーマとも言えます。そこで「福祉文化研究」編集委員会としては、「福祉文化研究21号」の特集のテーマを「被災者に学ぶ 何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？」と決定、編集委員や本学会の会員が現地でお話をおうかがいしてレポートするなどによって、何が打ち砕かれ壊されたのか、何を護らなければならないのか、何がみえてきたのか、何を復興しなければならないのか、そして新たに何を創造しなければならないのかなどについて、学ばせていただきました。

レポートには、「思い出はデジタルではないんですね。写真の中に映し出されたその中身が大切な意味があるということを教えられました。」「自分たちは専門のソーシャルワーカーとしてきているので、がれきの撤去はできないと言われた。“今それどころでないんだわ”と思って、とても腹立たしかった。」「“災害福祉”は非日常の側面とともに、平常時の福祉問題が顕在化する特殊な時期でもある。」「子どももいどこで生活していいかわからない。」など、私たちが考えなければならないことがたくさん報告されています。

さて、新聞やテレビによって報道された今年の成人式が、従来の成人式とは異なっているように感じたのは私だけではないようです。「捨てたものではない、新成人^{*2}」には、「なぜ、新成人を祝わなければならないのかと、苦々しく思っていた。^{*2}」「だが、今年は他人に感謝の気持ちを発言があったり、“人のために役にたちたい”と言

ったりする若者もいた。^{*2}」「若い人たちに日本の将来を託せるかもしれない、まだまだ捨てたものではない、と明るい気持ちになれた。^{*2}」と記され、「大人になるしかなかった^{*3}」では「あんなにやんちゃで可愛らしかった男の子が、まるで別人のように落ち着いている。彼は津波で両親を失ったという。大人にならざるを得なかった彼の1年を思い、涙が出た。^{*3}」と記されていました。また、「たい焼き譲った岩手の子ら^{*4}」には、「ボーイスカウト仲間の外科医と共に先日、岩手県釜石市、宮城県石巻市などの被災地を訪れた。新潟県中越沖地震に遭った柏崎市に行った時に喜ばれたたい焼き6千枚超を贈ってきた。岩手県大槌町で町立赤浜小学校避難所を訪れた。2000人分の材料を“自分たちも焼きたい”と小学生くらいの7、8人が声を上げて手伝ってくれ、楽しい雰囲気にあふれた。最初に焼いたたい焼きは子どもたちの発案で、避難所の班長さんや炊事係など日頃世話になっている人々に子どもたちが手渡した。続いて避難所の中の乳幼児や高齢者に配られた。通常なら、真っ先にたい焼きにかぶりつくのが育ち盛りである焼き手のこの子たちのはずである。それが世話になった人、弱い人を優先した。こうした心遣いをする子どもたち、育てた周囲の大人たちに感動した。焼き損ないのたい焼きを指して“これもらっていい？”と問われた時、明日は熱々のおやつがない子どもたちを思い、涙がこぼれた。^{*4}」と、素敵な子どもたちのことが紹介されています。紹介させていただいた青年の成長や子どもたちの育ちこそが、望ましい本来の子どもの育ちや青年の成長ではありませんか。しかし、残念なが

ら、そのことが震災前にはあまり認識されていませんでした。震災前は子どもたちや青年たちが子どもらしさをや青年らしさを出すことができない社会になっていたとも言えます。

結果的に大きな代償を払うことになってしまいましたが、子どもの問題にかかわらず、これを機に震災でみえてきた「本当に大切なもの」が「本当に大切なもの」として認識できるようになることの必要を感じます。そういったことの積み重ねが、震災で命を亡くされた方々の無念を少しでも癒すことになるのではないのでしょうか。

「大人になるしかなかった^{*3}」には、「成人式後のクラス会では地震の話は誰もせず、次男も何も聞けなかったという。^{*3}」と記され、また編集委員の杉田さんはレポートの中で「3月11日の出来事を夫婦の間でも話題にしていない。」と、現地の人の言葉を報告、現地の人々の傷の深さを感じずにはられません。それを押しても取材に応じてくださった皆さんに感謝しなければならない、報いなければならないと思っています。“ありがとうございました”

震災から1年、被災地から離れた地域では、震災前とほとんど変わらない人々の営みかもどってきたようにもみえます。しかし、日本福祉文化学会としては、今回の特集に留めず、引き続き地道に長期間にわたって検証をしていくことが必要でしょう。

注

- ※1 「子育て支援と心理療法 vol.4 特集 “子どもたちはいま—東日本大震災から半年を経過して”」 福村出版 2011年12月30日
- ※2 朝日新聞2012年1月16日「“声”捨てたものではない、新成人（主婦 小林祥子 千葉県柏市 69）」
- ※3 朝日新聞2012年1月20日「“ひととき”大人になるしかなかった（福島県いわき市 橋本浩子 主婦 56）」
- ※4 朝日新聞2011年7月12日「“声”たい焼き譲った岩手の子ら（無職 鈴木幸一 横浜市栄区 63）」

（こぬま はじめ 小田原女子短期大学）

遠隔地支援における 福祉職能団体の役割と課題

山下 康

はじめに

(社)神奈川県社会福祉士会（会員約2,500人、以下「県士会」とする）としては、平成23年3月25日神奈川県知事に対し「県内の支援活動に是非協力させていただきたい」という申し入れを行った。具体的には私たちが支援できることとして、次のような内容を例示として挙げた。

- * 高齢者や障害者などの二次的安否確認
- * 避難所や仮設住宅等で生活している乳幼児・子ども・妊婦・障害者・高齢者等を含むすべての住民の生活課題や生活ニーズの聞き取り、及び担当部署へのつなぎ
- * 仮設住宅の環境整備やコミュニティの立ち上げ支援
- * これらのための相談員の派遣等

この内容は、(社)日本社会福祉士会が厚生労働省に対し、3月16日付けで協力の申し入れをしているものと同趣旨のものである。

同時に私たちは、「阪神・淡路大震災」「新潟県中越地震」等で、(社)日本社会福祉士会とともに同様の支援を行ってきたことを申し添えた。

1 県立武道館での支援の開始

県立武道館（横浜市港北区）は、神奈川県の一時的避難所（第一次受入施設）であり、震災被災者受け入れの施設として機能した経過がある。平成23年3月18日より福島県からの緊急受け入れを開始しているが、最大200名の受け入れ人数としながらも、「バリアフリーが不十分で専門的なケアを行う体制が整っていない」としていた。

3月31日、神奈川県からの依頼に基づき、県士会担当者として打ち合わせのために初めて県立武道館へ足を運んだ。まだまだ被災地では大混乱が続き、神奈川でも計画停電や企業での輪番操業、生活物資の買い占めなどがありとても不安定な時期であった。

当日は、県担当者の説明によると柔道場に31名の避難者の方が生活をしており、皆福島県いわき市や南相馬市から避難している方であった。「原発の関連なので今後は

どう推移していくかわからないが、ピーク時の36名からは減ってきている」「避難者の皆さんは精神的には落ち着き始めている」「保健師が交代で常駐し健康のチェックを行っている」「ボランティアコーディネーターが中心に係わってくれている」「福祉的なニーズは今のところあまり聞こえてこないが、不安や悩みは多いと思う」など、県担当者からの説明であった。「武道館の柔道場なので畳が敷いてあり、体育館よりは暖かい」という話もあった。県との打ち合わせで、まず相談日を設定し避難所の中に相談所を設置してくれという話になった。同時に「県士会という福祉職能団体が相談を受けます」という内容のチラシを作成することとした。

2 相談活動の開始

4月5日、県士会スタッフ6名で相談活動を開始した。(写真1 福祉新聞・相談終了後の打ち合わせ)当日、相談場所が避難生活をしている場所から離れた武道館の2階に用意されていたので、その場所まで来てもらうのではなく、スタッフが避難スペースやロビーまで入って相談を受けることで了解を得た。武道館の柔道場は畳が敷いてあり、柔道の試合が4面取れるほど広いスペースだったが、ご存知の方は多いかもしれないが、柔道用の畳の下には受け身をしてもけがをしないようにスプリングが入っており、人が歩いたり子どもが走ったりすると揺れるので、震災を経験した人にとってこの場所はどうかということを考えさせられた。

私個人の経験だが、最初にどう声をかけ

るか迷っていたところ、避難者の方から逆に声をかけられた。その男性はとても怒っており、私を県の担当者と思ったようで1枚のチラシを見せながら支援物資の件での注文があった。しかし福祉関係者と判り、その場に座り込み、息せき切って話を始めた。「原発現場で働いていて地震に合い足場から振り落とされ、そのあと津波が押し寄せ高いところへ何とか逃げた。原発現場で危険にさらされながらも働かざるを得ない。今回避難してきたがここが3か所目。福島から来たというだけで、放射能に汚染されていると差別された。これから仕事を探さなくてはならないがなかなか見つからない。子どももいてどこで生活していいかわからない。自主避難者の罹災証明の扱いが違うこと」等1時間半ほど、話を聞かせてもらった。ほかのスタッフはそれぞれ生活の場で、複数の人と話の輪になったり、子どもと遊びながら母親の話の聞いたり、ダンボールに囲まれた生活の場で個別に話を聞かせてもらったり…。

直接福祉のニーズにつながったわけではないが、傾聴する中で災害に遭われた方々の心のケアがとても大事だと感想を持った。子どもに対する心理的ケアも大切だと痛感した。おりしもこの時期3月は新年度(新学期)をどこで迎えるかなど、子どもの教育についての相談の特徴があり、複雑な悩みをせざるを得ない時期でもあった。避難者の方々は多くの喪失体験をし、そのうえ今後の見通しが立たない中とても不安な状態であり、新しい生活や人間関係に戸惑いながらも生きていかざるを得ず、とても厳しい状況であった。

また、避難者の様々な苦しみを傾聴して

いる相談員も長くかかわっていくと身体的や心理的に負担感が大きくなってくこともあり、その軽減も考慮しなくてはならないだろう。

そして、スタッフの話し合いでは、避難者のニーズ把握や心のケアが大事であり、相談支援を継続していく必要があるという意見で一致した。また情報の提供も大切な課題だが、県からの掲示板情報に加え、NTTの協力でパソコンとプリンターが2台持ち込まれ電話も含めて自由に使えたことは大変有効だったと思う。

3 たきがしら会館での経験

「たきがしら会館」（横浜市磯子区）は横浜市の一時的避難所であり、横浜市では3月19日より「たきがしら会館」にて被災者の受け入れを開始している。この避難所へは県立武道館に先駆け県士会横浜支部が中心となり、3月28日より毎日2～3名が輪番で生活相談に入るようになった。（写真2 神奈川新聞・相談の様子）また、同時に生活相談に必要な社会資源や震災・原発などの情報を、行政側に用意するよう申し入れを行った。

支援開始のきっかけになったことは、県士会会員の行政OBが、横浜市が受け入れを開始した翌日に避難所を訪れた時、行政から支援を依頼され県士会組織の取り組みに広げた経過がある。このような経過の中、磯子区の全面的なバックアップを受け、相談コーナーでの生活相談が始まった。

当初はやはり、新学期を迎えるという時期でもあり、転入学をどうするかという課題が迫ってきて、子どもの教育相談が圧倒

的に多かった。その後の相談内容は「生活費」「住居」「仕事」など生活全般にわたる内容へ時間の経過とともに変わり、相談にはだんだんと父親も加わるようになってきた。「たきがしら会館」の避難者数はピーク時の90名から減少し、4月末では5世帯16名、その後も減少し続け6月29日が最終相談となった。「たきがしら会館」での県士会としての相談実績は、相談員派遣数延べ63人、相談件数74件であった。その後横浜市の避難所は「横浜市野島青少年研修センター」へ一本化し、ここも7月13日には全員退去し7月末で避難所としては終了した。

4 県立武道館から女性センターへ

県立武道館の利用者も減少し続け、4月28日には県立「かながわ女性センター」（江ノ島）へ避難所を移転することになったため、4月26日が最終相談日となった。この日は3世帯4名であり、新しい避難場所での生活の不安などが話の中心だった。県立武道館へは相談員派遣数延べ23人、相談内容はやはり子どもの教育、仕事など生活全般の課題から、「原発について今後どうやっていくのか」「福島に帰れるのか」という内容が増えていった。

5月の連休も明けた10日夕刻、県の担当者と「かながわ女性センター」を訪ねた。江ノ島に行くには海の上の長い橋を渡るのではなくてはならず、この日は雨で暗く風もあり、波の音と傘を打つ雨の音が不安を掻き立てた。地震や津波のことを思い出して、避難者の方々が不安にならないか気になった。曲がりくねった廊下を通り多目的室に入る

と、武道館で顔なじみの避難者の方から歓声の歓迎を受けた。ここでの生活はいくらか快適ではあるが生活の不便さや将来への不安は当然変わっておらず、先の長い支援の必要性を痛感させられた。「女性センター」では避難者の人数も限られていたことや新たに利用希望も出ていないということでもあり、今後福祉関連の相談ニーズがあった場合県士会に連絡をしてもらうことで、直接の相談支援は5月10日で終了することとした。「女性センター」は神奈川県として当面の受け入れ先として体制は確保していくこととなった。

5 神奈川県「かながわ避難者見守り隊」の発足

5月17日、神奈川県より「新たな事業」についての説明を正式に受ける。県士会としても、避難所から出た方々への支援をどう継続させていくか県に申し入れをしていたこともあり、6月1日からの事業開始となった。事業説明と事業内容は以下のとおりである。

- 多くの避難者の方は一時避難所から公営住宅など二次受け入れ施設へ移転している。この方々の孤立を防ぎ、よりきめ細やかな生活支援を実施していくために、避難者の方々を個別に訪問する「かながわ避難者見守り隊」事業を実施する
- 県非常勤職員とボランティアが協力して定期的に避難者宅を訪問する
- 被災地の情報提供や生活ニーズの把握、福祉関係団体と連携した見守りと支援を行う

- 国の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し非常勤職員として18名を採用する
- 庁舎内に設置する「東日本大震災支援・情報ステーション」を活動拠点とする

「県士会として県の新規事業のバックアップをお願いしたい」という県からの要請を受け、会員に広く周知し多くの社会福祉士が採用されることを考えたが、国の緊急雇用制度を利用する条件として現在雇用されていないもの、つまり現在無職であるということが採用条件でもあり、困難を極めた。しかし県士会のネットワークを駆使する中で4名の社会福祉士の応募があり、見守り隊に採用され現在も活躍中である。また見守り隊の発足に伴い県より研修の依頼があり、「社会福祉士が語る被災者支援の実際」（たきがしら会館での支援の実際、「信頼関係作りと自己決定を支えるコミュニケーション」、「社会保障制度について」（生活再建に必要な関連法案）、というテーマで県士会会員による研修を行い、それぞれ隊員のスキルアップに貢献してきた。

6 「かながわ避難者見守り隊」との連携

23年6月1日、神奈川県庁内に「東日本大震災支援・情報ステーション」が開設された。同時に「かながわ避難者見守り隊」も発足した。出陣式で黒岩知事は「神奈川県は温かいと思って帰ってもらえるよう期待する」というメッセージを送った。県内には5月末現在約1,500名が避難しており、

日々見守り隊隊員とボランティアと2名一組で訪問活動を行っているが、見守り隊の活動範囲は横浜や川崎の地域が数的には多いものの神奈川県全域の公営住宅を中心に訪問するため、とても広範囲に及んでいる。

県士会としては、県からの依頼に基づき、見守り隊隊員と同行訪問するボランティアをホームページ中心に募り協力体制を取った。また隊員の毎月の意見交換会に参加したりする中で専門的なアドバイスを行ってきた。

県士会は8つの支部から構成されている。それぞれの支部は支部長以下役員体制を整え、定例会や勉強会を重ね、それぞれの地区ごとに「ばあとなあ」（成年後見権利擁護事業）の連絡会も設け、様々なネットワークを作りながら活動している。この支部活動と見守り隊活動をつなげられないかと考えた。見守り隊隊員がそれぞれの地域の情報を手に入れることができ、その地域のネットワークに参加できることで活動の幅が広がり、新しい地域で不安な生活をせざるを得ない避難者の支援につながっていくと考え実行に移した。

その後神奈川県は、東北3県の被災者の方を対象に「県で民間住宅を借り上げ、家賃等は県で負担し、応急仮設住宅として提供する」という方向性を打ち出した。このことに伴い、見守り隊の活動場所が公営住宅だけではなくるため体制の強化が打ち出された。具体的には11月より隊員の増員（18名から29名に）役割の細分化、分析部門の強化訪問活動の充実、庶務事務の増加対応等である。県士会としては再度県からの依頼を受け、社会福祉士の活動の場としてとらえ広く声をかける中で、結果として

現在11名の社会福祉士が見守り隊員として働いている。

7 ソクラテスプロジェクトとの連携

神奈川県内でも多くの団体やサークル、法人、学生などが被災地へ出かけたり、県内での活動も行っている。そのひとつに「ソクラテスプロジェクト」という集まりがある。「まず、自ら動くべし」というソクラテスの言葉を合言葉にしているグループである。

※以下は事務局の自己紹介である。

わたしたちは、阪神淡路大震災を契機に活動を始めたMSWを中心とするソーシャルワーカーのボランティアグループです。人間はみな、生まれながらにみずみずしい個性と感性をもち、かぎりない可能性をもっている、かけがえのない存在です。このことを信じることで、それを尊重することが、わたしたちソーシャルワーカーの基本姿勢です。ボランティア活動を体験する中で、一人ひとりが自分の持ち味を活かした出番があることを実感しています。

この集まりは、一言で言うところ「保健福祉医療の専門団体と多様な市民団体」で構成され、多くの職能団体や専門機関、学生などが集まっている。今回も定期的な集まりを持つ中で、「寄り合い処」という神奈川県に滞在避難中の被災者の方の集まりを10月から開始し、県士会としてもその構成団体として活動を共にしている。「寄り合い処」では、震災当時のことや現在の生活について

て被災者同士が話し合い、交流することで安らぎ、新たな交流を作っていくことを目的としている。現在まで計4回開催し、個別の相談も開始している。

8 まとめに変えて

復興の兆しは見えはじめてはいるが、まだまだ行方不明者が3,381人（1月19日現在、警察庁調べ）という厳しい現実や、福島第一原発事故の早期解決が見えない中、それでも被災された方々は生活はしていかなければならない困難な状況にある。

社会福祉士としては本来の業務である相

談支援業務に立ち返り、ネットワーク作りやソーシャルアクションを起こしていかなくてはならない。

「遠隔地での支援」という被災地支援とはまた違った活動を継続していくために、専門性を生かし、息の長い支援を継続していきたい。少なくとも、阪神淡路大震災のあとの、仮設住宅や避難先での生活の難しさや孤独死という悲しい出来事が、教訓として活かされていなければならない。

（やました やすし 社団法人神奈川県社会福祉士会災害対策担当理事）

東日本大震災と生活様式の再建

永山 誠

1. 人間を威圧した大災害

3.11当日

2011.3.11、東京にいた私は、突然、船にでも乗っているように大きくゆったりとした奥行きのある強いゆれを感じた。震源は遠く、深いと思った。いそいで携帯ラジオのスイッチをいれ、大規模で深刻な地震であることを知った。

やがて判明するが、三陸沖から茨城県沖にわたる太平洋側の400-500キロに及ぶ複数のプレートが次々と動き、当日、大津波が押し寄せるとTVは緊急警報を繰り返し伝えた。地震に続きやがて津波は何回か海岸線をこえて内陸部奥深く流入する。車や走って逃げる方々が波にのまれていく各地の映像が延々と続いた。現実と虚構が錯綜する錯覚を覚えた。

岩手県大槌町に海岸線と並行につくられた高いバイパス道路に守られるように新築されたばかりの私立大槌保育園の場合、地震と津波が押し寄せる直前、「3時のお迎えの時間」であった。約7割の子どもが親に引き取られて帰宅するが、そのうち行方

不明を含めて8人の園児が津波の犠牲になった。後日、私は保育士たちの言いようのない「無念さ」を聞くことになる。

残った園児40名は毎月の避難訓練と同じく指定の避難場所にまず逃れた。現園長は心配性で不安がよぎり、さらなる安全を求め車でごったがえすバイパス道路を標高のより高い方向に向かって保育士たちと園児を連れて走り、最後は道路脇の切り通し状の傾斜45度ほどの斜面を津波を背に、園児を抱き抱え、あるいは一人ひとりの手をひっぱり上げひっぱり上げて半歩でも一歩でもと高く登った。最後は先に上に避難した住民の手を借りて園児を引き揚げてもらい、津波から40名全員の命を守った。夕闇の中で保育士たちは円陣を組んで囲み子どもたちを寒さから守りぬいたのである。

大震災の被害

時間の経過にしたがい、地震と津波に飲み込まれて死亡あるいは行方不明となった方は2万人をこえると伝えられた。3日後からやっとバラバラになっていた保育園職員の安否が二人三人と確認されるようになる。

震災直後の各地の被災状況はTV局のヘリ取材等で連日速報された。映像で被災直後の状況をみた地質学者は、「縄文時代の地形にもどった」と述べたが、大規模な地殻変動が東日本の海岸線を、場所によっては数千年前にもどしたことになる。

東北地方の太平洋側は北欧のフィヨルドに似たリアス式の海岸線である。海岸線にそって南北に通る幹線道路と鉄道があり、これが太平洋側と内陸部とを結ぶいくつもの道路や鉄道で結ばれている。だが、大地震と津波はこれらを寸断した。花巻-釜石を結ぶJR釜石線は相対的に早く復旧したが、同じ釜石駅構内にある海岸線を走る三陸鉄道山田線駅は放置され、鉄路が途中で寸断。吉里吉里駅に向かう途中では、6ヵ月たっても線路の土盛りが流され、車道からみると「銀河鉄道」のように鉄路が宙を舞っているようにみえた。

地震直後、からくも難を逃れた人々は各地で寒さに震え救援をまった。しかし1-2週間たっても救援物資は届かないところもあり、避難の耐乏生活も困難をきわめ、第一次避難所における生活は思いがけなく長期化する。原因はライフラインが壊滅したうえ、孤立した避難所が続出したことである。

携帯電話が長期間使用不能となり、暖房、発電、輸送用の灯油やガソリンはすべて市場メカニズムにゆだねているので買占めが横行し、行政手段による確保が困難をきわめた。救援物資がとどかないので被災者は身動きがとれず救援をじっと待った。記録によると宮城県利府町の給食業者は、ライフラインの切断について、電気4日+2.5日、電話6日、水道25日、ガス25日以上、

燃料24日、物流22日にわたって記録¹⁾している。

さらに南三陸、陸前高田、大船渡、大槌などにみられるように市町村の役所・役場が被災し、大小の違いはあれ住民データを失うなど行政が機能不全に陥った。被災者支援の組織的中枢となるはずの自治体が一時マヒし、回復も困難をきわめた。町長をはじめ、役場職員はその家族をふくめて被災し、自らも犠牲者だったのである。

被災地対策の3月、4月の市町村自治体における追加業務はHP等で確認できるが、手間のかかる業務が膨れあがっていることがわかる。被災者でもある職員の不眠不休の努力でこれが処理された。しかし順調に進んだわけではなく、義援金の配分の遅れにもこの影響があった。被災者である多くの医療機関、福祉施設、教育施設も同様で、全国の自治体の職員派遣や専門ボランティアで支えられた。

ともあれ東日本大震災の被害、とくに津波被害は、地域社会をまるごと破壊する包括的な被害をもたらした点に特徴があった。「何もかも一瞬のことで、涙もでなかった」という言葉を聞いたが、歴史的に蓄積してきた物的、精神的、社会的な財産まるごとの破壊であった。

被災6ヵ月目

2011年9月初旬、釜石市から北上しながら車の運転者が被災地をあちこち回り、その現状を1~2時間ほどで手短かにガイドしてくれた。建物の土台だけが残る海岸沿いの荒涼と広がるあちこちの土地を指さしながら、そこで生活していた知人や自分の親類縁者一人ひとりが亡くなったことを堰

きを切ったように教えてくれた。説明は、私にとってお経を読んでいるようにも感じた。一回きりの話ではあるが不思議にも、その話のリズムが今も耳に残っている。

犠牲者がなんと多かったことか。大槌町では数十トン級の漁船が海を見渡す丘の中腹という常識的にはありえない場所に打ち上げられ、被災した建物跡にまるで供養塔を立てたように、ポツンと横たわって残っていた。

9月も中旬に入っていた。また車で被災地をまわった。「日本のシェークスピア」といわれた井上ひさしの『ひょっこりひょうたん島』という物語があるが、そのモデルといわれる蓬萊島を眼前に見る大槌漁港に行くと、巨大な防波堤が積み木を倒したように延々とはるか遠方まで倒壊していた。さらに驚いたのは、海水面から高さ2-3mはあったと聞いていた漁港の岸壁は、見ると実に50cm程度とほぼ海面スレスレで、地盤が大きく沈下したことがわかった。「縄文時代の海岸線にもどった」とはこのことだったのである。自然のエネルギーの大きさを示していた。漁港付近で瓦礫の処理を大勢の男たちがしていたが、聞けば漁業協同組合の人たちであった。

大槌町を西から東側の海岸に向かって川が流れている。橋をバイパスを通過して渡り、左折して内陸部にむかっていると、右手に山の稜線にそって細長く平坦な土地が続いている。区画整理された道路をもつ住宅街である。聞けば新日鉄釜石の社員が多く住む住宅街だと何人かの人に教えてもらった。立派な2階建ての家並みである。一戸建住宅の多くが夕方になっても明かりはつかなかった。昼間歩いてみると、多くの建物は

1階部分がガランとしており、近づいてみると障子はやぶれて風にゆれ無住化していた。私が訪ねたのは震災から半年近くたった時期であるが、近所の方に聞くと、家主からの連絡はないし、1度ももどっていないという。こうした家があちこちと続き、所どころ空き地はガレキの捨て場となっていた。

「お店はない」と聞いていた住宅地を歩くと店舗をかねた食料品店が一つ再開していた。「お店は開いていないと聞いていたが…」と話しかけると、店のおかみさんは、「近所の被災者にたのまれてなんとか再開した」という。品数は少ないが、米、インスタント食品をはじめ、キャベツ、大根などの野菜が並び、思いもかけずリンゴなどの果物も少量だがあった。果物をみつけなぜか私は、こころが安らぐ気がした。日常生活が一步一步回復に向けて動き出してきた証拠である。おかみさんは、「2階に年寄りも逃げて家族全部助かった」と当日のことを話しはじめ、1階の天井近くまで濁流がきたことを説明してくれた。

私は山間地の集落を1990年代後半から観察してきたが、無住化集落と同様の光景が被災地のここにもあると思った。家はあるが人が住んでいないのである。津波がいくつものいのちや地域社会をズダズダにしたが、残った光景は「限界集落」と同様であった。被災地の風景は、日本社会の日常と連続した一場面だったのである。

「災害福祉」ということばがある。災害は確かに非日常である。何人かの福祉研究者の解釈をみると、日常との対比で「災害福祉」を理解している。しかしそうした見方では、平常時における福祉問題が視野か

ら欠落し、「災害福祉」を非日常の一時的で特殊な問題としてだけ扱う可能性があると感じた。しかし私の理解で「災害福祉」は、非日常の側面とともに、平常時の福祉問題が顕在化する特殊な時期でもある、と理解している。これは危機管理研究をしている専門家の見解とおおよそ共通する。

2. 被災者のこころの不安

生活や仕事はどうなる？

2011年9月、私はユニセフの援助で再開・運営された保育園をたずねた。3.11から4カ月後の7月に仮設園舎で再開されていた。激しい雨が降った翌日、仮園舎の天井から雨漏りがあり2階床のフェルトの敷物が濡れていた。ユニセフは即座に調査に入りすぐに修繕した。国際組織の被災地支援の手際よさにおもわず感心した。夏の暑さはなんとか耐えられるとしても、この仮設園舎で冬の寒さが耐えられるのか私は真夏から心配をした。

被災前は120人近くの園児がいたが、7月に再開したところ半分の60余名がもどってきた。つまり半分の園児の家族が元の生活に戻っていないということである。家や家財だけでなく、親や兄弟や子どもを失ったうえで、他の地域に移った家族、遠方の仮設住宅に入った家族、失業した家族等である。半分の被災者たちは子どもをこの保育園に通わせる条件がないことを意味する。

保育士は「私たちは決まった仕事にもどれたのでよかった」といい、漁業者の場合は「がれき処理の日雇いで何とか家計をやりくりしている」という人もあった。半年たった9月の段階で「何のしごとでくらし

ていくか、まだ決まっていない人がたくさんいる」という。被災した家族は、将来の生活の見通しがまだ立たず、不安が先立つ状況に追い込まれているのである。被災し財産も家族も失い、それだけでもダメージなのに、加えてこれからの生活の見通しが立たないのであるから苦勞はいかばかりか。せめて退去の心配をせずに住める住宅と、仮設住宅は住宅費を除き自立生活（＝自己責任の生活）を余儀なくされるので生活費の確保（失業手当の延長給付や生活保護の給付等）を基本とした制度的支援と義援金等の援助が欠かせない。

仮設住宅に入ったばかりの高齢者の話では、「ここもすぐでなければならぬね」と入居早々先々の心配をしていた。退去期限の心配、生活再建の心配など、いろいろある。災害救助法によると第1次避難所は半年で閉じるから、7月から多くが仮設住宅へ移動する。その結果、2011年12月下旬までに岩手県、宮城県、福島県で第一次避難所がすべて閉鎖され、仮設住宅へ入居した。仮設住宅も2年間が限度である。将来どこに住むか確定しなくとも仮設住宅はでなければならない。

こころの不安をやわらげ自立にむけた決意を持続するためには、まず安心して暮らせる住居と生活費の心配から解放されることが、自立生活に移行するための共通する課題だと思った。

しかしまだ一家の大黒柱のしごとが決まらない。福島県双葉郡8町村全世帯2万6000世帯の調査結果によれば、ほとんどが避難生活で、その避難生活者の半数以上が「無職」である²⁾。他も同様だが、無職だと子どもの学校が決められない、母親も定

職をきめられない、だから「生活をどう再建したらよいかわからない」。では「何をしたらよいの？」という声が地域に広がることになる。家族の誰もが不安をいだき、それぞれに不安に耐える毎日を送っているのが現状であろう。

安定した仕事と退去時期のない住居が、家族の絆を保つ要（かなめ）であり、安心をつくる要（かなめ）である。

大人とともに耐える子ども

保育園児もしかりである。仮園舎で再開にこぎつけた保育園に、偶然にも私はボランティアにはいることになった。2日目、毎日「朝から泣きっぱなし」という子がいた。通常、泣き出すと保育士の誰かに背負われた。私が抱っこをしても泣きはとまらない。この子は1歳児で「あっち、あっち」と言い続ける。私は指を指す屋外に連れ出したら不思議にも、ピタッと泣き止んだ。繊細な子どもなのだろうか戸外にでて開放感を味わうようであった。国基準の保育なのでスペースの狭さを感じた。この子の場合、落ち着かないと抗議するのか、泣き出すときまって屋外に出るよう私に求めた。

午後3時ごろ3.11以前と同じく父母が迎えにくる。その後、年長と低年齢児との混合保育となる。私のところに年長児の女の子が何人かやってきて並ぶ。「高い、高いをして」とみんながせがむのである。3日目は行列ができた。ある子は私の膝にのり、「どこから来たの?」「今日はお父さんが迎えにくるよ」「明日は仙台に行く」とか、4日目には「いつ帰るの?」と1人ごとのようにおしゃべりをした。しかしワンフレーズの会話で、1週間ついにまとまった話

はできなかった。被災時のことは質問できず、子どもも一言もふれなかった。しかし私から離れもせず、手をさわったり周りをかけ回って遊んでいた。

何かに耐えているようであった。保育園児の仲間の話もしなかったのである。あとでわかったことは、この子は亡くなった友達のことをこころにしまっていたという。悲しかったのであろう。震災7カ月目に、堰を切ったように友達のことを話し出したというのである。

そのほか、友だちの遊んでいる遊具を誰かまわす横から奪い、すべて自分のものにする子がいた。人には決して貸さない。自分の自由にならないと大泣きする子などが、私は気になった。

同様に、毎日大泣きしていたが、3.11当日から「言うことをよく聞く子」に変わった子どもがいた。大人の極度に緊張した雰囲気を感じ取り、耐えることを覚えたのだと私は直感した。この子は今も良い子である。園児も大人の「こころの不安」を共有しているといえる。だから保育士支援の恒常的なボランティアが必要である。できればこれが増員に結び付けばじっくりと子どもに対応でき、問題がだいぶ解消するのにと考えた。

不安のもととは基本的生活ニーズの未充足?

園児と関わってわかったことは、大人も子どももこころの落ち着きを取りもどすため、家庭生活の安定を得ることが不可欠だということである。生活費の確保、仕事の確保、住居の確保等がワンパックで確保されないとこころの安定はえられないということである。つまり、生活ニーズの包括的

充足が緊急の課題なのである。被災者がそうであるように、保育園児も同じである。

住宅、しごと、学校、福祉サービスという生活の基本要素が奪われ、政治の現実がその再建を困難にしている面がある。総括的にいえば、「東日本大震災は地域における生活様式の全体を解体しかねない状況」をもたらしたといえる。3.11以降の被災地をみると歴史的に積み上げてきた生活様式が崩れかねない危うい側面をもっているのである。被災者に対する支援をする場合、生存権を守ろうとする「共生のこころ」がないと、何を支援してよいか観察力がなくなるように感じた。

3. 生活再建にむけた希望と失望との混在

希望の開拓者は地域住民

生活再建にむけた個人やグループの様々な努力がはじまり、しだいに花開くケースもでてきている。インターネットを活用した魚の通信販売、仮設市場、仮設商店街、復興商店街の立ち上げ、漁協仲間による港湾や養殖漁場の清掃や再整備等、漁業の再開へむけた努力等々と、これまでのしごと仲間、地域社会のつながりを生かし創意工夫がなされ、力強く新たな歩みが進みだしている。

地域づくりでもボランティアが重機を持ち込んで道路整備や集会所建設に協力してもらいながら従来の地域コミュニティを守り、地域生活の再建を進めているところもある。大槌町は町長を先頭に役場が、地域ごとの再建論議を住民ぐるみで組織しだした。

これらの取り組みは従来とは異なる局面を生み出し、草の根による新たな地域再建という社会的機能を果たしつつあると思われる。

避難生活が長期化するに伴い、自立を求める被災者自身の欲求の高まりも感じた。支援される受身の生活に「これでいいのか？」というアイデンティティの危機を感じ、自分の力でなんとかしたい、生活を立て直したい、という意欲を高めている。これに依拠して積極的に支援をすることが今、重要だと思う。とくに被災者の自主・自立の意欲を高め、自己統治、地域自治の意欲に結び付けることが被災地支援の場合に特に大事であると思う。生活の支え合い、仮設住宅での自治会づくり等もその一部である。このエネルギーをうねりにして地域復興計画づくりとそれを実現する取り組みに結び付けることがソーシャルアクションの課題であろう。

その場合、1980年代から新たに組織された地域福祉コミュニティが地域再建でどのような役割を果たせたかその有効性も確認する必要がある。

高く評価したい被災地報道

こうした動きは、テレビや新聞の企画報道番組等でいねいにフォローされ、持続的に取材がなされているが、これは近年きわめて注目すべきメディアの傾向である。一連の報道は、現実の注意深い系統だった観察に裏付けられた内容となっていことが特徴となっている。こうした番組や報道は、被災地と全国の「絆」を維持・発展させるために重要な社会的役割を果たしてきたと思う。今後、被災地の生活と苦楽をとみに

しながら生活再建の支援を行い、復興に向けた地域の取り組みにつなげることが求められている。それは金銭的、物的、労力の支援だけでなく、専門職ボランティアなどをはじめとする精神的、文化的、政策的支援が求められてくると思う。これを別なことばで言えば、「共生にもとづく福祉文化」活動の一貫として位置づけるものである。

それにしても将来の暮らしが未確定で、「どうしてよいかわからない」という声はより広くあると思われる。2011年10月29日、昭和女子大学社会福祉学会（東京都世田谷区）において大船渡市観光大使でシンガーソングライターの濱守栄子さんは、大船渡市や陸前高田市の人びとの生活の現状について聞き取りをふまえて報告をした。私なりに要約すると、①現時点では避難生活に追われ、いわれているような「復興段階」にはないこと、②現段階で市民は「どうしたらいいのか」選択肢がまだ見えない状況にある、という二つのことである。これは地方紙記者の聞き取りをふくんだもので、一般市民の声を言い当てていると私も思う。

被災者の出口のない混沌とした現在の生活状況は、主として被災者の自己責任なのかどうか、私は再度問う必要があると思った。自己責任というならば、自己責任にもとづく生活を余儀なくさせる社会与件を問題にしなければならないということである。

生活不安が長期化する政策的背景

少し記憶をたどってもらいたい。21世紀日本社会のビジョンを決定した国家の基本文書は1979年に閣議決定した「新経済社会7か年計画」である。この計画の主な目標は「経済的安全保障」の実現を第一義とす

る国家社会を21世紀に組織すること³⁾である。

「経済的安全保障」ということばの意味は「経済エリート優先の福祉」といいかえてもよい。「経済エリート優先の福祉」を目標とした国家づくりである。戦後、日本国憲法第25条の定めた生存権の対象は勤労国民であるから、「新経済社会7か年計画」は、21世紀の生存権保障の対象を「勤労国民」から「経済エリート」に移し変えることになる。

社会システムとしてその骨格を説明をすると、「経済エリート優先の福祉」と「勤労国民生活の自己責任（自立・自助、相互扶助）」とを抱き合わせた社会を実現することである。これを政策上の原則とし、これを実現する財政金融、経済社会政策を進め、国民に「新たな生活様式」にもとづく社会体制を21世紀に確立するということとなる。

これを社会保障制度審議会「1995年勧告」等を用いて国民生活レベルで要約すれば、①勤労国民の企業に対する賃金引き上げ等の要求を超長期に抑制し、自粛させる、②国家、自治体等の勤労国民向け公財政支出を超長期に漸次削減し、勤労国民が国家、自治体から経済的に自立（自立・自助、相互扶助）した生活様式に切り替えること、③勤労国民に対し、〈国家に対する連帯のあかし〉として大増税や税・社会保険料100%納付等の負担増を課し、これをやむをえないリスクとして受容させること⁴⁾である。

これはいうまでもなく日本国憲法第25条の終息であるが、一言でいって「経済エリート」の権益を守ることが勤労国民自らの

生活を維持することになると錯誤させ、受容させるということである。1980年代以降、戦後最大の意識操作システムを必要とした理由である。

新たな生活様式についていえば、阪神淡路大震災や中越地震では義援金受領を理由に生活保護を廃止されるケースはなかったが、東日本大震災で福島県南相馬市は、義援金を収入認定し生活保護を打ち切った。これは生活保護基準が、勤労国民の「最低」限度の生活保障基準が、「最高」限度の生活保障基準に入れ代わったことを意味する。この南相馬市の動きは「国民の最低限度の生活保障＝生存権」という政策原理を崩さなければありえない対応である。

生活保護世帯は2011年7月末で205万人をこえた。敗戦後、旧生活保護法を除き新生活保護法（1951年施行）のもとでは「最多」となった。東日本大震災関係を見ると3.11以降9月末までの合計が939世帯と発表されている。8月以降仮設住宅入居が本格的に進むのでさらに増加するのであるが、この段階では205万人のうち939人であるからその影響は微小である。

つまり1951年以降「最多」になった理由は、3.11以前の失業や貧困・低所得層の増大であることになるから、「戦後の混乱」期と同様の生活困難が現在の勤労国民をおおっている事実があるにもかかわらず、それがわれわれには見えていないことに気付く。正確な国民生活の統計的事実がしだいに明らかにされなくなり、社会生活の実態を国民が共有できないでいることになる。「経済エリート優先の福祉」とは、このような情報過疎を一つの支えとして成り立っているのではないか。

東日本大震災から9か月後も「どうしたらいいか選択肢が見えない」被災地の状況は、直近の勤労国民の生活実態と同質であり、たまたま被災地で集中して表れている一現象といえる。

とくに注意してもらいたいことは、従来の生活保護受給が「最多」であった1951年とは、日本の社会保障・社会福祉制度がまだ未整備な時期である。社会保障や社会福祉が整っている今の時代に、なぜ1951年をこえて生活保護受給者が「最多」になったのかである。結論を言えば、実は現在の社会保障や福祉制度が国民生活を下支えする実質的役割を果たせず、1951年と同じようにいわば機能マヒの状態にあるということになる。制度の空洞化である。確実なことは、「福祉3法」時代と同じレベルの深刻な生活困難が現在、存在していることである。加えて「形だけ福祉」（山井和則厚生労働大臣政務官、当時⁵⁾を維持するため、勤労国民は年々高額になる社会保険料を支払い続ける。

被災者の苦労は人災である

東日本大震災の「自然災害についてはあきらめもつく」と何人かの人に教えられた。自然によって育てられ、生きてこられたという感謝の念からである。しかし東京電力福島第一原発事故による放射能汚染に加え、野田民主党政権がTPP（環太平洋連携協定）交渉参加の動きには、あきらめがつかないようだ。「これは人災だ」との怒りも聞いた。中には、しごとの将来を悲観し事業再開を「あきらめ」、よそに他出する人も続いている。被災者がせっかく生きる気持ちを取りもどそうとしている時に、「こ

の人災」がこの気持ちをおしつぶすケースもある。働き盛りの人びとは希望を失い、自殺するケースもある。

私たちは被災者の生活を今一度現地をよくみつめ、被災者に寄り添ってともに考え、ともに何をなすべきかを継続して考えていくことが必要であろう。

4. 大震災が提起した倫理という論点

社会的倫理の崩れ

私たちの生活構造は、1980年以降の社会保障・社会福祉の制度改革によって崩れはじめた。この変化は国民生活の変化だけではなく、生活様式の原理の転換をもたらす。「共生の生活」から「自己責任の生活」への変化である。社会的支えを失った「自己責任」という丸裸の生活様式へ、である。

この非福祉国家型社会政策を進めた結果、人間関係がしだいに野蛮化した。たとえば商取引では人をだまして稼ぐ方法が横行し、高齢者を対象とした「振り込め詐欺」が日常化し、高知の職員互助会は手続書類不備にもとづく多額の誤入金返金を一貫して公然と拒み、高齢者や児童や女性に対する虐待が連年増大し社会的な対策が緊急の課題となっている等々である。これは人間関係の無秩序化、野蛮化の浸透と深化といえる。そして行き着く先は1998年以降恒常化した3万人を超える自殺⁶⁾である。

ベトナム戦争での米軍50万人の兵の死者は1万人台であったと思うので、毎年3万人台の死亡は日本国内で大規模な戦争（生活戦争）状態に似た非人道的な社会状態にあるのではないかとも思う。

これらは日本社会のモラルの限りない低

下を象徴し、自己責任社会のゆきつく先がどのようなものか示している。

放射能物質の除染に東電の責任はない？

こうした社会的アノミーの広がりには追い打ちをかける問題があった。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染を除去することを求める福島県のゴルフ場経営者の仮処分申請が東京地裁にだされた。

東電はこれに対し、「原発から飛び散った放射性物質は東電の所有物ではない。従って東電は除染に責任をもたない。もともと無主物であったと考えるのが実態に即している。所有権を観念し得るとしても、既にその放射性物質はゴルフ場の土地に附合しているはずである。債務者（東電）が所有しているわけではない」として、放射能汚染の除去の責任はないと主張した。

私は原発推進のために地域社会にバラまいた札束は電力会社の名を伏せていたという新聞記事⁷⁾をすぐ思い出した。福井原発推進のためにバラまいた闇の寄付は直近の6年間で500億円以上とされる。この札束を出所不明の「無主物」とするよう電力会社が求めた。札束同様に、放射性物質を「無主物」にみたてたところが東電経営者らしい。

だが問題はとくに深刻だと思う。電力会社のもっとも有力な東電が、健康と生命をもって生きている国民を、放射線を暴露しても被害がないたんなる「物質」に見立てた論理で対応したからである。放射能について専門的知識を持つ者が、専門的知識をもたない国民に対し周到に準備した説明である。

現在日本社会は、時代閉塞感が高まり社

会モラルも混沌としている。今後検討しなければならないことであるが、「放射性物質無主物論」はこの社会的閉塞状況のもつ非道徳的な性格を見事に表現した。

現時点でいうと「放射性物質無主物論」の特徴は、放射性物質が人間の健康や生命をむしばむ危険な物質であることを隠そうとした論理構成をとっており、根本において倫理的感性を喪失した典型的な理論である。これを東京地裁の裁判官が結果として東電のこの理論を受容する決定をした。残念ながら、これが原発社会を支えている人びとが共有する倫理感であろうか。人間を「物質」扱いするようであるから、大震災被災者支援や放射能被害補償が思うようになぜ進まないかもだいたい説明がつくのではないか。

一方、この「放射性物質無主物論」の考え方に「違和感」を感じとった人びとが多くいることも重要である。人間の生命や健康を尊ぶ気概が社会の中に存在しているからである。この「違和感」は、じつは札東や品物と同じに放射性物質を扱う考え方に対する疑問であり、さらに命や健康を守りたいという人間的感性のゆえであろう。この「違和感」こそ、自由と自己決定を内容とする「人間の尊厳 (Human Dignity)」を守る条件をうばうことに対する感情の表れといえる。21世紀日本社会の「生活体系の全体」を〈人間性の復権という福祉の視点〉から再構成する歴史的事業における倫理的出発点となろう。そして、「新たな生活体系を地域社会で再構築する」うえでの有力な価値基準になる。なぜなら「放射性物質無主物論」に対する「違和感」の根底には、非人間性に対する批判という形での

人間性を擁護する確たる観点が存在するからである。それゆえこの「違和感」は21世紀日本社会の共有すべき新たな価値観となりうると私は思うのである。これは、福祉文化学が追及すべき理論的課題であり、いわば中心的論点の一つであろう。

「生活様式の全体」を再構成する場合の中心問題は価値体系であり、そのあり方こそが21世紀の福祉文化の中心問題である。この視点は私が行政側の福祉文化論から学んだもっとも中心的な成果である⁸⁾。

東日本大震災は確かにひどく大きな被害をもたらし、地域社会の生活全体を崩しかねないが、しかしその中で生活再建にむけた大きな努力が行われていることもわかった。今後の問題は、「連帯」や「絆」にもとづく現在の被災地での努力や支援活動をどのような方向に生かすかである。

その場合の視点は、人間を物質扱いをしないことである。物質扱いする考え方を批判することである。その一例として「放射性物質無主物論」に違和感を感じ、倫理性を欠く考え方を批判しうる生活感覚が重要なのであり、これを共有する「連帯」や「絆」がより大事なのである。これは歴史的にいうと倫理的感性を欠く「放射性物質無主物論」と比較して、倫理的感性を確実にもっているがゆえにはるかに質の高い—ゼロと1との違いである—生活文化である。

それゆえに時代的な閉塞感の強まる21世紀の地域社会において、この「違和感」は光を与える価値基準、みんなが共有しうる「共生の価値基準」であり、共生するうえでの目標となりうるのである。これこそが福祉文化の課題ではないのか。その意味で実在するこの「違和感」は、貴重なコミュ

ニティの表現なのである。

このコミュにティの基礎は、被災者の日常生活から目を離さないで「連帯」すること、被災者の日常生活のなかで健康と命を気づかうこと、暮らしのなかで被災者の「尊敬（自由と自己決定）」を尊重し、互いに守り合うことであろう。これは、多くの方々の共通した思いを包摂した福祉であり、倫理的感性を生かす生活様式の国民的基礎であるように思う。

これに加えていえば、この日常生活のなかで「放射線物質無主物論」に対する「違和感」の意味を再度継続して問い続けることである。

以上が東日本大震災が福祉文化の領域に提起した一大論点だと思うのである。

注

- 1) 宮城県民医連『2011.3.11東日本大震災支援活動報告集』（2011）127頁.
- 2) 日本災害復興学会2011年度大会（10.8）

での福島大学丹波史紀准教授の報告。

- 3) 永山誠『社会福祉理念の研究』（游藝書館、ドメス出版発売、2006）173-186頁.
- 4) 永山誠「福祉文化の二つの潮流とその論手」『福祉文化の源流と前進』（明石書店2011）66頁
- 5) 清水康之・湯浅誠『闇の中に光を見いだす』（岩波ブックレット2010）45頁.
- 6) 清水康之・湯浅誠 前掲書 2-20頁.
- 7) 朝日新聞2011.11.4「福井に匿名寄付500億円—大半は電力業界か—」によると「匿名を希望する大口寄付」が2005-10年の6年間で500億円はあるとして、判明分のリストを示した。
- 8) 永山誠「福祉文化の二つの潮流とその論点」『福祉文化の源流と前進』明石書店2011）69-91頁参照.

（ながやま まこと 昭和女子大学）

被災者に学ぶ

何がおきたのか？ 私たちは何ができるのか？

杉田 穩子

私は、11月19日・20日の日程で宮城県東松島市を訪問した。

19日正午に到着。迎えてくださった第二共生園 菊池園長から「インタビューでいろいろ聞きたいって言っても、あの津波の痕さ見たら、言葉もでなくなるっちゃ」と言われた言葉が印象的だった。その後、菊池園長に被災地を案内していただいた。1600人余りが暮らす仮設住宅では、同じ薄い灰色の壁の住宅があたり一面に長く並んでいた。壁に断熱材を使用していなかったため、寒さに対する断熱材の補強作業が行われていた。住民の方は家の中におられるのか、人影はまばらだった。その後、石巻、女川、牡鹿の三陸海岸沿いを案内していただいた。どこも海に近いところは、家の仕切りの痕だけが残って更地になっていたり、家は残っていても、窓や壁が縦に破れていて、家の中もぐちゃぐちゃだった。かなり高いところでも津波は来ており、女川町の高台にある病院の柱の1.98メートルのところ「ここまで津波が来ました」と書かれていた。その高台のフェンスに花束が置かれていた。このフェンスから津波をみていた人たちも多くが犠牲になって、今も花束

が飾られていた。特にこの地帯はリアス式海岸で小さな湾になっており、津波が狭められて、どんどん上にあがってきたという。その高台にのぼって、見下ろすと女川町が見渡せ、この高台を津波が超えてくるとはとても考えられない高さだった。(写真1)



写真1：女川町の高台から見た横倒しのビル

その後、仮設の障害者のグループホームを見せていただく。精神障害の方、知的障害の方あわせて8人が生活しておられた。夕食中であった。親が亡くなられた方、仮設住宅では親と住めない方、症状が悪化し家族とくらしなくなった方など理由は様々だった。2年間の限定の事業だが、2年では新しい移転先を探せる見込みはないのでは

ないかと菊池園長はおっしゃっていた。そこで暮らす一人の女性の方に3月11日にどのように逃げたのかを伺うことができた。「高い所に言った方がよいという声でしたので、買ったばかりの服を袋から出して着て、必死で逃げた。その服を着たことでその晩、野宿した時の寒さをしのぐことができた」ということだった。その後の避難所生活ではさまざまな苦労があったそうで、ようやく今のグループホームで落ち着いた生活ができているとのことだった。

20日の午前は、再び菊池園長に東松島、野蒜、大曲地区を案内していただく。同じように更地になっている所、めちゃくちゃの家や建物が多く残っている所がどこまでも続いている。(写真2)特に、56人(う



写真2：壁がめちゃくちゃに壊された海辺のレストラン

ち一人は行方不明)の高齢者が犠牲になった高齢者施設は、松島が一望できる海に面していたが、海岸と陸地を隔てる道路の内側にも海水が来ており、海岸の海面の方が、陸地の水面より高くなっていました。地盤がどんどん下がってきているのがわかる。また仙石線の途中、野蒜から陸前小野の間で止まったままになっている列車の車両、



写真3：住宅地に取り上げられたままの大型船

住宅に押し寄せてきて取り上げられたままになっている大型船などもあった。(写真3)津波の力の大きさと半年以上が過ぎても処理がなかなか進まない現状を示す衝撃的な場面であった。

菊池園長は何度も「運だな。運としかいえない。だれが助かった、助からなかったって、運しかない。ちょっと買い物さ行ってたから助かったとか」と車の中で何度も言われた。職員の中で、1歳の子どもを実家に預けて働いておられた方は、津波で実家ごと流され、子どもと両親を失い、自分だけが生き残った人もおられるとのことだった。

19日の夜、菊池園長のよびかけで、3法人、6人の通所・入所の施設長や職員の方に集まっていただき、食事をしながら、お話を伺った。

① 3月11日に何があったのか。

- [入所施設の職員] 自分の勤務が終わって、5時過ぎに帰宅したが、幼稚園教諭の奥さんが一晩帰宅しなかった。連絡もつかないし、その幼稚園の場所は水が残

っていて、立ち入り禁止になっていた。翌朝、ボートで迎えにいくと、途中で、自宅の2階に避難している人たちが助けを求めてきた。緊急の人だけ安全な場所まで避難させた。その他の人には待っていてくださいと言って、妻の幼稚園に行ったがだれもいなかった。しかし近所の中学に避難していることがわかり無事に出会えた。当日は園児と歩いて避難したらしい。残念なことにすでに保護者が迎えに来た園児たちの中には助からなかった人が多かった。その後、いろいろな人をボートで運んだ。胸ぐらいまでの深さだったので、自分は歩き、救助する人をボートに乗せて運んだ。自分の歩く姿を見て、水の深さを知って安心し、水の中を歩く人もでてきた。高齢者の方は失禁もされていて悲惨な状況の人もたくさんおられた。しかし、今でも妻とその日のことはあまり話さない。

- [通所施設の園長] 利用者を入所施設まで避難させて、自分もそこにいた。家族とは全く連絡がとれないし、津波が来たり、すぐ側の河川の堤防が決壊したことはわかっていた。家には半身不随の車椅子の母と夫、息子がいた。夫の話によると、避難命令が出されたけど、母親を運べないので、どうするどうすると言っているうちに、ものすごい波が来た。とにかく高いところにあがろうということで、天井の天袋に上った。息子とふたりで母親を挙げた。津波は7回から8回来て、3回目が一番大きかった。波が来て、水がわーとあがってきて、すごい勢いで引いていく。何回目かの時に、下からお酒のびんが浮いてきたので、母親の体がと

ても冷えていたので、みんなで酒を飲んで、母親の体をさすって暖めた。「こんなときに酒のんでんのか」と母親と笑った。一晩そこで過ごし、翌日自分が見に行き、施設の職員の人にも助けをもらって、天井から母親をおろした。

川に近い所だったので、堤防が決壊して、同じ部落で9人ものが亡くなった。近所の奥さんがいないいないと探していて、2ヶ月ぐらいたって、ようやく片付けはじめようとしたら、その人の隣の家の押し入れから遺体が見つかったということもあった。もういろんなことがあった。その家は壊して、今は更地になっている。近所には、介護をしている人が多く、逃げ切れないでお年寄りだけが生き残ったという場合もあった。自分の知り合いの人にも寝たきりの親を抱え、逃げ切れずにいた人がいた。でも津波の時、不思議にもベットで寝ていたおじいちゃんの方は、津波が来たり引いたりするたびに、介護用ベットごと上下して、おじいちゃんの方は無事だったが、介護をしていたご家族が流されてしまったという人がいる。

- [入所施設の園長] 同じ法人の仲間の施設長が亡くなった。その方は、最後まで、利用者の避難誘導をしていて、利用者を車に乗せ終わり、その車が動き出した瞬間に津波が押し寄せてきて、流されてしまった。その人の誘導がなかったら、利用者に被害者がでていたと思う。数日後、そこから数キロ離れた場所で遺体が発見された。その人のことだから、どっかで記憶喪失になっていて、避難所で生活していて、ふらっと「わかったなあ」と

帰ってくるのではないかと本気で思っていた。

②障害者施設の現場では…

- 入所施設は比較的落ち着いていた。電気と水は来ないが、自家発電はできるし、井戸の水や沢の水などを飲んでしのぐことができた。予想外だったのは、地域の人たちで、避難所に入れない人たちが、電気の明かりをみてどんどん入ってきたことだった。非常食は1週間分は備蓄しているが、地域の人たちにもだしているとおつとと言う間になくなってしまった。
- 通所施設のほうが大変であった。家族とは連絡がとれないので、そのまま通所で泊まるという形になった。その後も帰せる利用者は帰し、帰せない利用者の家族をどう支援するかが大変だった。がれきの撤去と泥落としさえすれば、帰せる場合は職員総出で、その家のがれき処理などをした。そのようにして一人一人帰れる場所を作っていた。
- 入所の場も通所の場も、地域の人、グループホーム、ケアホームの人たちが避難してきて、定員の2～3倍ぐらいの人数で生活していた。予想外だったのは自閉症の人たちがとても落ち着いていたこと。比較的豊かなスペースで暮らしているのは自閉症の人たちなので、緊急時には、どうしてもそこに他の人たちが入ってもらうことになるが、まったくパニックになることなく大丈夫だった。周りの状況を読む力があるのに驚いた。余震などの時は、地域の人の方がパニックになっていた。

- 一番大変だったのは精神障害のある人ではなかったか。自宅で生活しておられた家が流され、避難所での生活を余儀なくされ、プライバシーのない空間の中で、それまで抑えていた症状を出す人たちが続出した。薬もなかった。今も精神科病棟はいっぱいである。
- 親を失ったり、仮設で生活できない障害のある人のための仮設のグループホーム事業が実施されている。いままで利用者としてかかわってきた人たちの支援は大丈夫だが、特に精神障害のある人で、かわりのなかった人たちの支援はたいへんなこともある。三障害一緒にといわれるがやっぱり支援の仕方は違うと思う。

③外部からの支援・ボランティアについて

- 震災直後にはとにかく瓦礫を自衛隊の人たちが道路の脇にのけてくれたり、警察が行方不明者の捜索をしてくれて、もちろんそれは心強かった。
- 一番助かったのは、「難民を助ける会」のボランティアの人たち。まだ1ヶ月もしないうちに来てくれて、「必要な物は何ですか」と聞いてくれた。そしてすぐパソコン3台をもってきてくれたり、壁の修理費350万、暖房の修理費300万以上だしてくれたりした。とにかく対応が早く非常に助かった。いろんな企業が出資している献金を集めている団体で、海外でもたくさん活動している。民間はフットワークが軽かった。
「あの時私たち難民だったものねえ」
- 助かった支援としては、他に、障害者施設関係の仲間からの支援だった。どんど

ん支援物資を運んでくれて、余った物資を他の場所に運んでくれたりした。

- 一番腹立たしかった支援は、他県から派遣されてきたソーシャルワーカーの人たちだっただろうか。一番お願いしたかったのは、通所利用者の家のがれきの撤去や泥落とし作業であったが、自分たちは専門のソーシャルワーカーとしてきているので、がれきの撤去はできないと言われた。「今それどころでないんだわ」と思って、とても腹立たしかった。
- 気持ちはわかるけど、う～んというのは、何度も「なにかあったら手伝います」といってくるボランティアの人たち。残念ながら、私たちにはボランティアの人を受け入れる余裕は全くなかった。心配して手伝おうと言ってもらえる気持ちはとてもうれしいし、今でもその人たちのお気持ちを使いきれなくて、申し訳ない思いでいっぱい。しかし掃除を手伝ってもらっても「雑巾どこですか」となるとまた「ここです」と説明しているだけで時間がとられてしまったこともあった。電話でお願いしてくる人にはやんわり断ったこともあったが、直接来られると断るのを躊躇してしまう。私から、「ひょっとして、ボランティアの方の支援もなさっていましたか？」という笑いがあった。「むしろこれからの課題としてはこれからボランティアに来た人に何をしてもらおうか考えなければいけないということではないか」とも。ボランティアは本当に難しい。
- 出張で、九州や大阪に行って言ったのは、興味本位でもいいから津波の跡は見に来てくださいと。1年や2年で元に戻ると

いうものでない。未曾有の大震災の痕跡を現地で確認できれば又思いは別なものが沸き起ってくる。

④新たな人とのつながり

- 月に一度、地域の人に向けて行っている土曜市では、いままでの常連さんだけでなく、たくさん地域の人が来てくださるようになった。5月から再開したので、その時は物がなかったのでいっぱい来てくれた。炊きだしもたくさんの方が並んでいた。その後も多くの地域の人が土曜市には来てくださるようになった。

⑤これから必要な支援

- 失業手当が延長されて、実は、雇用があっても、巷ではパチンコ屋と飲み屋さんが繁盛しだしたといううわさもある。みんな家、家族、町を失って、先が見えてこないのだ。
- 一番深刻なのは、仮設住宅での閉じこもりの人たちである。地域ごとで同じ仮設に入っていることもあるが、ばらばらで入っている場合も多い。今はまだ多くのNPOがきて、集会所でさまざまな企画をし、毎日企画が埋まっている。それによって仮設から外へ出ていく機会ができていく。でも一年がすぎればNPOもだんだん減ってくるのではないかと思っている。もう仮設では孤独死、自殺の人がでてきている。人との関係をつくれなくて特に中高年男性への支援が必要ではないか。自分は先月から月1回、仮設に出向き、やきとり・カラオケの企画をしてい

る。これからも月1回やる予定である。そのような息の長い取り組みであれば来てほしい。

- 3.11直後は、避難所の生活ではみんな生きていてよかった、パンがもらえるという喜びで、ひとつになれた。その中で家に帰れる人、帰れない人たちがでてきて、避難所に残る人たちがいた。その人たちの中にも、仮設住宅に早く入れた人、抽選に漏れた人がでてきた。そして今の課題は、仮設住宅からどう抜け出せるかになり、一人一人違う方向に向いていつている。だから難しい。復旧、復興ができる人、できない人が分かれてきている。上の生活にむけて、乗っていける人はいいが、それにひっかかって来ない人たちの支援をどうするのか。そこをみていかなきゃなんねえ。

「絆、絆というけれど、絆が切れていくような時期にきてるんでねえか。」

- こんな時の支援は話し合っていて決めていては遅い。今は強い指導力のある人が、どんどん前に進めていってこれなければ進まない。そういう指導者の全くいない政治にあきれる。TPP どころではない。
- 同じ宮城にいても仙台の旧市街と沿岸部では復興の様子が全く違ってきている。仙台にいと震災や津波は昔のことになりかけ、沿岸部と温度差があるのでは。宮城の中でもそうなので、全国レベルで言うと年月が立つにつれてどんどん忘れ去られていくのではないかという恐れがある。復興には10年、20年以上の年月がかかる。忘れてほしくない、忘れさせないために私たちも声を挙げていきたい。
- 今回は福島 of 障害のある人の受け入れを

できなかった。以前福島に災害があったとき、職員の家族の住宅まで用意して、200人受け入れたことがあったのに。結局今回、福島の方は、高崎や長野に行った。そう言う意味では宮城は今回何の支援もできなかったと悔しい思いはある。

今回、一泊二日で東松島に行き、私自身は学ぶことが多くあった。二日にわたり車で案内していただいた津波の被災地の様子は、失礼な表現かもしれないが、本当に心が重くなる光景だった。このような光景を毎日見続けながら仮設住宅で暮らす人たちに、簡単に「頑張りましょう」と声をかけられない重い現実があると思った。そしてどこまでもつづく更地や学校のような大きな建物までも呑み込む津波の爪痕の大きさに言葉を失った。

また、晩の食事会での話は、どれもが驚くことばかりであった。どの方も無我夢中で利用者や地域の人を支援しつつ、必死にやってこられたことがひしひしと伝わってきた。そんな中でもお酒が浮いてきてそれを飲んだとか、あのソーシャルワーカーには腹が立ったとか、あの時のスパゲティの美味しさは忘れねえとか、笑いが絶えない話し合いの場であった。笑える人たちに感動し、笑いが人を元気にする力を感じた。

一方で、3月11日の日の出来事を夫婦の間でもまだ話題にはしていないという言葉に、どきっとさせられた。私は、今日話を聞いてよかったのか、まだまだ過去になっていない傷をえぐり出したのではなかったかという思いが残った。さらにボランティアの話は難しさを感じた。非常時に求められている支援とは、相手が必要とする物資

を迅速に提供できることなのだ。一方で、ソーシャルワーカーという専門性が邪魔をするボランティアや、ボランティアするためのボランティアも多かったのではないだろうか。自分たちが行ったボランティアはどうだったのか、もう一度だれもが問い直す必要があるのではないだろうか。

最後に、私たちに何ができるのか。……本当に難しく私にはよくわからない。ただ、ひとつ思ったことは、ひょっとしたら、このような報告を一年に一度、少なくとも10年ぐらいは続けることではないだろうかと思った。

今回、急な私の申し出にも拘らず、二日間も被災地を案内してくださった菊池園長は、7～8年前私が勤務先の東京の短大で保育士定員を100人も増員することになり、実習先の確保に苦労していた時、遠方にも拘らず協力してくださった方のお一人である。その後の実習で、実習生たちにいつもよい学びを与えていただいた。数年前には

研修会を開いていただき、非常に重度で攻撃性の高い自閉症の方に対してジェントルティーチングという考えを基に職員が一致した方針でかかわり、成果をあげていることを教えていた。今回、津波のニュースがあった時、連絡がなかなかつかず、電話でお話できた時は声が震えたことを覚えている。まさか今回もこの報告を書くためにお世話になるとは思ってもみなかった。大変な中、たくさんの時間や労力を裂いていただき、本当に心から感謝している。残念なことに、その当時同じように実習に協力してくださった園長が津波の犠牲なられた。その方は話し合いの中にでてきた方である。その方からもさまざまな教えをいただいた。最後まで利用者を助けて犠牲になられた姿勢に心から敬意を表し、心からご冥福をお祈りしたい。

(すぎた やすこ 青山学院女子短期大学)

気仙沼の復興活動から学ぶ

磯部 幸子

はじめに なぜ、気仙沼復興協会の訪問となったのか

福祉文化研究編集委員会は「福祉文化研究21号」の特集テーマをどうするかを検討して行く過程でいろいろな意見が出された。研究誌であるため、通常はテーマに沿った研究論文や実践活動の中から今後の方向を分析するような依頼原稿をするのが常であった。今回は3月11日に起きた東日本大震災を避けては通れないあまりにも大きな出来事であり、編集委員の一人ひとりの中でどのように向き合い、どのように関わっていくことがよいのか、答えを持たないままに時間が過ぎていくことへの焦りというか、何をどうすればよいのかの方針を持たないままにある意味茫然としていた。

とにかく、日本福祉文化学会として、そして、一人の人間として、地震と大津波によって一瞬にしてそれまでの生活と家族を失い、人生を変えられてしまった人々の状況を深く理解し、その生活ニーズに寄り添うことでつながりができるのではないか、という結論に至り、そこで、「被災者に学

ぶ一何がおきたのか？私たちは何ができるのか？」というテーマに決まった。

今回、気仙沼復興協会（KRA）（以下、復興協会という）を通して現状を学ぶことにした理由は次のとおりである。

2011年9月に行われた第22回日本福祉文化学会仙台大会において、2日目、被災地の現状を知るための視察プログラムの第3コースで、復興協会を訪ねた。このコースの参加希望者は3つのコースの中で一番多く、40名の集団が仙台駅から大型バスに乗り込み気仙沼に向かった。何う私たち参加者は、とにかく現地がどうなっているのかを見たい、知りたいという、今思えばミーハー的態度であり、しかも、時間の関係で現地滞在時間2時間程度と、あっという間に立ち去ってしまった大変失礼なふるまいであった。ずっとこのことが気になっており、改めて、私たち（日本福祉文化学会）が息長くつながりを持って関わってきたいという素直な気持ちを伝えつつ、具体的にどのような関わり方があるかを考えるために今回の再訪問となったのである。

被災から9か月ほど経過した、12月21日の早朝、一関駅から大船渡線に乗って気仙沼をめざした。復旧・復興事業に関わる会社や個人が常宿として利用しているのだろう、気仙沼の旅館やホテルはどこも満室で部屋を確保できなかったからだ。電車は前方右手に朝日の輝き浴び、前日に積った雪を舞い上がらせながら気仙沼をめざして発車した。

写真は自分がここで生きていたあかし

1時間半ほどで終点気仙沼駅に到着。(現在、大船渡線は気仙沼が終点となっている。)駅前には、気仙沼復興協会の事務局長千葉貴弘氏と福祉部事務長の塚本卓氏が出迎えてくださった。(全く恐縮である。)さっそく、その足で、復興協会の4部門の一つ、写真救済部が作業を進めている唐桑体育館に向かった。(写真1)

写真救済部は、災害後、倒壊した家や流されてしまった家々から流れ出した泥だらけの写真やお位牌、カメラ、壊れずに残った焼き物、掛け軸などさまざまな取得物を

整理し、泥を洗い落とすなどしてきれいにし、持ち主に戻す作業をしている。記録によると写真は100万枚整理し、40万枚は持ち主に渡し終え、現在、残りは取得場所ごとにファイル化して探しに来る人に供している。(その内、20万枚くらいの写真は真っ白になり、被写体が判然としなくなっているとのこと。)(写真2)

この写真救済部の責任者、高井晋次さんがこれまでの仕事の過程を丁寧に説明して下さいました。それによると、復興協会が組織される前から、この仕事は始まっていた。高井さんも自分のイチゴハウスを流され、仕事を失っていた。(高井さんは8年前、コンピュータの仕事を辞め、夏イチゴを栽培する場所を探し探して、全く未知の地域である気仙沼を選んで移住し、イチゴ栽培を始めたとのことである。)幸い、家族と家は無事であったが、当分の間母子は実家に返し、自分はひとり残って地元のために働く道を選んだ。4月に復興協会が立ち上がると、この写真をきれいにする活動が復興協会の事業に組み入れられ、メンバーの一員となって、今日に至っている。



写真1 写真救済部のある唐桑体育館の内部



写真2 泥を洗い流し、ファイル化された写真の数々

この活動は当初、とにかく何かできることからと思う気持ちが、流されて泥だらけになっている写真を見つけて、きれいにしようとする心の発露から始まったようだ。ここで使用されているさまざまな材料はフィルム関係企業からの現物支給と技術提供が支えになっている。夏頃までは、多くのボランティアの力も借りながら作業が進められた。現在では、スタッフ13名が中心になって写真の整理やデジタル化、その他の取得物の管理が行われている。

思い出はデジタルではないんですね

作業場となっている体育館は寒かった。訪れた当日の気仙沼は雪こそ降っていなかったが、冬の東北は、関東の寒さとは一味も二味も違ってくる。底冷えのする体育館での作業は大変だろうと思った。震災時、各地の体育館が避難所になったが、大きな体育館に3つ、4つの石油ストーブだけで暖を取る状況を考えると、避難所での生活は本当に大変であつたらうと想像された。

「3月当時はずいぶん寒かったのでしょうか」という私の質問に高井さんは「実はここは震災当時遺体安置所になっていたんですよ。」とのことだった。

今でこそ写真や拾得物を探しに来られる被災者の方は少なくなったが、こうした活動の始まった頃は、土日には100人、150人の人が来場し、にぎわったそうである。現在では、写真救済部のスタッフが仮設住宅を訪ねて、残された写真の持ち主を捜すことも始めているとのことであった。入口に、訪問者の声がかかっているノートがあった。ここへ来て家族の写真を見つけてお礼を記

したある家族の言葉に目が留まった。「今回のことで、自分の生活を全て失ったような気持ちでいましたが、きれいになった写真を見つけて、確かに私たち家族はここで生きていたんだと思うことができました。写真が私の宝です。心から感謝いたします。ありがとうございました。」

高井さんは、10数台のカメラやパソコンの取得物が展示されている場所で足を止めて、「つくづく思いました。このカメラやパソコン（この中にはデータが入っているのだが）を取りに来る人はいないですが、写真については皆さん探しに来られます。思い出はデジタルではないんですね。写真の中に映し出されたその中身が大切な意味があるということをお伝えされました。」

阪神淡路大震災の時には、こうした活動は今回のようにクローズアップされなかったように思う。その背景として、家が土台ごと流されて跡形もないという津波の被害が大きい。その上、阪神淡路大震災の時は復興に時間を急いだため、写真や取得物に力は注がれなかった。これだけ大きな津波被害の後で、写真一枚が当事者にとって、生きたあかしとなるなどだれが想像できたであろうか。

番地だけが残りましたよ

唐桑体育館を後にして次に向かったのは、今日「お茶会」が行われている後九条仮設住宅。この仮設住宅でのお茶会や仮設の人々の生活相談等を復興協会の福祉部が担当している。この仮設住宅の規模は小さい方で、17世帯48人が暮らす。集会所としてのプレハブのスロープは前日降った雪が凍

って薄水が張り、気を付けないと滑ってしまう。このことを復興協会の塚本さんは「スロープの材質にも問題がありますね。水が乾かないものを使っているから。」と危険を指摘していた。

室内ではお茶会がすでに始まっていた。3, 4人の保健師さんや看護師が血圧を測り、相談にのっていた。その傍らでは、お菓子やお茶が用意され、三々五々、人々が出たり入ったりしながら近況報告に余念がない。ここでは、仮設住宅に住む人に交じって近所の地域からも、お茶会に出席する人が多いことが特徴で、他の仮設ではこうしたところは少ないとのこと。この時、かわいらしいはがきがスタッフから仮設住宅にお住まいの小野寺さんに手渡された。関西の小学生から届いたもので「おじいちゃん、おばあちゃんへ」と宛名が書かれ、「元気で頑張ってください。」といったイラスト入りで書かれていた。こうした取り組みが全国から続けられていることもうれしいことである。

この日はクリスマス前ということで、復興協会のスタッフは、松ぼっくりに金や銀の色を塗り、スパンコールやきれいなリボンを用意して、小さなかわいらしいクリスマスツリー作りを企画していた。お茶会に立ち寄った人々はクリスマスツリーづくりに手を進めながらおしゃべりは止まらない。仮設住宅の自治会長の小野寺次徳さんが何とも味のある方で、突然尋ねた私なども、すぐに打ち解けられる雰囲気を作ってくれた。「住んでいた家は跡形もないですよ、番地だけが残ったかなあ。あの日は偶然に家族8人家にいたんですよ。家は床屋してしましてね、最初の地震が来た時、こ

れはちょっと違うぞと感じましたね。津波が来ると判断し、以前から決めていた通りに、逃げろと、すぐに逃げましたよ。」(過去の津波の教訓からこのあたりでは「津波でんでんこ=でんでんこは、各々、ばらばらに、の意味で人にかまわず必死で逃げろ」ということのようなのだ。)

親戚や知り合いの家に身を寄せて、避難所暮らしはしなかったという小野寺さんは、春先から住む場所を探し始めた。現在、家族は床屋を再開し、住居部分も、もう一か月くらいで住めるといふ。仮設ともその時離れることになることと語っておられた。

「夜だったらもっと犠牲者がでたでしょうね。時期も秋ごろだったら、その後の避難所が厳しかったなあ、3月は寒かったけど、少しずつ春に向かっていったから助かりましたよ。」小野寺さんの実感なのだろう。

こうして一人ひとりが新たな未来に向かって踏み出されることを伺い、さらっと笑って話される姿に圧倒された。

課題は仮設に住む男性をどう輪の中に入れてもらうか

お茶会は各仮設毎に月1回のペースで開かれている。当日はスタッフが用意するプログラムに参加しなくてもよい。お茶会の日には好きな時に来て、健康相談して帰って行ってもよいし、話の輪に参加してもよい、自由に振る舞うことでお茶会が堅苦しくないよう運営されていた。復興協会福祉部事務長の塚本卓さんは言う。「いま、課題になっていることは仮設住宅に住む男性をどうお茶会のような集いに参加してもらうか」だそうだ。確かに男性がただお茶の

みに集まるかを考えると、難しいかもしれない。車で移動の道々、千葉さんや塚本さんは「何か役割を持ってもらうような集まりを考えてみるといいかな、と考へたりしています。」と思案中のようであった。仮設には高齢の男性ばかりでなく、震災で仕事を無くした成人男性もおり、生きていく見通しが立たない人もいる。抽選で仮設住宅が決まったことで、周りの人と打ち解けきれず、自分の殻に閉じこもってしまい孤立する。このことは阪神淡路大震災でも大きな問題になった。復旧・復興は人々の心の復興も合わせて大切なことと言える。

気仙沼横丁は復興の心意気

お茶会の場所を後にして次の向かったのは、気仙沼でも一番津波の被害が大きかった気仙沼港近くの復興屋台村気仙沼横丁。

（写真3）現在屋台村は22軒の店が向かい合って2列に並びそれに続いて鍵の手にプレハブが並ぶ。出来たての屋台にはラーメン、海鮮丼、イタリア風、居酒屋、気仙沼



写真3 プレハブの復興屋台村。昼は食事処。夜は赤ちょうちんが人々の心をやわらげてくれる。

特産品などの店が全て同じ大きさ（12, 3人も入れればいっぱいスペース）で軒を連ねる。昼時には近くの復興事業に携わる社員が次から次訪れていた。また、気仙沼を訪ねてきた訪問者も、新しい気仙沼名所で食事をし、買い物をしていた。気が付くと足元に大きなマグロがごろっと横たわっていた。これも販売しているそうだ。さすが漁港だ。夜は赤ちょうちんの灯りが温かく人々を出迎える。人の輪が広がる拠り所になっている。

食事を終えて港のほうを見ると、3階建てのらせん状になった大きな駐車場。この屋上近くまで津波が来たという。20メートル弱あるだろうと思われる高さだ。すごい。周りには大きな船が乗り上げたまま、宙に浮いている光景が目に入る。他は、鉄筋の建物が骨組みだけを残してぐちゃぐちゃになっている。とにかく広範囲にわたり多くの建物は根こそぎ海に持っていかれた。

それでも、そういう景色を横目に見ながら、気仙沼の漁師さんたちは漁を再開し、動き出している。すごい力だ。



写真4 気仙沼湾に近い地域は地盤沈下をおこし、水たまりが点在している。

地盤沈下した土地はもう住居にも 経済活動の場にも使えない

屋台村から復興協会事務局に向かう途中、気仙沼湾に面した地域をぐるりと回って震災後のいまを見ることができた。至る所に水たまりができています。海面と道路の高さがさほど変わらない。この土地は地盤沈下を起こしているのだ。(写真4) 気仙沼の7, 8割の経済活動の場であったこの沿岸部は今後これまでと同じようには使えない。道路も盛り土をして今の復興活動のために人工的に作られているという。同行して下さった高井さんや塚さんは異口同音に「鉄筋だけが残るんですね。」とおっしゃった。沿岸部の土地には、所々にがれきの山が残る。石、木、鉄、その他にそれぞれ区分されていた。あの日の夜、わずかに残った鉄筋の建物(中央公民館など)には大勢の人々が身を寄せ合って寒さを凌いだと話して下さった。

さらに、気仙沼が燃えつくされたと思ったほどの大火に襲われた場所に着いた。火事は3日間続いたと聞き、どんなに恐怖を感じただろうかと思いながら9か月経ったその地を車で回った。

いま、気仙沼は新しい町づくりのスタートラインに立っている。(12月30日の新聞によると気仙沼市は街づくりのアイデアを公募すると発表している。) 気仙沼湾に面した土地の多くは建築制限区域に指定され、家や建物は建てられない。残った土地は平地に限りがあり、仮設住宅の土地もなかなか確保で来にくい現実をどうクリアして、安全な生活を保障する町が作り上げら

れるか、難しくもあり、考えようによっては知恵を出し合うことができる夢を語りながら町づくりを住民参加の取り組みにしていきたい。

恐ろしさと無力さと悪臭と……

案内していただいた、この広大な土地の広がりには3月から9か月過ぎたいまだからであって、あの日ここは体験したことのない混乱の真っ只中であつた。当日、大きな揺れの後、「津波がくるぞ〜」というあちらこちらからの声を受け、人々は追われるように高台の方をめざして逃げた。それでもあまりの大きな、想像を絶する津波のチカラになすすべなく、多くにいのちが奪われてしまった。津波が去った後に残された一面のガレキの山にただ茫然とするのみ。千葉さんは勤め先のホテルでこの惨事に出会い、数日間家にも帰れず、駆け込んでくる近所の方々などの避難誘導で大わらわとなったそうだ。当時は、定められた避難所にすべての人が逃げ込んだわけではなく、建物が崩れなかったところには多くの被災者が寒さを凌ぐために駆け込んだ。当日の夜は雪も降り、とにかく寒さは厳しかったが、みな、目のあたりの光景に恐怖と無力さを感じつつ、ひたすら朝の来るのを凍えながら待った。何が起こったのか、ほかの土地で起こっていたことなどあの日から数日間、被災地の人々は全体像が見えない中で、一夜にして全く変わってしまった状況の中、家族を、自宅を、友人を、親せきを探して、住む場所を確保し、地震と津波の恐怖におびえながら、考えもしなかった生活を体験することになる。いまでも津波の

映像が見られない人、当時の話ができない人、心を閉ざしてしまった人など多くの人々が心の中に表現できない闇を抱えて生活の復興に向かっているのだ。

復興協会の中でガレキ撤去などに関わったのは清掃部である。清掃部はどの部署よりも早く、協会立ち上げ当初から活動した。市内の事業所が請け負った海洋投棄（冷蔵庫などの中に残された腐敗した魚をビニールなどで袋詰めされたものから取り出し分別する作業）の仕事の話があり、復興協会に登録していた人200名程度（当初は登録制を取っていた。）の中から100名弱が、海洋投棄を請負い、市内の事業所に雇用される形で、仕事に就くことが出来た。この海洋投棄の仕事は7月上旬まで続いた。当初は作業着や作業道具も不揃いで、作業現場の掘り起こしもなかなか出来ない状況であった。この仕事に携わった人の多くは漁業関係者であり、7月以降は漁業協同組合の雇用で代わり、復興協会から離れた人も多くいた。このような状況から清掃部の仕事として純粋に仕事につけた方は当初30名程であった。

季節が暖かくなり、沿岸部に立ち並んでいた冷凍倉庫の倒壊などで保管物が解凍はじめるなどで、この作業は悪臭の中で行われた。後半は防毒マスクをつけての激務だった。例えようのない悪臭が辺りに充満し、とても言葉で言い表せない中で撤去作業が黙々と行われた。着ていた服は仕事が終われば、そこで脱ぎ捨てて帰ったこともあったくらいのすごさであった。ガレキの下にはさまざまな物が流れこみ、自衛隊やボランティアの人々の支援の下、雪の中、雨の中、日照りの下でひたすら片づけ作業が行

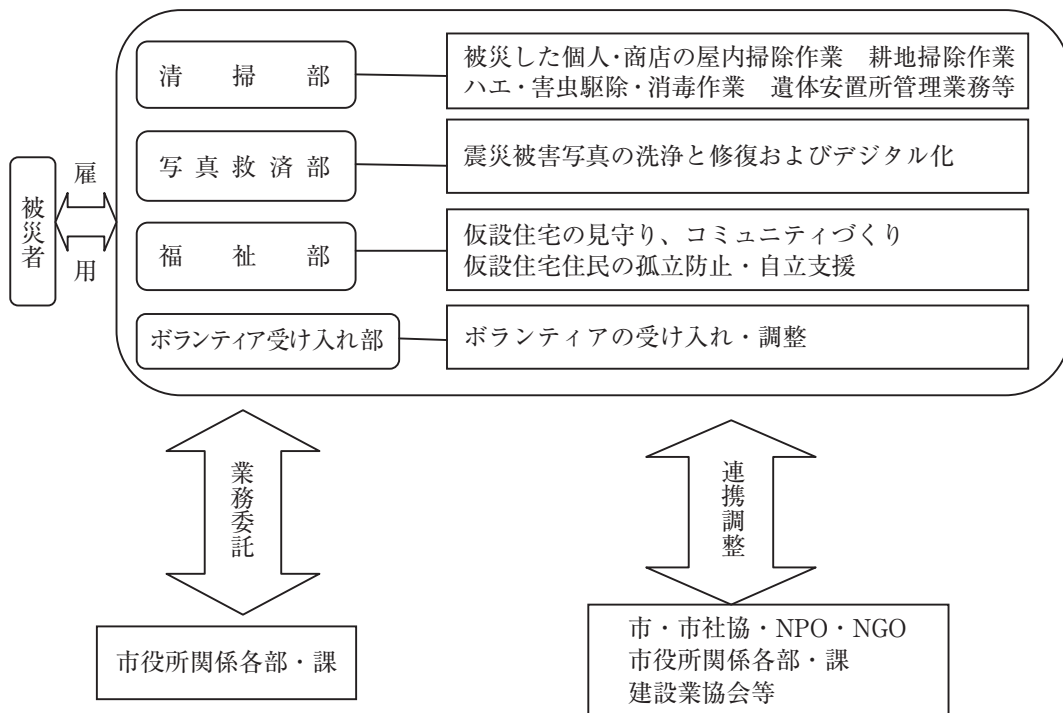
われたのだ。行方不明の人もずいぶん見つかった。

高台と沿岸部では生活が一変した

復興協会に急ぐ道々、高井さん、塚本さん、千葉さんから当時の状況をいろいろ伺った。高台にある家は多くが助かり、津波が引いた後家に戻ることができた。地震で崩れた家は意外と少ない。車で移動する道々、そのことは実証されていた。沿岸部に位置した家々はコンクリートの土台が残されるだけでほとんど跡形もなく海にさらわれた。風景がきれいで慕われていた気仙沼線も線路がぐちゃぐちゃになり、駅舎もなくなっていた。

気仙沼湾には大島という島が湾の真ん中にある。あの日津波はこの大島も乗り越えて湾の一番奥まで入ってきたそうだ。1960年と昨年のチリ地震による津波を体験した人々の中には、「たいしたことはない。」と受け止めて、帰らぬ人となった人もいた。大事なものを取りに戻っていのちを取られた人もいた。仕事場で地震に遭い、家族を思って走って戻った人も生死を分けた。千葉さんは気仙沼で生まれ、ここで生活し、仕事をして一度もほかの土地に出たことがないそうだ。同じ町内で、幼馴染の友人が沿岸部に多く住んでいたため、生活が一変したことをいまも辛く感じている。つい先日、息子さんの友だち（6歳）のお葬式があった。行方不明のまま、ようやくご両親が「皆さんの力を借りて送り出してあげたい」と気持ちに区切りをつける形になった。「どんな言葉をかけていいのか、言葉がみつからなかった。」と千葉さんはおっしゃ

一般社団法人 気仙沼復興協会の概要



った。ふっと帰ってくるのではないかと思う家族の気持ち。本当に苦しんでいる人々にかける言葉は誰にも見つからないと思う。

復興協会のこれから

駆け足で気仙沼のいまを見て、最後に復興協会の事務局のある長磯船原に伺い、復興に関するこれからの方向性についてと、離れて暮らす我々が何らかの形で息長くつながりを持っていく方法はないか、被災地の人々の生活に寄り添いながら、そのニーズを少しでも受け止めてかわりたいたいという思いは具体的にどう実現できるかについて話し合った。

復興協会は国の緊急雇用創出事業の配分金で賄われ、仕事の中身は気仙沼市の震災

分野事業を受託する形で組み立てられている。事業費の性格上単年度という制約があり、働く人々にも雇用保険、採用期間など既存のさまざまな制度との関係で制限があるため、求職者のニーズとのミスマッチが生ずるなどの課題がある。現在101名の方が期限付きながら雇用され、それぞれの部門に配置され働いている。復興協会は2011年5月4日から活動を始め一般社団法人として正式に2011年6月9日にスタートした。現在4部門に分かれて活動している。

9か月の時が過ぎたいま、復興協会の組織としての今後をどうするか、という課題が大きくなってきたこと。この事業は単年度ごとに予算配分を受けるという期限が付いた事業ではあるが、復興はこれからかなり時間がかかることが現実的にわかってき



写真5 復興協会事務所前で、高井さん千葉さん私と塚本さん。

ている。

復興協会は被災地の自分たちの手で仕事を起こし、自分たちの力で地域を復興させることが本来の目的。震災前にあった市内の企業の7、8割が被災に遭って建物も流された。そういう中で今後自分たちの手で仕事を起こすことの困難さ、今後の市の町づくりの方向を創っていかねばならない。一般社団法人としての運営についてもスペシャリストはいない中、そのことをこれから1年間で学び取りながら、みんなで見聞を出し合って地元の復興に力を注ぎたい、と千葉さん、塚本さん、高井さんは語ってくださった。(写真5)

駅に向かう道筋、気仙沼湾に広がる海はどこまでも穏やかに冬の陽を浴びて輝いていた。

気仙沼訪問を終えて考えたこと

ネット情報によると、昨年9月現在気仙沼市の大地震被害状況は死者1,051名、行方不明者391名、倒壊家屋(全壊・半壊)10,751名とある。市内の3分の1が津波の

被害を受けている。そういう状況の気仙沼訪問を終えて、改めて私たち(日本福祉文化学会)がこれから被災地の生活復興にどう関わっていけるかを考えてみたい。

一つは仮設住宅で生活する人々へのさまざまな支援活動であろう。仮設住宅は2年間の期限付きで生活の場が保障されている。今回の震災では、あまりにも多くの人々が被災された上に、高台の土地も確保が難しく、入居にあたって抽選での決定となった。そのため、仮設住宅によっては住んでいる人の交流がごちないところがある。復興協会はお茶会や健康相談などを定期的に行うことで、交流が豊かにできる場作りを図ろうとしている。仮設住宅を定期的に尋ねることで、人々と関わりを持ち、生活相談や、話し相手になることはできるであろう。生活や心の相談などはこれからもますます必要になる。学会会員には相談の専門性を持つ会員は多い。適任の専門家の集団をつくり、定期的・継続的につながりを持つことは可能ではないだろうか。

遠く離れていても、良き隣人となるためには継続的に目的を持って関わり、生活に寄り添うことで信頼を得ることができるだろう。変化する生活ニーズにもこたえることができるし、新たな友人として自然に打ち解けることができるようになるだろう。

二つには、緊急の課題として、法人運営の力になることができるのではないだろうか。2年間という国の緊急雇用想出基金の配分により事業を展開しているが、生活復興のために取り組まねばならないことは次々と起こってくる。緊急雇用想出基金の配分が万が一無くなった後も必要な事業継続する方向性と準備をしていくために、

NPOなど民間活動のノウハウを持つ会員との交流を通してつながっていけるのではないか。

三つには、今後仮設住宅などで福祉的支援を必要とする人々が増加するのは目に見えており、それらのサービス提供も考えていかなければならないと福祉部事務長の塚本さんは言うておられた。この点でも学会の会員の中には十分に参考になる示唆ができる人もいるであろう。

四つには、福祉サービスやアクティビティ活動を実践できる人材を地元で作りたいと考えておられることはもっともなことである。今後地元で根差した人材養成に向けて協力することは十分に可能ではないだろうか。

五つには、継続して訪ねながら、後世に大地震の事実を語り継ぐためにひたすら聞き取る活動の取り組みをすすめてはどうだろうか。今は語れないことでも、月日が心を癒してくれることもあるだろう。その土地のさまざまな文化活動の復興に関わり、非常時の人間の知恵に学び、次の世代に伝えていくことは学会の活動として実践からそして歴史から学ぶ深い意味がある。とにかく、今後継続的に連絡をとり、復興協会の人々と直接間接につながりながらその時々ニーズに寄り添って関わっていくこと、そして、自分たちで自分たちの町を復興させていくという目的を応援していくこ

とは学会の活動として方向性は間違いないであろうと確信した。

最後には、日本の災害復興政策に対する生活者の福祉文化の視点から政策提起をすることであろう。今回の東日本大震災を機に、相当長い時間をかけて、被災地だけでなく、日本全体が復興していくことが問われている。私たち一人ひとりの生き方が問われると同時に、町づくり、住宅政策、エネルギー政策、農業・漁業の在り方、災害時の支援政策の基本的仕組みづくりなどを政策側の都合ではなく、生活者の視点で考えることは大切な活動である。そのためにも当事者に寄り添うこと（こういう考え方が思い上がりでないことを願うが）ともに目的を同じにして歩くことを大切にしたいと考えた。

昨年、学会の中に「震災支援委員会」が設けられた。学会としてはそこを中心に活動が実践されていくことになる。会員一人一人が、意見を出し合い、できることから取り組んでいきたい。

その上で、いま私個人にできることはなんだろう。屋台村に夜訪ね、一献傾けながら復興協会のスタッフと語らうことはすぐにでもできそうである。そう思いながら気仙沼を後にした。

(いそべ さちこ 「福祉文化研究」編集委員)

東日本大震災の災害支援を 継続するために

～日本福祉文化学会「震災支援委員会」の
取り組みの方向性～

渡邊 豊

東日本大震災の発生に際して、日本福祉文化学会として方針決定し組織的な対応を行うこととなった。その経過と具体的な取り組みについて以下のとおり報告する。

1 これまでの取り組み

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、4月7日付けで河東田博会長は被害に遭われた方々に対して、お見舞いのメッセージを发出了した。(資料①)

さらに、同日付けで河東田博会長は、副会長、理事、事務局長、事務局員に対して「日本福祉文化学会震災支援方針」を发出了した。(資料②)

その後、上記の「災害支援方針」により災害対策委員会委員長に就任した石田易司副会長は、5月20日に「日本福祉文化学会としての東日本大震災支援の基本方針」を发出了した。(資料③)

これらの方針を受け、具体的に取り組みが始まった。まず一つめとして「災害支援義援金」を募り、8月末現在、1,041,884円が集まり、被災地への福祉文化セット10個分に充てた。同月末現在の残金は149,616

円である。

二つめとして、7月9日、10日の両日にわたり「被災地訪問プロジェクト」を実施し、宮城県気仙沼市を訪問した。

三つめとして、5月から7月にかけて宮城県、岩手県の施設等10か所に福祉文化セットを寄贈した。

四つめとして、9月17日、18日の両日、日本福祉文化学会全国大会を「被災地の力、被災地への力。～これからの福祉文化を構築する～」をテーマに、宮城県仙台市で開催した。ボランティアリズム研究所岡本栄一所長の基調講演「災害支援活動と福祉文化」の後、石田易司副会長のコーディネーターによりシンポジウム「福祉文化人の災害支援活動」が行われた。シンポジストは次の3人であった。会員である全国コミュニティライフサポートセンター池田昌弘氏、新潟福祉文化を考える会渡邊豊、日本キリスト教団学生友愛会野田拓氏。大会2日目は、次の3コースに分かれて被災地交流が行われた。

コースA 仙台市若林区での住民との懇談会

コースB 被災障害者施設職員との交流

(仙台市若林区つどいの家)

コースC 被災地視察(仙台～陸前高田)
五つめとして、10月29日、30日の両日、
アクティビティケア実践フォーラムを「震災後のアクティビティ・ケアの重要性とこれから」をテーマに、高齢者アクティビティ開発センターと共催した。プログラム最初に河東田博会長が「災害と福祉文化」と題し講演し、プログラム最後には、馬場清理事がコーディネーターを務め、パネルディスカッション「震災後のアクティビティ・ケアの重要性とこれから」が行われた。4人の会員がパネリストを務め、次のテーマでレポートした。小池和幸氏(仙台大学)「東日本大震災被災地における学生ボランティアによる健康支援と大学の役割」、渡邊豊(新潟県社会福祉協議会)「過去の災害を通して支援の方法を考える」、川瀬弓子氏(川瀬神経内科クリニック)「水害の経験から、災害時の施設としての対応を考える」、多田千尋氏(高齢者アクティビティ開発センター)「被災地支援におけるアクティビティ・ケアと世代間交流」。

さらに、各会員が全国各地で東日本大震災に対しての支援活動を行っているが、私は本会理事の立場として次の活動等を行った。

期 日：12月10日

研修名：新潟県社会福祉士会佐渡ブロック研修会

内 容：講演「災害復旧・復興支援について考える」

期 日：12月11日

研修名：新潟青陵大学東日本大震災復興支援ボランティア活動中間報告会

内 容：講演「東日本大震災復興支援ボ

ランティアにおける学生の役割と意義について～岩手県陸前高田市への支援から～」

2 これからの取り組み

私は2011年9月17日の日本福祉文化学会総会において理事に選出され、石田易司副会長から引き継ぎ震災対策委員会委員長を務めることになった。

今後の取り組みについては、2012年3月17日開催される理事会において協議し、具体化していきたい。まず、会員個々の現在の取り組みを明らかにするとともに、集約を行い学会ホームページで情報提供し、会員間の連携や活動の支援を行っていくことから始めたい。これらの支援を通して、会員個々の活動を学会全体としての活動に広げていきたい。

過去に阪神淡路大震災や中越地震等様々な災害が発生しているが、学会として災害に関する委員会を立ち上げたのは初めてである。このたびの東日本大震災を含め、今後発生した場合の地震災害、豪雨災害等、復旧から復興に至る支援を、学会として段階的、長期的に継続して行っていくことが必要であると考えており、このような趣旨からすると「震災と福祉文化」対策委員会の名称は、「災害と福祉文化」復興支援委員会、または災害福祉文化復興支援委員会の方が相応しいと考えている。

(わたなべ ゆたか 日本福祉文化学会・震災対策委員会委員長・新潟県社会福祉協議会職員)

資料①

2011年4月7日

東日本大震災で被害に遭われた方々へ

日本福祉文化学会

会長 河東田 博

(公印省略)

拝啓

この度の東日本大震災で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。テレビや新聞から伝え聞く範囲ではありますが、今回の震災の壮絶さに驚きと悲しみを覚えるとともに、被災された方々のご苦労を思うと胸が痛みます。そして何より被害に遭われた方々が無事であること、健康でおられることを祈るばかりです。

日本福祉文化学会は1995年の阪神淡路大震災、2007年の新潟県中越沖地震等の経験から「災害と福祉文化」を学会の活動の柱の一つに据えて研究と実践が積み重ねられてきました。そうした中で様々な経験や知識をお持ちの会員が多数在籍しておりますので、会員の力を合わせ、日本福祉文化学会だからこそ出来る復興支援を多方面から行いたいと考えております。

被災をされました地域の日も早い復興と被害に遭われた方々に心からの笑顔が戻ることを、日本福祉文化学会会員一同、お祈りいたしております。

直接お見舞いに伺いたいところではありますが、まだ物資や燃料の輸送等が優先されるべき時期と思い、書中にてお見舞い申し上げます。

末筆にはなりますが、被害に遭われた皆様、遠く見守っておられる皆様のより一層のご自愛をお祈り申し上げます。

敬具

資料②

2011年4月7日

日本福祉文化学会
石田副会長
沈 副会長
理 事 各位
安倍事務局長
事務局員 各位

日本福祉文化学会「震災支援方針」

日本福祉文化学会
会長 河東田 博

4月5日夜「震災支援に向けた学会活動（案）」を提案させていただきましたが、（稟議決定の4月10日を待たずに）4月7日夜までに、ほぼ全ての理事から承認をいただくことができました。理事各位の迅速な対応に感謝申し上げます。

つきましては、既に承認をいただいている3つの取り組みを早急に実現させると共に、以下の新たな4つの活動を日本福祉文化学会「震災支援方針」として稼働させます。

1. 「震災と福祉文化」対策委員会（以下、「震災対策委員会」と表記）を設置し、「震災対策委員会」を中心に、震災にどう対応していけばよいか、その対策案を検討し、震災支援に向けた具体的な活動を展開する。「震災対策委員会」の構成は、以下の通りとする。当面の任期は9月18日の理事会・評議員会および総会までとする。

委員長：石田易司副委員長
副委員長：渡邊豊前事務局長
委員：島田治子企画委員
マーレー寛子企画委員
多田千尋事務局員
馬場清事務局員

「震災対策委員会」は、5月27日までに対策（案）をまとめ、会長に「答申」の上、6月の理事会で答申内容を「提案」し、震災支援に向けた具体的活動の共有化を図る。なお、「答申」では、短期的、中期的、長期的な支援のあり方を明示し、実行可能な息の長い対

策の内容とする。また、例えば、6月（理事会開催後）：震災関連セミナー（1）、7月・8月：現地支援活動、9月（全国大会）：震災特集大会、10月：震災関連セミナー（2）、等、毎月のように切れ目のない学会としての取り組みができるように検討し、具体的な活動内容を提案する。

2. 評議員の池田昌弘氏が代表を務める「NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）」が中心となり、介護施設や事業所へのボランティア派遣や地域生活支援を組織的に行っていくために「東北関東大震災・共同支援ネットワーク」が設立された。構成団体には、CLCのほか、宅老所・グループホーム全国ネットワーク、特養・老健・医療施設ユニットケア研究会、せんだんの杜、財団法人正光会（愛媛県宇和島市）、NPO 法人なんぐん市場（愛媛県愛南町）、特養をよくする特養の会などが加わっている。日本福祉文化学会も「協働団体」として名前を連ね、共に活動もしくは何らかの協働的支援を行っていく。その際、理事会の承認を得て、可能な範囲での財政的補助（現地支援への旅費補助、物資輸送補助等）を行う。
3. 認定NPO 法人日本グッド・トイ委員会（事務局長馬場清氏）は、4月7日～10日の4日間、移動おもちゃ美術館「遊び支援隊」（第一陣）を組織し、被災地陸前高田・気仙沼等の訪問、現地の関係者との意見交換、保育園での子守り、「おもちゃの広場」セットなどを届けることになっている。この取り組みは、今後第二陣、第三陣と続く予定になっている。NPO 法人は即応的支援に長けているが、息の長い支援の必要性を考えた時、日本福祉文化学会のような様々な個人・幅広い層の団体が加盟している組織からの支援が必要となってくる。したがって、日本福祉文化学会としては、幅広く「支援金・寄付金等」を募り、これらの支援金等を充てることを前提に、可能な限りの財政支援やボランティアの募集等側面的支援を行う。
4. その他、理事会は、日本福祉文化学会会員およびその関係者が求める要望や対策を聴取し、それらに対応できるような震災支援の組織化、ネットワーク化を図り、必要な支援を実行できるようにする。

以上

資料③

2011年 5月20日

日本福祉文化学会としての東日本大震災支援の基本方針

震災対策委員会委員長 石田 易司

3月11日のあの震災から2か月あまりたちました。私も何度か被災地に足を運びましたが、道路こそきれいになりましたが、また、場所によっては日常を取り戻しているところもありますが、多くの被災地は1週間後の3月18日に初めて見た様子とほとんど変わっていないというのが印象です。つまり、あまりにも広域で甚大な被害を受けた被災地の支援は、目に見える復興だけでも長い期間で取り組まないといけないと思いました。さらに、一人ひとりの心の問題や仕事、文化など形にならない支援は、数年、あるいはそれ以上の長い期間を想定して取り組む必要があります。

また、私たちには大きなお金もありません。ブルドーザーのような力に頼る支援も出来そうにありません。長い期間にわたって、根強く、私たちの知恵や技術を使った支援を続けなければなりません。

そのために、次のことを福祉文化学会の支援の基本的で具体的な方針にしたいとおもいます。

- (1) 支援活動は数年にわたる継続的な活動にします。
- (2) 皆様からお寄せいただいた寄金は、直接的な被災者との活動に使い、そのために必要な交通費や食費などは私たち自身の負担とします。
- (3) 活動は、広く全被災地に行き渡る活動、また1回限りの活動というより、先遣的な活動をしている会員からの情報に基づき、被災者と心と心が通い合うような、定点の繰り返し活動を主にします。
- (4) しかし、学会のもっとも得意とする研究活動については、広く全被災地を対象にし、全会員の力を結集する必要もあります。研究のテーマとしては、阪神淡路大震災以来日本社会に根付いてきた、「災害支援ボランティア活動の動向」などを考えています。
- (5) 学会大会も、今年に限り、被災地をこの目で見、少しでも被災者と触れ合えるように、被災地のどこかで実施したいと考えます。(予定されている大阪が被災地であるかの最終的な決定は7月2日の理事会でします)
- (6) 当面、この方針で活動を続け、しかるべき時期に見直し、新たな展開も可能にします。

久布白落実と関東大震災

— 女性たちの震災救援活動をめぐって —

嶺山 敦子

要 旨

目 的

福祉の視点から関東大震災時における久布白落実の震災救援活動に焦点を当て研究を行っていく。先行研究で重要視されている、廃娼運動・婦人参政権運動の発展の契機としての震災救援活動は一面的な評価である。そこには福祉的な視点が欠落しており、社会事業的な活動としての意義などを再評価していきたい。また、2011年3月に発生した東日本大震災の復興に「女性の視点」を取り入れ、また女性が参画する必要性が叫ばれている現状からも考えると、関東大震災時に女性たちが行った震災救援活動に関する歴史的研究も大切な課題である。

方 法

関東大震災後の久布白落実や矯風会、また関東大震災に関する史料、具体的には矯風会の機関誌である『婦人新報』、他の婦人雑誌（『婦女新聞』『婦人公論』など）、また新聞記事（『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『国民新聞』、『万朝報』他）など当時の史料を用い、関東大震災後の久布白の活動を歴史的に分析していく。時期的には関東大震災発生からおよそ1年間（1923年9月から1924年）を中心として分

析を行う。

結 語

久布白は関東大震災という非常時に廃娼運動で培っていたリーダーシップや行動力を発揮した。久布白は1916年の矯風会幹事就任以来、廃娼運動を通して、積極的に様々な人物に協力を求め、働きかけていたが、その経験が関東大震災時の活動にも生かされたのではないか。震災後まもなく状況視察に出かけ、行政にも働きかけを行った。そしてその後、数々の女性団体の団結のきっかけを作り、女性団体をまとめる役割を果たしている。久布白らが災害弱者に対して行った数々の活動は「女性の視点」を生かしたものであり、社会的意義も大きい。「女性の視点」は現代の災害復興においても必要なものであり、久布白らの活動は現在でも訴える力を持っている。

キーワード

久布白落実、関東大震災、女性、震災救援活動、東京連合婦人会

1 はじめに

1-1 問題の所在

1923年—この年の9月に関東大震災が発生した。久布白落実(1973:158)が「大正十二年の九月一日のあの大震火災は、東京の三分の二を灰にした恐ろしい災害ではあったが、しかしこれはまた多くのものを生み出した。矯風会としては、とくにその感が深い」¹⁾と後に述べたように、関東大震災はその後の火事による犠牲者の拡大、またデマの広がりによる朝鮮人虐殺など、様々な波紋を呼んだが、女性団体の団結や廃娼運動・婦人参政権運動の発展の契機となっている。

久布白落実²⁾は日本キリスト教婦人矯風会³⁾(以下、矯風会とする)において活動した女性運動家である。久布白には『廃娼ひとすじ』という自伝もあり、廃娼運動や婦人運動の歴史の中で取り上げられることはあるが、社会福祉の歴史において注目されることはほとんどなかった。しかしながら、久布白はそういった運動を通して女性の人権確立や福祉につながる様々な活動に取り組んでいる。社会福祉の歴史研究の中で彼女のような女性運動家たちの位置づけを見ていく取り組みは重要課題の一つである。

さらに1995年の阪神・淡路大震災発生以降、ボランティア、災害復興や災害救援などが注目されるようになったが、関東大震災時における女性の救援活動についての研究はこれまであまりなされていない。久布白落実のような女性運動家たちが関東大震災時に直接的、間接的に救援活動を行なっ

ていたということが、詳細に取り上げられることは従来殆どなかった。しかしながら、日本は地震大国であり、近年大きな地震が頻繁に起きていること、また、2011年3月11日には東日本大震災が発生し、復興に困難を極めていること、また復興に「女性の視点」を取り入れ、また女性が参画する必要性が叫ばれている現状からも考えると、このような女性たちが行った震災救援活動に関する歴史的な研究も大切な課題である。社会福祉の研究においても、「災害福祉」や「災害と福祉文化」というテーマが登場しており、研究を深めていく必要がある重要分野の一つである。

1-2 研究史

さて、女性たちの震災救援活動は先行研究においてどのように位置づけられてきたのか。

千野(1979)は東京連合婦人会を取り上げており、その中で久布白の活動について次のように述べている。「東京連合婦人会結成にもっとも行動的に活躍したのは、日本基督教婦人矯風会の久布白落実であった。大震災直後から、キリスト教界は各教会および各キリスト教社会事業団体をうって一丸として連合救護団を結成し、社会・児童保護・伝導・慰問の四部に分かれて救護活動をくりひろげていたが、久布白もまた、矯風会の会員として、積極的にその救護活動に力をつくした」(千野 1979:241)⁴⁾と久布白の震災救援活動を評価した。

林(2001)は久布白の思想を分析し、関東大震災頃の久布白についても言及しているが、主に政治や廃娼運動との関連であり、震災救援活動を直接的に扱ったものではな

い。

楊（2005）は関東大震災直後の矯風会を中心とする廃娼運動についての研究を行っている。矯風会が女性ネットワーク運動の先駆的なものであるということ、関東大震災に際し、女性団体を糾合し、東京連合婦人会の結成にあたって中核的な役割を果たしたことを評価している。関東大震災時における女性たちの働きに注目した研究であるが、その焦点は廃娼運動にあり、震災救援活動そのものを詳細に分析したものではない。

このように、これまでの研究の多くは関東大震災時における久布白ら女性たちの活動を主に廃娼運動や婦人参政権運動の発展の契機と捉えており、社会福祉（当時は社会事業）の視点から震災救援活動そのものを深く分析したものではなかった。しかしながら、当時の女性たちの震災救援活動について、次のような記述がある。

関東大震災に際して、今まで全く無視せられていた婦人の力が発現したことは、日本婦人史の上に特筆大書すべき一大記録で、まことに愉快に堪えない所である。…もし今回の震災に際して、婦人の活動というものが全くなかったならば罹災者の救護は到底今日だけに行き届かなかったことと誰の目にも想像し得られる。配給事務は男子のみでも出来たかもしれぬが、負傷者の介抱と被服や寝具の裁縫と殊に乳児幼児の保育に至っては、全然婦人の力に依ったのであった。⁵⁾

この記事から窺うことが出来るように、

女性たちの震災救援活動への参画を社会事業的な活動として捉え、評価していく視点が必要なのではないだろうか。

1-3 研究方法と目的

久布白は「運動と福祉は矯風会の車の両輪」（高橋 2004：9）⁶⁾という言葉を残しており、福祉だけでなく運動を行う必要性を説いていた。久布白が取り組んだ廃娼運動や婦人参政権運動と福祉の関係性を分析していくことは筆者の久布白落実研究の目的の一つであるが、本研究においては福祉の視点と「女性の視点」から関東大震災時における久布白の震災救援活動に焦点を当て研究を行っていく。先行研究では、久布白ら女性たちの震災救援活動は廃娼運動・婦人参政権運動の発展の契機として重要視されている。確かに重要ではあるが、一面的な評価であり、福祉的な視点が欠落している。関東大震災時における久布白の震災救援活動を社会事業的な活動として捉え、その意義などを再評価していきたい。

関東大震災後の久布白落実や矯風会、また関東大震災に関する史料、具体的には矯風会の機関誌である『婦人新報』、他の婦人雑誌（『婦女新聞』『婦人公論』など）、また新聞記事（『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『国民新聞』、『万朝報』他）など当時の史料を用い、関東大震災後の久布白の活動を歴史的に分析していく。時期的には関東大震災発生後（1923年9月）からおよそ1年間を分析の対象としたい。

本研究においては売春を行う女性を表す「醜業婦」など現代的視点から考えると差別的な表現が登場するが、歴史的史料としてそのまま使用している。

2 関東大震災の発生と行政の動き

関東大震災は1923年9月1日11時58分に発生した。東京府は、1917年の東京地方大風水害における救護の経験により「東京府非常災害事務取扱規定」をつくり、非常災害時における救護事務の執行方法を規定していた。この震災でこれを初めて適用・実施することになった。政府は戒厳令と非常徴発令を出し、公的な救援活動のために9月2日に、臨時震災救護事務局を設置し、罹災地域の治安維持と震災被害対策の体制を整えた。事務局は、内務大臣官邸にその本部を置き、総務部、食料部、収容設備部、諸材料部、交通部、飲料水部、衛生医療部、警備部、情報部、義捐金部、会計経理部の11部から構成されていた。事務局の役目は全体を統制することであり、具体的な罹災者の救護は、府県市に委ねられた。政府は、罹災救助資金として960万、17日には第二次救護金として1,600万の支出を決定している。一方、東京市は9月1日に、総務部、救護部、工務部、経理部、電気部を、22日に配給部を設置した。このように政府が組織立った活動を行っていたが、救援活動においては宗教団体が非常に重要な働きを担っていた。生田(1988:297)は宗教団体の救援活動について次のように述べている。

神道・キリスト教・仏教といった各宗教団体の救護活動は、その全国的(ある場合には国際的)な組織を背景とした義捐金募集、物資寄贈や、敷地・建物の開放、罹災者収容、無料弔祭などを中心としていた。しかし、キリスト

教各派のように、本部あるいは主要施設が大損害を被ったため救護活動が思うにまかせなかった場合や、各教団の規模・財政事情によっておのずから活動が制約を受けるなど、それぞれの事情により活動内容、規模には大きなへだたりがあった。⁷⁾

矯風会に関して言えば、本部は火事で焼失したが大久保の東京婦人ホームが残っていたため、活動を続けることが出来た。しかし、矯風会は本部を始め、関東地方の支部で被害が大きかったため、1923年10月4日、宮内省から1,000円の見舞金を受けている。また、全国の矯風会支部からすぐに次のような見舞金が集められた。本部へ1,000円、東京部会へ1,000円、横浜支部へ100円、甲府支部へ30円、志木支部へ25円、鎌倉支部へ50円、1924年にはアメリカの矯風会から1,000ドル贈られ、全国的・世界的なネットワークがあることもこういった義捐金を集めるに当たって良かったと言えるだろう。1924年には内務省から矯風会の復興のために3万円、興望館⁸⁾の復興のため5万円を受けた。

3 久布白落実と関東大震災

3-1 久布白落実と大震災の経験

久布白が矯風会総幹事に就任したのは1916年であり、その7年後に関東大震災を経験している。しかしながら、久布白が大震災を体験したのはそれが初めてではない。久布白は1906年のアメリカ滞在時にサンフランシスコ大震災を経験していた。林(2001:4)は「彼女(久布白)の人生の

節目には、大震災があり、その記憶の表象には、彼女の思想が映し出されているのである⁹⁾と述べているように、大震災とともに彼女の生涯に大きく影響を与えた出来事がある。

1906年、サンフランシスコ大震災後、「日本人醜業婦問題」（当時、日本人女性が海外に売春のため渡航していた問題）に直面していたが、久布白はオークランドに住む牧師ブラウン氏の日本人売春宿調査の通訳として同行した。ブラウン氏が自分の意思でなければ自由廃業をする手伝いをすることが可能だと言ったにもかかわらず「自分の意思でやっている」と言う日本人の売春女性たちに久布白は衝撃を受けた。久布白はのちに自伝『廢娼ひとすじ』において、日本人の女性としてこの時ほど恥ずかしい思いをしたことがなかったと振り返り、その時の衝撃を「自分の立っている大地が崩れるような感」（久布白 1973：67）¹⁰⁾と表現している。また、「この時私は初めて我國の婦人の醜業と云う事に思い当り、如何にして、この事を防ぎ得べきかと様々に若き頭を痛めました。そして思い及んだのは我が本国に於ける吉原を始め、全国各府県に嚴存する即ち公娼制度です」（久布白 1924：6）¹¹⁾と述べている。サンフランシスコ大震災直後に経験した非常に衝撃的な出来事が廢娼問題に目覚める一つのきっかけとなったのである。

3-2 震災直後の久布白落実の行動

関東大震災が発生した1923年9月1日、理事会の相談のため、久布白は当時赤坂にあった矯風会本部の事務所に出勤していた。新築の矯風会本部会館¹²⁾は火事で全焼した

が、会の創立者である矢嶋楯子を引き連れ、矯風会職員一同も近くにあった黒田邸に避難し、無事であった。その後、大久保の婦人ホームに矯風会の事務所を移し、救済事業に着手し始める。久布白(1973：154-155)はのちに「この時矯風会本部がここに入ったことは、天の導きであるとも思われた。当時なんとしても東京市内の婦人の団結というものができなかったが、この機会にはじめてそれが恵まれた¹³⁾と述べている。以後、大久保の婦人ホームが女性達の震災救援活動の拠点としての役割を果たすことになる。

自らも被災者でありながら、久布白ら矯風会のメンバーたちは震災後すぐに活動を開始した。まず、久布白らは被害を受けた矯風会員の訪問と婦人たちの状況視察に出かけ、行政にも働きかけた。内務省、東京府、東京市他に挨拶の名刺を出し、「婦人として必要な仕事」があれば行なうということ伝えた。この時点で既に女性の視点を生かした救援活動を行おうという明確な意思があったことが窺える。その後、キリスト教の諸団体で合同の働きを相談し、9月9日に「基督教震災救護団」が設立された。震災により、吉原・洲崎等の遊廓地も全焼し多くの娼妓たちも亡くなったので、この団体の会合の席上で矯風会からの提議によって、大東京都市計画中に遊廓地を設けないこと、芸妓町を表通に置かないことを取り決めた。この提議を以て、小崎弘道牧師、久布白、守屋が山本首相、後藤内相、永田市長、湯浅警視總監を訪ね、遊廓移転の陳情を行なっている。19日には、矢吹中佐（救世軍の山室軍平の代行）と久布白が遊廓設置運動反対の請願のため、再び上記

の四氏を訪ねた。この基督教震災救護団の組織は、「救護」、「児童保護」、「伝道」、「慰問」の四部に分かれていたが、矯風会は救護部の中の被服部門を引き受け、各支部、全国の教会、婦人会から送られる古着類すべての洗濯、仕立て、配布を行った。

この基督教震災救護団は、同年11月の日本基督教連盟設立につながっていく。最高幹部として、常議員21名を置いているが、久布白もその一員になっている。日本基督教連盟¹⁴⁾は、日本のプロテスタント教界の並列的なつながりと海外の教会との窓口として出来た。伝道部、文学部、社会事業部、教育部、国際部という5つの部が置かれるが、久布白は社会事業部の部長となった。矯風会自体がこの連盟に加入し、年50円の義務金を納めている。

4 「東京連合婦人会」と久布白落実

震災に伴い設立された、「東京連合婦人会」の設立の経緯について見ていく。

東京市より久布白に5歳以下の子どもに牛乳配給をするために女性の協力が欲しい、100人の女性を手配して欲しいという依頼があり、引き受けることになる。それまで救援活動は多くの婦人団体が個々に行っていたが、団結の必要を感じた久布白と守屋は吉岡弥生（女医）、河井道子（女子青年会）、羽仁もと子（自由学園）ら、各界で著名な女性たちに手紙を書き、援助を求めた。そして、9月28日の11時から14時に大久保の矯風会婦人ホームに約30名の代表者が集まって、集会を行なった。そこで「児童殊に乳児及び母性の保護」を目的として、婦人団体の連合会である、「東京連合婦人

会」が成立する。その仮事務所を大久保の矯風会仮事務所に置くこととなった。30日には、矯風会員15名とキリスト教関連団体、同窓会、社会事業団体など16団体（矯風会のほか、基督教女子青年会、桜楓会、愛国婦人会、鷗友会、婦人平和協会、実践女学校、自由学園、東京女子大、婦人協会、二葉保育園、霊南坂教会、バプテスト教会、本郷教会、クリスチャン教会等の各教会の婦人会、関東罹災者救護婦人会等）、総勢130名ほどが東京市社会局に集まった。その会合では、被害地の主な警察署を中心とする所をそれぞれ分担するなど、担当を決めた。具体的な働きは、出来るだけ戸別に、5歳以下の乳児のいる家庭に、3日ごとに1缶ずつの煉乳を配ることや、災害弱者と言われる産婦、傷病者、老弱者、迷子の注意保護、衣服食糧の問題、台所等不潔になりやすい場所の衛生状態を調査用のカードで調べて、その結果を毎日社会局に報告することであった。市役所と警察と婦人が協力して「女性でなくてはできないような、きめこまかな」（日本キリスト教婦人矯風会 1986：424）¹⁵⁾救援活動を行なったのである。石月（2001：227）によると、東京連合婦人会は、「女性運動の統一戦線的な役割を担った女性団体」であり、「のちの女性運動にも影響をもたらす」¹⁶⁾ことになったという。

東京連合婦人会は、発足当初「慰問部」、「社会部」、「研究部」、「職業部」、「教育部」、「娯楽部」の六つの部に分かれ、活動を行なうことになった。「慰問部」はビヤード博士夫人が部長として働き、「娯楽部」はレーモンド夫人が担当し、食料衣服の配給、乳児産婦の救済を行なう。社会部

では井上秀子、吉岡弥生、小崎千代、河井道子、羽仁もと子らが活動し、「研究部」では山川菊栄、平塚明子、山田わか、三宅安子、守屋東、久布白らが働き、婦人参政権、廃娼問題などを扱うことになった。「職業部」はガントレット恒子らが担当、「教育部」では羽仁もと子、吉岡弥生、井上秀子らが活動することとなった。

その後、守屋（1923：34）によると、10月30日現在、「(一) 研究部は公娼廃止、服装問題、普選、(二) 社会事業部は戸別訪問をなして、明確な家庭調査、(三) 職業部は、失職婦人に職を与えよと叫んで遂に蒲団の工賃の支出を震災事務局に訴え、遂に目的を達し、今各地各所で蒲団の作成中である、(四) 職業部第二部は、失職婦人と学校との関係を教育部と提携して調査する事、(五) 教育部、今後の女子教育方針、近き運動としては社会部と提携して戸別調査カードの作成」¹⁷⁾を行なうこととなっていた。

このように東京連合婦人会は震災直後の救援活動においては目覚ましい活動をしたが、その後、「有名無実」な団体となっていったという。婦人解放運動に携わり、衆議院議員も務めた田島（1980：105）は「震災の救援活動が一応終わってみると、会の目標も明確でない連合会としては、しぜん、行動にゆきづまっていった」¹⁸⁾と述べている。

また、『国民新聞』によると、震災後の婦人界は、三つの方向に分けられたという。一つは、「政治的色彩を帯びたもの」、もう一つは「社会事業から先づ婦人の力を示そうとするもの」、さらにもう一つは、「現在活動しつつも以上の二流の何れにも

つかず且つ離れぬ人々で、この流の特色は婦人運動を社会運動と結びつけて居るところにある」という。久布白の活動はこの分類によると第三の方向に入っている。¹⁹⁾

ところで関東大震災では吉原・洲崎遊廓が全焼し、多くの娼妓たちも犠牲になったため、10月1日には吉原追悼会が開かれた。その後、久布白と他の矯風会のメンバー（小崎千代、城、河邊、坂本、宮川）は、警視総監を訪ね、保安部長に面会し、遊廓を再建しないようにとの話を行なう。後藤内相に請願書・決議文を出し、東京日日新聞、東京朝日新聞、報知時事の新聞社に立ち寄った。

11月3日には東京連合婦人会の政治部が中心となり、これまでの廃娼運動を発展させて、全国の公娼撤廃を実現するために、「全国公娼廃止期成同盟会」が結成された。従来の女性キリスト者を中心とする廃娼運動に新たな流れ、社会主義の立場に立つ山川菊栄らが加わり、廃娼のための女性共同戦線が目指されるようになった。その綱領は次のようなものである。²⁰⁾

- 一、焼失せる遊廓の再興を許さぬこと。
- 一、全国を通じ今後貸座敷及び娼妓の開業を新たに許可せぬこと。
- 一、今後半ヶ年の猶予期間を附し、現在の貸座敷業者及び娼妓の営業を禁止すること。

同盟会は、震災によって破壊された吉原遊廓などの再建反対運動を精力的に推進していくことになる。12月17日には臨時議会に、「焼失遊廓再興不許可に関する建議書」を提出し、22日には衆議院に上程したが、

審議未了に終わった。その後、同盟会の活動は振るわず、自然消滅していったが、たとえ一時期であっても従来活動を共にすることのなかった、久布白らキリスト者女性と山川ら社会主義女性たちが連帯していったことは、女性運動の歴史において大きな意義がある。

さらに、1924年12月13日には婦人参政権獲得期成同盟会が結成され、総務、会務両理事に就任したのは久布白と市川房枝であった。

しかしながら、先述したように時が立つにつれ、「団体組織（＝東京連合婦人会のこと）は名のみとなって個人組織に変わり、同時に活動の範囲が広まるにつれ、内部の不統一が表面的となって、遂にそのまま維持することが出来なくなった」（市川1928：8）²¹⁾。1926年1月14日の東京連合婦人会第3回総会において、労働部が独立して、労働婦人協会が成立し、各部は廃止されることになった。東京における婦人団体の連合よりなる組織として、目的を相互の連絡を図り共通の目的を達するために一致協力することと定め、各加盟団体から2名の代表委員をもって、委員会を組織した。委員長に吉岡弥生（日本女医会代表）、副委員長に守屋東（東京婦人ホーム代表）、書記に金子茂（全国娼妓同盟代表）、会計に徳永恕子（府立第二高女同窓会代表）、田中芳子（府立第一高女同窓会鷗友会代表）が就任した。ここには久布白の名前がないが、この頃は婦人参政権問題を中心的課題としていたため、東京連合婦人会の活動にはあまり関わっていなかった。その後、東京連合婦人会の活動は縮小していくこととなる。

5 矯風会の活動

—「一週間療院」の事業—

震災救援活動で矯風会単独のものとしては、土地の提供などを行なっている。東京婦人ホームの日本館を赤十字に提供し、産院となり、100人くらいの妊婦を収容できることになった。1923年9月から1924年3月の7ヶ月間で、「出産数331名、産婦入院数375名」²²⁾という大人数を収容することが出来、そのことで赤十字社長より感謝を受けた。

また、婦人ホーム表門前の土地を帝大基督教青年会の家庭購買組合に提供している。この土地は、臨時配給所にあてられ、一ヶ月あまりは不眠不休の活動で物資の供給を行なったという。また、広い洗濯場は大久保百人町住民会の第4区に提供し、食料その他の配給所となった。もともと広い土地を所有していたことで、震災という非常時に敷地・建物を開放し、救援活動に貢献することが出来たのである。

そして、10月20日には赤坂の矯風会本部焼跡に母と子の「一週間療院」を開院した。久布白とこの事業との関わりを示す記述は管見の限り見出せなかったが、この事業は内務省社会局の児童保護の嘱託で婦人ホームに寄宿していた林ふく子を主任として始められたものである。東京府が60坪のバラックを建てて、次のような看板を出した。

一週間療院

思わぬ災厄から引続いた御心配や、日常の激変、生活の変動などから、乳が出なくなったり、お疲れの方はさぞお

困りかと存じます。その方々をお迎えして、一週間の静養をなさる様、赤さん、母さんの健康回復のためにお力添えしたいと思います。安静を得られないでお困りの方はご遠慮なくおいで下さい。費用のご心配はいりません。

□赤坂区新町三ノ四六本部会館焼跡にて
□十月廿日開院
基督教婦人矯風会²³⁾

一週間療院の状況は『婦人新報』で「来る人々はゆっくり温浴してから金谷さんの親切なマッサージをして頂いて大喜びです。六年間頭痛で困った人や、手の上がらなかつた人などが治ったと言って感謝しています。…方々のバラックから子供連れのお内儀さんやお婆さん方が来ます。最初はあまり深切にして貰うので何だか勝手が違うという体ですが、非常に喜んで一日ゆっくり休んで帰ります²⁴⁾」というように報告されている。また、『社会事業』にも「昨今では毎日五六十名の人達が集まってくるが、大概一週間を以て限度とし其期間には殆ど保養の目的を達して喜んで帰っていくそうである²⁵⁾」という記事が掲載されている。

その後、『婦人新報』に掲載されることはないが、この「一週間療院」は当時としては画期的な事業である。災害時における妊産婦の心身の健康管理は現代の課題でもある。

6 久布白落実の帝都復興論

久布白（1923：6-7）は市民として東京市に望むこととして第一に「堅実な市、火に耐え、地震に耐え得る堅牢な家を以て成立する堅実な都市」、第二に「人道の都市

…人肉売買の許されぬ都市」、第三に「京民として市を愛せしめよ…すべての住民を市民とし、すべての婦人を市民としここに東京在住者に、市を愛するの権利を与えること²⁶⁾」、以上の三点を挙げていた。市民生活を直に見て感じたことであった。また以前からの廃娼運動の経験も踏まえたものである。大震災から2か月後には、久布白（1923：2-4）は「帝都の八十万の罹災者を、餓えず凍えしめぬと云う事が、今日第一の当面の問題」、「バラックの設備」、「失職婦人を救う」、「健全な読物と健全な娯楽」が必要であると述べている。そして、「醜業を其営業中に認めざる、都市と為したい」という方向へと進んでいくのである。²⁷⁾

『婦人新報』313号では「復興の第一春を迎えんとして」と題し、矯風会の要人たちが、コメントを掲載している。その中で久布白は震災で得たものについて、「震災は多くの教訓を与えました。然し、我々婦人として得た最大の賜物は、市民を全体として、直接に見る事が出来たと云う事でしょう、調査と云い、配給と云い、失業問題と云い、公衆娯楽と云い、あらゆる問題に遭遇して、僅かながらも、東京市民の今日について、幾分の心を用い、力を致しつつするのは、得難い賜物です」（久布白 1924：25）²⁸⁾と述べている。地震により様々なものを失ったが、久布白らはまた、東京連合婦人会における震災救援活動を通して、市民生活の問題を発見し、それをもとに理想の帝都復興論を描いていったのである。その後、1924年10月4日に東京連合婦人会の一周年祝賀大会が催されたが、久布白は1923年を振り返り、次のように述べたという。

機の熟した時には、極く小さなことから緒が出るものです。東京市内のあらゆる婦人団体が共同し得る目的のためには、一つになる事の必要は、多くの人から認められていました。然しそれはどうしても実現せられずに過ぎて居ました。大正十二年九月一日のあの恐ろしい震災は図らずもこの機会を与えました。九月二十五六日の事でした。…其の時フト私の心にひらめいた事は、俄かの冷気に避難民の多くは、どれ丈け気苦労して居られやう。焼残った婦人だけでも心を一つにして奉仕したらば、何かの力にならぬだろうかと。²⁹⁾

久布白（1924：3）は災害が生み出したものとして、「婦人が自らを社会的に見出した」ことと「特に東京に於いて、有ゆる団体、又種類の婦人等が、ここに一団となり、然かも明らかに其の部門を別って、各其専門を担任してここに一つの有機団を造り又、造りつつ有ること」を挙げている。³⁰⁾先述したように東京連合婦人会自体の活動は期待ほどに深まっていかなかったが、大震災という非常時に女性たちが連帯し、「女性の視点」を生かした震災救援活動を行ない、その後廃娼運動や婦人参政権運動などが発展していくことになったのである。

7 むすびに代えて

久布白は関東大震災という非常時に廃娼運動で培っていたリーダーシップや行動力を発揮した。久布白は1916年の矯風会幹事就任以来、五銭袋運動（公娼全廃運動のた

めの募金活動）などを通して、キリスト教界だけでなく、行政、また他の婦人団体の様々な人物に協力を求め、積極的に働きかけていた。その経験が関東大震災時の活動にも生かされたのではないか。震災後まもなく状況視察に出かけ、行政にも働きかけを行った。その後、数々の女性団体をまとめ、団結のきっかけを作ったのは久布白であった。関東大震災の救援活動において、既に久布白ら女性たちはボランティアの原型と言えるような活動を行っていた。「女性の視点」を生かし、乳児のいる家庭に煉乳を配ったり、母子のために「一週間療院」を設けたりするなど、災害弱者といわれる人々に対して非常に重要な役割を果たしている。その活動の社会的意義も大きかった。

また、久布白にとっても関東大震災は節目であるが、先行研究や久布白が「大正十二年九月一日の大震災は、すべてを転倒させたが、婦人運動もたしかに一大変動をした。…はじめて東京連合婦人会なるものができたのをきっかけとして、参政権運動もはっきりとしたスタートをきった」（久布白 1973：169）³¹⁾と述べたように、関東大震災を機に久布白自身の活動も廃娼運動や婦人参政権運動全体も活発になっていった。

新聞などのメディアでは「婦人矯風会本部の久布白、守屋両女史は早くも内相と警視總監とを訪問して、遊廓を郊外に移されんことを陳情したそうである。機宜に適した処置とあってよい」³²⁾、「矯風会でも震災後久布白、守屋女史率先して婦人のために産院を設け、妊婦、産婦、乳児を収容し、罹災民の為に、被服類を給与する等毎日目醒ましい活動をしている…今回の震災で足

並みの揃わなかった婦人諸団体に意見も一致した³³⁾というように、久布白や守屋の活動は評価されている。また、東京連合婦人会は地震によって生まれた「有意義なものの一つ」³⁴⁾、「地震の産物」³⁵⁾と言われている。

さて、「はじめに」の部分で「関東大震災に際して、今まで全く無視せられていた婦人の力が発現した」、「もし今回の震災に際して、婦人の活動というものが全くなかったならば罹災者の救護は到底今日だけに行き届かなかったことと誰の目にも想像し得られる」³⁶⁾という文章を取り上げたが、久布白は「女性の視点」から震災救援活動に携わることを通して、市民の生活を目の辺りにして様々な福祉的な課題を発見し、復興に際して必要なものを主張していった。「食、衣、職の問題のあとにすぐつづくのは、精神の食物と、精神の慰安」(久布白 1923: 3)³⁷⁾というように、最低限の衣食住の確保に留まらず、精神的な娯楽の必要性も主張しており、生活における文化の大切さを認識したものである。職の問題の中では職を失った女性の救済についても言及していた。また震災に際して多くの娼妓たちが逃げられず、焼死していったことから公娼制度の問題性を改めて感じ、その廃止を主張していく。

このように見てくると、震災救援活動をきっかけとして、久布白ら女性たちは共同し、社会において「女性の視点」や力を生かした活動を行う福祉文化を生み出していたと捉えることができるのではないだろうか。ジェンダーの視点から考えれば、関東大震災時の女性たちの活動は「女性」という性役割の枠組みに囚われたものかもしれない。しかしながら、はじめに述べたよ

うに震災救援活動における「女性の視点」の必要性は現在でも指摘されることであり、久布白らが関東大震災時に行ったことは現在でも訴える力を持っている。2011年3月11日に発生した東日本大震災に関する特集記事でも「女性の視点」の必要性が主張されている³⁸⁾。時代は違い、そのまま当てはめることは出来ないが、震災救援活動における「女性の視点」の必要性は現代的な課題でもある。

付 記

2011年3月11日(金)に発生した、東日本大地震により多くの方の尊い命が失われたことに、深い哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

注・引用文献

- 1) 久布白落実『廃娼ひとすじ』中央公論社、1973；p. 158.
- 2) 久布白落実は1882年12月、熊本県で生まれた。女子学院での生活を経て、ハワイやアメリカでの海外生活を経験。久布白直勝と結婚し、日本に帰国後1915年、『婦人新報』の記事に刺激を受け、自らの廃娼論を矯風会本部に送る。1916年に矯風会の総幹事に就任後、久布白は廃娼運動や婦人参政権運動等に取り組み、矯風会の中心的役割を担う。1972年に89歳で死去。
- 3) 矯風会は、1886(明治19)年に矢嶋榊子らのキリスト者女性によって、「東京婦人矯風会」として設立された。その後全国組織となり、「日本婦人矯風会」(1893年)、続いて「日本キリスト教婦

- 人矯風会」と発展してきた。矯風会は、「平和」、「性・人権(当時は「純潔」)」、「酒・たばこの害防止(当時は「禁酒」)」の三大目標を掲げ、現在も活動を続けている。
- 4) 千野陽一『近代日本婦人教育史—体制内婦人団体の形成過程を中心に—』ドメス出版、1979；p. 241.
- 5) 「(社説) 婦人の力の発現」『婦女新聞』1226, 1923；p. 1.
- 6) 高橋喜久江『福祉に生きる 久布白落実』大空社、2004；p. 9.
- 7) 生田正幸「近代における仏教と社会事業(二) 関東大震災と仏教社会事業(一) —罹災者救護と仏教教団—」『龍谷大学仏教研究所紀要』Vol. 27、1988；p. 297
- 8) 興望館は1919年に「セツルメント」として東京の下町で事業をはじめた。現在も矯風会の関連施設として、保育園、児童養護施設、学童クラブなどの事業を行っている。
- 9) 林葉子「『市民』が『国民』になるとき—久布白落実における『ホーム』論の展開—」『キリスト教社会問題研究』Vol. 50、2001；pp. 1-30.
- 10) 久布白落実『廢娼ひとすじ』中央公論社、1973；p. 67.
- 11) 久布白落実『公娼廢止より婦人参政権まで』婦人参政権協会、1924；p. 6
- 12) 1923(大正12)年という年は矯風会にとっても節目の年である。矯風会は6月に財団法人になり、理事を15名置くことになった。そのメンバーは小崎千代(1863-1939：当時矯風会会頭)、ガントレット恒子(1873-1953)、林歌子(1864-1946)、久布白落実、村岡花子(1893-1968)、千本木道子、守屋東(1884-1975)、浅田みか(1871-1955)、ブラックモア女史、川崎正子、小泉たね、皆川セキ、ピアソン夫人、渡瀬かめ子、宮川静枝である。それに伴い、大久保の東京婦人ホームの土地も矯風会の所有となったが、関東大震災はそういった会の活動も軌道に乗り始めた矢先の出来事であった。
- 13) 久布白落実『廢娼ひとすじ』中央公論社、1973；pp. 154-155.
- 14) その後、戦時国家の宗教政策の影響を受け、1941年に解散し、日本基督教団が設立されることになった。
- 15) 日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986；p. 424.
- 16) 石月静恵『戦間期の女性運動』東方出版、2001；p. 227.
- 17) 守屋東「帝都の復興と東京連合婦人会」『婦人新報』312、1923；p. 34.
- 18) 田島ひで『ひとすじの道 婦人解放のたたかい50年』青木書店、1980；p. 105.
- 19) 記者「婦人界の三潮流」『国民新聞』11月8日号、1923.
- 20) 全国公娼廢止期成同盟会「国民に訴ふ—公娼の全廢に就て」『婦女新聞』1223、1923；p. 11.
- 21) 市川房枝「東京連合婦人会について」『婦選』2(1)、1928；p. 8
- 22) 「基督教婦人矯風会第三十三回全国大会記録」『婦人新報』317、1924；p. 13.
- 23) 「一週間療院(母子の静養のために)」『婦人新報』311、1923；p. 22.
- 24) 「掲示板 一週間療院」『婦人新報』316、1924；p. 37.
- 25) 「一週間療院」『社会事業』8(1)、1924；p. 54.

- 26) 久布白落実「我等は如何なる帝都を建設すべきか」『婦人新報』311、1923；pp. 6-7.
- 27) 久布白落実「帝都復興と公娼問題の解決」『婦人新報』312、1923；pp. 2-4.
- 28) 久布白落実「復興の第一春を迎えんとして 復興第一の春」『婦人新報』313、1924；p. 25.
- 29) 「東京連合婦人会の沿革—嬉しかったお誕生日の祝い—」『婦女新聞』1270、1924；p. 3.
- 30) 久布白落実「一ヶ年の回顧」『婦人新報』321、1924；p. 3.
- 31) 久布白落実『廢娼ひとすじ』中央公論社、1973；p. 169.
- 32) 「(社説) 此の際焼いてしまいたい物」『婦女新聞』1216、1923；p. 1.
- 33) 「仮小屋に雑魚寝する婦人の貞操擁護に立つ」『国民新聞』10月10日号、1923.
- 34) 「東京連合婦人会—新たに出来た有意義な婦人団体」『東京朝日新聞』11月1日号、1923.
- 35) 「すっかり組織立った東京婦人の大合同—加盟団体四十余有識婦人は悉く集まり参じた—今後の活動が観物」『国民新聞』10月30日号、1923.
- 36) 「(社説) 婦人の力の発現」『婦女新聞』1226、1923；p. 1.
- 37) 久布白落実「帝都復興と公娼問題の解決」『婦人新報』312、1923；pp. 2-4.
- 38) 「東日本大震災 暮らしはどうなる？」『毎日新聞』7月1日号、2011.

東日本大震災の特集記事で、「避難所における女性の安全配慮」の必要性などから、「復興に男女共同参画の視点を」との提言が掲載されている。

参考文献

- (1) 千野陽一『近代日本婦人教育史—体制内婦人団体の形成過程を中心に—』ドメス出版、1979.
- (2) 林葉子『「市民」が「国民」になるとき—久布白落実における「ホーム」論の展開—』『キリスト教社会問題研究』Vol. 50、2001；pp. 1-30.
- (3) 一番ヶ瀬康子・小林博・河畠修・藪田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997.
- (4) 今井清一編『日本の百年6 震災にゆらぐ』ちくま学芸文庫、2008.
- (5) 内務省社会局編『大正震災志(上)(下)』内務省社会局、1926.
- (6) 中村英雄『最近の社会運動』協働会、1929.
- (7) 日本福祉文化編集委員会編『新・福祉文化シリーズ1 福祉文化とは何か』明石書店、2010.
- (8) 日本福祉文化編集委員会編『新・福祉文化シリーズ4 災害と福祉文化』明石書店、2010.
- (9) 西尾祐吾・大塚保信・古川隆司編著『災害福祉とは何か—生活支援体制の構築に向けて』ミネルヴァ書房、2010.
- (10) 東京府『東京府大正震災誌』東京府、1925.
- (11) 楊善英「関東大震災と廢娼運動—日本キリスト教婦人矯風会の活動を中心に—」『国立女性教育会館研究紀要』Vol. 9、2005；pp. 95-105.

(みねやま あつこ 関西学院大学大学院人間福祉研究科)

障害者スポーツにおける 「障害」意識に関する研究

～車椅子バスケットボール競技者に着目して～

河西 正博

要 旨

目 的

本稿は、車椅子バスケットボール競技者への調査を通じて、競技者の「障害」「障害者」意識を把握すると同時に、「障害者」競技者が「健常者」競技者に対してどのような意識を抱いているのか、両者の関わりによって「障害」意識がどのように変化するか、以上の点を明らかにすることを目的として考察を行った。

研究方法

日本車椅子バスケットボール連盟加盟全チーム（88チーム）を対象に質問紙を郵送し、46チーム313名の競技者から回答を得た（回収率：52.2%）。本調査の結果をもとに、「役割形成」と「アイデンティティ」の観点から障害者スポーツ競技者の「障害」「障害者」意識の検討および、いかにして「障害者」という役割が形成されていくのかを検討した。

結 語

車椅子バスケットボールに参加することによって、競技者の多くが、自己を「障害者」ではなく、「競技者」としてとらえるようになったと認識しており、

スポーツ活動がアイデンティティ形成に大きな影響を与えていることが示唆された。しかしながら、「車椅子バスケットボールを通じて『障害』を乗り越えられたか」という問いに対しては、約半数の競技者が「そう思わない」と回答している。また、大多数の障害もつ競技者が「健常者」競技者の参加について賛成をしており、ともにプレーする際には「『健常者』であることを意識しない」と回答している。しかしながら、その一方で「健常者」の存在によって自己の「障害」が意識化されるという傾向が看取され、障害をもつ競技者の葛藤の様相が明らかになった。

キーワード

障害者スポーツ、車椅子バスケットボール、障害者、健常者、役割、アイデンティティ

1 緒 言

従来、障害は個人の身体的・精神的な欠陥として捉えられ、医学的な治療の対象とされるとともに、リハビリテーションによる回復に向けての努力が障害をもつ人々に求められてきた。しかし、時代の流れとともに、障害を社会モデル（障害を心身機能

の欠損ではなく社会から与えられる不利益と捉えること)の視点から捉えることに重点が置かれるようになっていく。

障害者スポーツに関する研究は、障害者スポーツそのものが心身のリハビリテーション効果に着目して展開されてきたという経緯から、運動やスポーツによるリハビリテーション効果に関する研究を中心に進められ、その後、パラリンピックを頂点とする競技力向上や指導者養成等の競技スポーツに関する研究、障害者に対するスポーツの振興という観点から、障害をもつ人々が日常的にスポーツ参加していくための政策的、方法的な研究が展開されてきた。

具体的にいくつか挙げると、まずリハビリテーションの観点からは、スポーツが心身に与える効果についての分析が中心に行われてきている。身体的側面に与える影響については、飛松(1998)、奥田(1999)、山崎・中島(2008)¹¹⁻³⁾等、さまざまな研究がみられる。また心理的側面に及ぼす影響については、内田・橋本(2001, 2007)、内田ら(2003)によって検討されている⁴⁾⁻⁶⁾。次に競技スポーツに関する研究としては、大会の運営(クラス分けの方法、障害別大会、種目別大会の統合等)、競技力向上のための各種団体のあるあり方、選手の強化策(矢吹, 2003)(矢部・草野・中田, 2004)等が中心課題となっている⁷⁾⁸⁾。またスポーツの日常化の視点からは、スポーツをする場の確保、障害者スポーツ指導者の養成などの政策的な検討が中心課題となっている(高橋・佐藤, 1995)⁹⁾(藤田, 1999)¹⁰⁾。

これらの研究は、機能回復やリハビリテーションにおける運動やスポーツの効果と方法、スポーツ振興上の政策的、支援方法

論の構築に一定の成果をあげてきたが、社会モデルの視点から障害者の社会的位置づけを捉えなおすとともに、障害をもつ人々の側からみたスポーツの意味づけやあり方に関する研究が要請されているといえよう。

なかでも、障害をもつ人々の置かれた状況や社会的位置づけとスポーツを検討する上で、障害者スポーツにおける「障害」や「障害者」の意味づけと捉え方、及びその変容を再検討する必要がある。従来、「障害」は、スポーツ活動を阻害する負の要因として把握される場合が多く、また障害をもつ人々は固定化された「障害者」として措定され、その上にたったスポーツ振興がなされてきたといっても過言ではない。固定化された「障害」「障害者」観に基づく障害者スポーツの進展は、「障害者というカテゴリーを構築し障害者を排除してきた『近代』のイデオロギーを強化するものとなってはいないだろうか¹¹⁾」といった高橋(1999)の指摘にみられるように、障害者スポーツに関する言説それ自体が、健常者/障害者の実体的な差異の言説の再生産となり、意図せざる結果として二項対立的な枠組みを強化してしまうことになりかねない。

これらの点から距離を取るには、障害者スポーツに参加している障害当事者自身が、「障害」に対してどのような眼差しを向けているのかを検討することが重要である。具体的には、障害者スポーツ施策の対象である「障害者」という枠組み自体がどのような社会構成の中に位置づけられているのかを検討することであり、また、障害をもつ人々がスポーツを行うことにどのような意味づけをしているのかを問い直すことである。

阿部ら（2001）は、障害者水泳に参加している2名の選手のインタビュー調査から「いわゆる『障害者』もまた、つねにかかわらず『障害者』であり続けているわけではない～（中略）場面ごとに『障害者』であったり、なかったりする様子もまた、人々が生きている現代的『生』だとするなら、それをとらえる研究視角があってもいい」¹²⁾と述べており、これらの言葉から浮かび上がってくるのは、障害をもつ人々が、暗黙のうちに了解されている「障害者」としてのみ生きているのではなく、状況に応じてさまざまな「顔」をもつ存在として生きているということである。このことは、これまで自明のものとなっていた上記の障害者スポーツにおける「障害」「障害者」概念が、状況や関係性に応じて変化するということを示唆するものといえよう。この点と関連して、近年、障害者スポーツの中で人気の高い車椅子バスケットボールでは、障害のない競技者が増加している。このため、障害者スポーツにおける「障害をもっている」という暗黙の参加資格が無効化されつつあり、既存の「障害者スポーツの枠組み」では解釈ができなくなっており、「障害者」と「健常者」の関係性と意味づけが実態としても問われている。

近年、これらの点に着目した障害者スポーツに関する萌芽的研究がみられる。例えば、障害者スポーツにおける「障害」「障害者」観の再検討については、奥田（2003）、八十川（2000, 2001）渡（2005）らによって行われている¹³⁾⁻¹⁶⁾。なかでも渡は「カテゴリーずらし」という枠組みで、複数の車椅子バスケットボール競技者の語りから、「障害者」というカテゴリーが障害当事者

の中でどのように形成され、捉えられているのかを検討している。渡は、「なんでもできるという自負のある彼らにとって、『障害者ではない』という認識もある一方で、『障害者』と呼ばれる人たちとも苦労や大変さを共有できるはずだ」¹⁶⁾と述べており、「健常者／障害者」というカテゴリーは周りの状況、相手、文脈によって選択的に選ばれるものなのであると考察している。

ここから明らかになるのは、障害者スポーツ競技者が、従来の規範的な「障害者」という枠組みの中でのみ生きているのではなく、スポーツ活動の中で生み出された「スポーツにおける障害者」として生きているということである。渡のこのような分析は障害者スポーツにおける「障害」「障害者」の位置づけに新たな視角を与えるものであるが、どのような過程を経て当事者の「カテゴリーずらし」が生じるのかという点については言及されていない。また、「健常者／障害者」カテゴリーが「選択的に選び取られる」と指摘しているが、はたして障害当事者が主体的にカテゴリーを選び取ることが可能なのであろうか。本人の意思や志向に関わらず、状況に応じて各カテゴリーが立ち上がってくる場面はないのであろうか。これらの点については検討が必要であると考えられる。以上の阿部、渡らの議論は、スポーツに参与する障害当事者の「語り」に基づいた探索的な研究であり、提示された動的な「障害」「障害者」観をより精緻化し、普遍化していくためにも、質的な手法のみならず、量的な手法を用いた多角的な検討が必要となるのではないだろうか。

そこで本稿は、障害者スポーツの中でも競技団体の組織化、競技力、競技人口等の点から、わが国の代表的なスポーツの一つである車椅子バスケットボールに着目し、可変的な「障害」「障害者」観を前提として、車椅子バスケットボール競技者への質問紙調査から「障害」「障害者」意識の把握を行う。さらに、「障害者」競技者が「健常者」競技者に対してどのような意識を抱いているのか、両者の関わりによって「障害」意識がどのように立ち上がってくるのか、その様相について検討することを目的とする。

2 分析枠組み

障害者スポーツ競技者の「障害」「障害者」意識を検討する上で、いかに「障害者」という役割が形成され、それがアイデンティティ形成とどのような関係を持つのか、という点が重要である。そこで、ここでは「役割形成」と「アイデンティティ」の観点から枠組みを整理しておきたい。

2-1 役割形成と「障害者役割」

個人は社会の中に生まれ、社会とのつながりの中で生きてゆかざるをえない。桐田(1988)は、このような個人の存在に対して、「個人は社会的存在であることを運命づけられているのである」¹⁷⁾と述べている。役割とはこのような社会的存在である個人に付与される、行動についての規範的期待である。一般的に役割は個人の地位にあらかじめ備わっているものであり、個人の人間性や能力、個性に関係なく期待される権利と義務のセットであると捉えられる。し

かし、私たちはこれらの役割に沿って従順に行動するわけではなく、時には役割に反抗し、矛盾する役割期待に右往左往する。このような役割をめぐる葛藤状態を、野村(2003)は「競合、対立、矛盾する役割期待のために、行為者が内的葛藤をともなう調整をしなければならない場合を役割葛藤という」¹⁸⁾と定義している。

ここで重要な点は、人間と役割の関係は一方的なものではなく、人間が一つの役割によって拘束され、身動きができなくなっているわけではないということである。人はさまざまな役割を遂行しているが、「障害者役割」、およびその遂行によって確立される「障害者」としてのアイデンティティは、障害をもつ人々に先天的に備わっている宿命的なものではなく、形成されていくのである。この点に関して奥田は(2003)は、「単なる心身機能・構造の障害があるというだけでその枠組みがはめられるのではなく、それがシンボルとなり社会秩序の維持や自己の存在の確認のために常に形成されているものである～(中略)障害者とは、健常者が自己同一性を得るために異人として生成される存在であり、初めから存在するかのようなスタティックな存在ではなく、自他の関係性の中で絶えず生成されるダイナミックな存在として捉えることができる。」¹⁹⁾と述べている。つまり、心身の機能的な障害だけでは「障害者」は生まれず、「健常者」という集団が自己のアイデンティティ獲得のために、障害をもつ人々を集団内から排除することで「障害者」という枠組みが発生しており、その生成過程で障害をもつ人々はさまざまなスティグマを負わされてしまうことで「障害者」にな

るのである。

2-2 「障害者役割」とアイデンティティ複合

ここでは、「障害者役割」の形成とアイデンティティの獲得について検討したい。社会的弱者のアイデンティティの様相について、上野（1996）は、「個人のアイデンティティが少しも統合的なものではなく、一貫もしていない～（中略）多元的な現実を生きる個人は、多元的なアイデンティティ複合を文脈に応じて生きており、そのアイデンティティ複合内部の関係は必ずしも『同一性』では記述できない。」¹⁹⁾と述べ、個人のもつアイデンティティは単一のものではなく、多元的なアイデンティティ複合の文脈で把握することの重要性について言及している。

この指摘に拠れば、「障害者役割」を担わされた障害者は、「障害者」として統合的なアイデンティティ形成をしているのではなく、多元的なアイデンティティ複合を

多元的な現実の文脈に応じて生きているという点が重要である。「障害者」は、まさにこのような多元的なアイデンティティ複合の中で「障害者役割」と他の役割との間で揺れ動く存在であるということができるのではないだろうか。河西（2010）は、途中で障害を負った車椅子バスケットボール選手への参与観察、インタビュー調査を通じて、障害をもつ個人にとってスポーツがどのように受容され、自己変容がどのように生じるのかについて役割論に基づいて検討した²⁰⁾。ここから読み取ることができたのは、スポーツへの社会化過程のみならず、スポーツに関わる役割を取得後も障害との関係性に葛藤する障害当事者の姿であった。

そこで本稿では、車椅子バスケットボール競技者への量的調査から、車椅子バスケットボールに参加することで、また「健常者」と競技をすることで、「競技者」としての役割を獲得していくものの、否定的な障害観が完全に無化され「競技者」としての統合的な役割を確立していくのではなく、

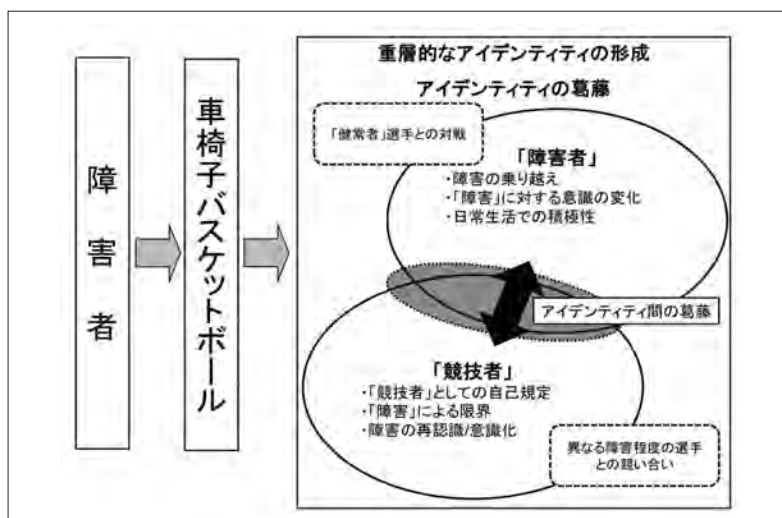


図1 車椅子バスケットボール競技者のアイデンティティ形成について

「競技者」としての役割を獲得しながらも依然として、「障害者である自己」をもち続けているのではないかといった作業仮説を設定し、多元的なアイデンティティ複合の視点から分析・検討することとした。

3 研究方法

3-1 調査対象・時期・方法

2008年8月、日本車椅子バスケットボール連盟（以下、「JWBF」とする）加盟全チーム（88チーム）を対象に質問紙を郵送し、46チーム313名の競技者から回答を得た（回収率：52.2%）。

3-2 主な質問項目

質問項目は以下のように設定した。

1) 対象者属性

性別、年齢、職業、チーム所在地、障害区分・受傷原因、車椅子バスケットボール経験年数、競技歴、持ち点

2) チームと自身の活動状況

練習頻度、1回あたりの練習時間、練習場所、指導者の有無

3) スポーツ全般に対する意識について

勝敗に対するこだわり、スポーツへの志向性（競技、趣味）

4) 車椅子バスケットボールへの取り組み・意識について

車椅子バスケットボールを始める際の重要な他者、活動目的、車椅子バスケットボールの効果・効用

5) 障害者スポーツ観について

車椅子バスケットボール実施時の障害意識、車椅子バスケットボール参加による障害意識の変化、「健常者」とともにプレーすることについて

4 結果

4-1 サンプル特性

回答者数（表1）をみると、男性280人（89.5%）、女性33人（10.5%）となっており、男性の割合が約9割を占める。JWBF登録者の性別割合は男性88.9%、女性10.1%（2010年1月現在）であり、回答者の男女比は登録構成比とほぼ同様の割合となっている。障害区分および障害受傷原因（表2）では、脊髄損傷（二分脊椎含む）が73.7%と大多数を占めている。障害受傷原因（表2）をみると、中途障害が87.4%となっており、先天的な障害をもつ競技者の割合は非常に少ない。また、全国のプロック別では、九州（21.4%）、関東（14.1%）、東北（9.6%）、四国（9.6%）、近畿（8.9%）、北海道（8.0%）、中国（7.7%）、東京（5.4%）、甲信越（5.1%）となっている。

表1 男女年代別回答者数

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 合計 |
|----|---------|----------|-----------|----------|----------|---------|-----|
| 男性 | 12(4.3) | 49(17.5) | 110(39.3) | 57(20.4) | 41(14.6) | 11(3.9) | 280 |
| 女性 | 3(9.1) | 12(36.4) | 11(33.3) | 7(31.2) | 0(0) | 0(0) | 33 |
| 合計 | 15(4.8) | 61(19.5) | 121(38.7) | 64(20.4) | 41(13.1) | 11(3.5) | 313 |

平均年齢：36.76歳（標準偏差：11.363）

表2 障害区分および障害受傷原因

| | 人数 | 割合 | | 人数 | 割合 |
|--------------|-----|------|-------|-----|------|
| 脊髄損傷(二分脊椎含む) | 227 | 73.7 | 中途障害 | 264 | 87.4 |
| 切断 | 25 | 8.1 | 先天性障害 | 29 | 9.6 |
| 脳原性まひ | 8 | 2.6 | 不明 | 9 | 3 |
| 疾病による機能障害 | 22 | 7.1 | 合計 | 302 | 100 |
| その他 | 26 | 8.4 | | | |
| 合計 | 308 | 100 | | | |

障害を受傷してからの平均年数：16.91年

表3 持ち点割合 (N=300)

| | 1点台 | 2点台 | 3点台 | 4点台 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 割合 | 32.3% | 33.7% | 17.3% | 16.7% |
| 人数 | 97 | 101 | 52 | 50 |

4-2 車椅子バスケットボール開始に伴う「障害意識」の変化について

ここでは、車椅子バスケットボールへの参加と障害意識の関係性について、スポーツ参加が日常生活での障害意識にどのような影響を及ぼすのか、プレー中の障害意識などを中心に、持ち点別（比較的障害程度の重い1点台・2点台の実施者と障害程度の軽い3点台・4点台の実施者間で比較）および、競技志向者を競技者として、趣味的に楽しみたいという志向を有する人を愛好者として競技者・愛好者別に分析を行う。

「車椅子バスケットボールを始めて障害に対する意識は変わったか」という問いに対して、全体の68.6%の競技者が「変わったと思う」と回答している（表4）。競技者・愛好者別、および持ち点別で見ると、いずれも有意な差はないものの競技者群、持ち点の高い群のほうが障害に対する意識が変わったと回答する割合が高くなっている。

次に、「車椅子バスケットボールをしている時に障害を意識することはあるか」という設問では、全体の47.1%の競技者が「あ

表4 車椅子バスケットボール参加と障害意識について

| | 思う | 思わない |
|---|-----------------|-----------------|
| 車椅子バスケットボールを始めて障害に対する意識が変わったと思うか(n=290) | 199人 (68.6%) | 91人 (31.4%) |
| | ある | ない |
| 車椅子バスケットボールをしている時に障害を意識することがあるか(n=289) | 136人 (47.1%) | 153人 (52.9%) |

る」と回答している(表4)。持ち点別(図2)では、1%水準での危険率で有意差が認められ、「ある」と回答したのは1点・2点台の群が圧倒的に多く、比較的障害程度の重い競技者の方がプレー中に障害を意識する傾向が強いという結果であった。

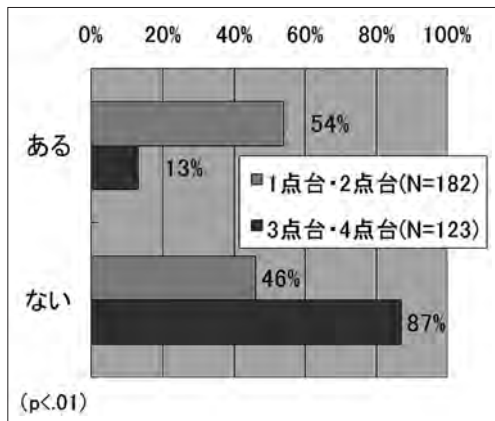


図2 車椅子バスケットをしている時に障害を意識することはあるか(持ち点別)

4-3 車椅子バスケットボールを行うことによる具体的な「障害」意識の変化

「障害者としてではなく、自分は競技者であるという意識をもつようになった」という項目では、全体の73.8%の競技者が、「そう思う(『非常にそう思う』と『ややそう思う』の合計値)」と回答しており、持ち点別では、有意差はみられなかったが、競技者・愛好者別では0.1%水準の危険率で有意差がみられ、競技者のほうが「自分は競技者であるという意識をもつようになった」と感じる割合が高くなっている(図3)。

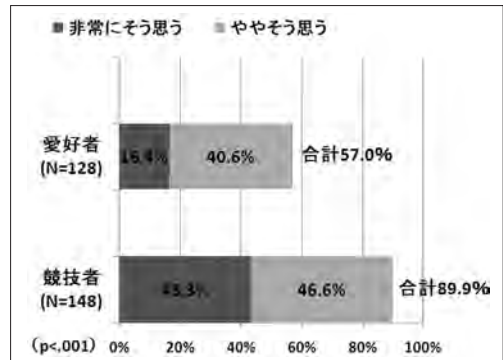


図3 障害者としてではなく、自分は競技者であるという意識をもつようになった(競技者・愛好者別)

「障害を含めた自分自身に誇りを持てるようになった」という項目では、全体の62.8%の競技者が、「そう思う(『非常にそう思う』と『ややそう思う』の合計値)」と回答しており、持ち点別では5%水準の危険率で有意差がみられ、3点・4点台の比較的障害程度の軽い競技者のほうが「自分自身に誇りを持てるようになった」と感じる割合が高くなっている(図4)。また、競技者/愛好者別で見ると、0.1%水準の危険率で有意差がみられ、競技者のほうが「自分自身に誇りを持てるようになった」と感じる割合が高くなっている(図4)。

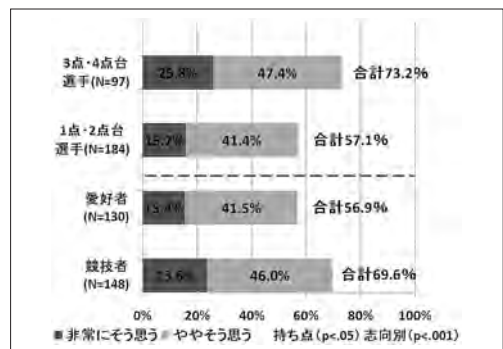


図4 「障害を含めた自分自身」に誇りを持てるようになった(持ち点別/競技者・愛好者別)

「スポーツの場面だけでなく、仕事や日常生活の中で障害を意識しなくなった」という項目では、全体の66.1%の競技者が、「そう思う（『非常にそう思う』と『ややそう思う』の合計値）」と回答しており、持ち点別では5%水準の危険率で有意差がみられ、3点・4点台の比較的障害程度の軽い競技者のほうが「障害を意識しなくなった」と回答する割合が高い（図5）。また、競技者・愛好者別でみると、0.1%水準の危険率で有意差が認められ、競技者のほうが「障害を意識しなくなった」と回答する割合が高くなっている（図5）。

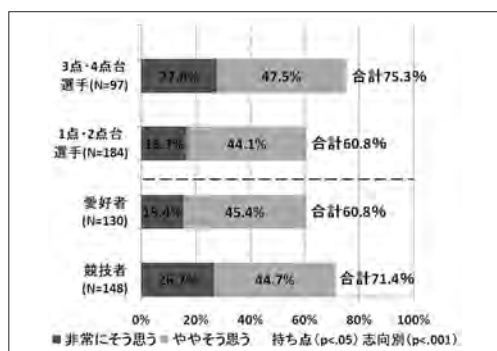


図5 スポーツの場面だけでなく、仕事や日常生活の中で「障害」を意識しなくなった（持ち点別／競技者・愛好者別）

「車椅子バスケットボールを通じて障害を乗り越えられたと感じている」という項目では、全体の55.8%の競技者が、「そう思う（『非常にそう思う』と『ややそう思う』の合計値）」と回答しており、持ち点別では5%水準の危険率で有意差がみられ、3点・4点台の比較的障害程度の軽い競技者のほうが障害を乗り越えられたと感じている割合が高くなっている（図6）。また、競技者・愛好者別でみると、0.1%水準の危険率で有意差が認められ、競技者のほう

が障害を乗り越えられたと感じる割合が高くなっている（図6）。

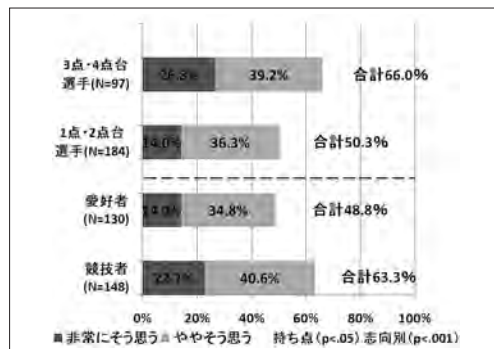


図6 車椅子バスケットボールを通じて障害を乗り越えられたと感じている（持ち点別／競技者・愛好者別）

「いろいろな障害をもつ人たちとの競い合いや、『持ち点制』によって以前よりも障害を意識するようになった」という項目では、全体の50.5%の競技者が、「そう思う（『非常にそう思う』と『ややそう思う』の合計値）」と回答しており、持ち点別では5%水準の危険率で有意差がみられ、3点・4点台の比較的障害程度の軽い競技者のほうが「以前よりも障害を意識するようになった」と感じる割合が高くなっている（図7）。

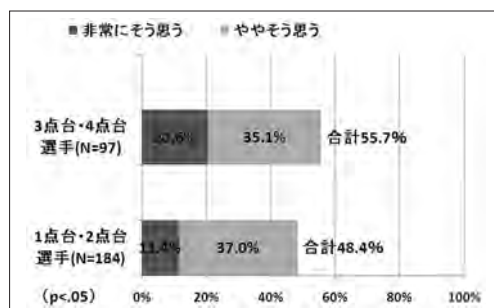


図7 いろいろな障害をもつ人たちとの競い合いや、「持ち点制」によって、以前より障害を意識するようになった（持ち点別）

以上の結果から、「障害を含めた自分自身に誇りをもてるようになった」、「スポーツの場面だけでなく、仕事や日常生活の中で『障害』を意識しなくなった」、「車椅子バスケットボールを通じて障害を乗り越えられたと感じている」、の3項目では、「そう思う」と回答する割合が高く、競技への参加が「障害」意識に肯定的な影響を与えていることがうかがえる（図4・5・6参照）。持ち点別および競技者・愛好者別では各項目とも、3点・4点台の群、競技者において高い割合を示している。しかしながら、「いろいろな障害をもつ人たちとの競い合いや、『持ち点制』によって、以前よりも障害を意識するようになった」という項目では、約半数の者が意識するようになったと回答しており（図7参照）、スポーツへの参加が完全に障害を無化するものではなく、競技者としての自己を意識しながらも、一方では障害が意識化されるという葛藤状態が看取される。

4-4 「健常者」選手との関係性について

次に車椅子バスケットボール参加にともない、「健常者」選手に対してどのような意識を持っているのか、ともにプレーすることによりどのような意識変容が生じているのかについて検討する。

「今後、『健常者』選手とともにプレー・対戦をしたいと思うか」という項目では、全体の89.6%の競技者が、「思う（『思う』と『どちらかと言えばそう思う』の合計値）」と回答している。持ち点別で見ると5%水準の危険率で有意差がみられ、1点・2点台の比較的障害程度の重い競技者のほうが「『健常者』選手とともにプレー・対

戦をしたい」と考える傾向が強い（図8）。また、「自分のチームに『健常者』選手が加入してほしいと思うか」という項目では、全体の83.5%の競技者が「思う（『思う』と『どちらかと言えばそう思う』の合計値）」と回答しており、多くの競技者が「健常者」選手に加入してほしいとの意向を示している。

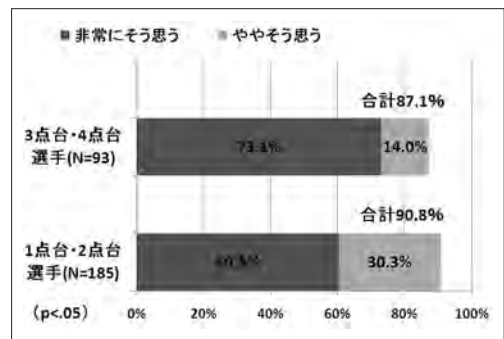


図8 「健常者」選手とともにプレーや対戦をしたいと思うか（持ち点別）

「一般に障害者スポーツと呼ばれる種目に『健常者』が参加することは望ましいと思うか」という項目では、全体の83.4%の競技者が「思う（『思う』と『どちらかと言えばそう思う』の合計値）」と回答しており、持ち点別、競技者・愛好者別ともに有意差はなく、多くの競技者が障害者スポーツへの「健常者」参加を望ましいと考えている。また、「『健常者』であることを意識せず、一人のチームメイト・対戦相手である」という項目では、全体の83.7%の競技者が、「思う（『そう思う』と『ややそう思う』の合計値）」と回答している。持ち点別では、有意差はみられないが、競技者・愛好者別では5%水準の危険率で有意差がみられ、競技者のほうが「『健常者』であることを意識せず、一人のチームメイ

ト・対戦相手である」と捉える傾向が強くなっている（図9）。

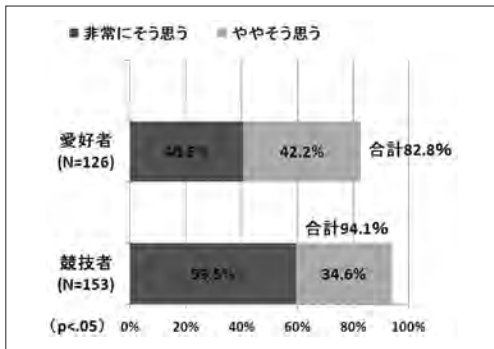


図9 「健常者」であることを特別意識せず、一人のチームメイト・対戦相手である（競技者・愛好者別）

「相手が持ち点のない『健常者』であることに対して不公平であると思う」という項目では、全体の24.2%の競技者が「思う（『そう思う』と『ややそう思う』）の合計値」と回答しており、持ち点別、競技者・愛好者別ともに有意差は認められない。また、「『健常者』選手の存在によって自分自身の障害を意識させられる」という項目では、全体の35.1%の競技者が「思う（『そう思う』と『ややそう思う』）の合計値」と回答しており、持ち点別、競技者・愛好者別ともに有意差は認められない。

また、「『健常者』選手には負けたくないという気持ちが強くなる」という項目では、全体の60.8%の競技者が、「思う（『そう思う』と『ややそう思う』）の合計値」と回答している。持ち点別で見ると5%水準の危険率で有意差がみられ、3点・4点台の比較的障害程度の軽い競技者のほうが「『健常者』選手には負けたくないという気持ちが強くなる」と回答する割合が高くなっている（図10）。また、競技者・愛好

者別では、0.1%水準の危険率で有意差がみられ、競技者のほうが、「『健常者』選手には負けたくないという気持ちが強くなる」と捉える傾向が強い（図10）。

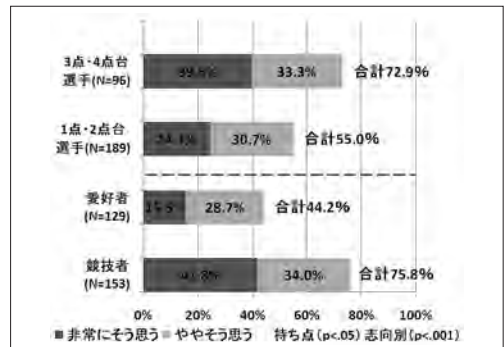


図10 「健常者」選手に負けたくないという気持ちが強くなる（持ち点別／競技者・愛好者別）

以上の結果から、97.2%の競技者が「健常者」選手とプレーしたことがあると回答し、また、ともにプレーしたいと思うか、自分のチームに加入してほしいと思うかという質問に対しては、8割から9割近い競技者が「思う」と回答しており、「健常者」の車椅子バスケットボール参加に賛同している。また、「『健常者』であることを意識せず、一人のチームメイト・対戦相手である」という項目でも大半の競技者が「そう思う」と回答しており（図9参照）、「健常者」をともにプレー・競争する「競技者」として位置づけていることが明らかになった。一方で、『健常者』選手の存在によって自分自身の障害を意識させられる」という項目では、30%を超える競技者が「そう思う」と回答しており、「健常者」選手との対戦を望みながらも、自己の障害が意識化されるという状況が明らかになった。また、「健常者」選手には負けたくないとい

う項目では持ち点別、競技者・愛好者別にも有意差が認められ、3点・4点台の群、競技者で高い割合を示しており、「健常者」であることを意識しないといいながらも、競技の「場」においては「健常者」の存在が意識化されていることが示唆される。

5 考 察

前述の結果をふまえ、以下では車椅子バスケットボールへの取り組みと、「障害」「障害者」意識の関係性を検討するとともに、「障害者」競技者が「健常者」競技者に対してどのような意識を抱いているのか、両者の関わりによって「障害／健常」意識がどのように立ち上がっているのかについて検討する。

5-1 車椅子バスケットボール実施に伴う「障害」「障害者」意識

車椅子バスケットボール実施に伴う「障害」「障害者」意識の変化に関して、「障害者としてではなく、自分は競技者である」という意識を持つようになった」という項目に70%以上の競技者が「そう思う」と回答している（図3参照）。つまり「障害者」としての役割を期待された人々が車椅子バスケットボールと出会い、「競技者」としての役割を獲得し、「障害」が相対化された結果、自らを「障害者」というよりも「競技者」として認識するようになったものと推察することができよう。しかし、車椅子バスケットボールに取り組むことによって「障害を乗り越えられた」と言えるのだろうか。この点に関して、「車椅子バスケットボールを通じて障害を乗り越えられたと

感じている」という項目について、「そう思う」と回答した者の割合が、持ち点3点台・4点台と競技者群では60%を越えているものの、持ち点1点台・2点台と愛好者群では50%に留まっており（図6参照）、「そう思わない」と回答した者の割合が約半数を占めている。このことから、必ずしも車椅子バスケットボールを行うことが「障害の乗り越え」につながるわけではないことに注意する必要がある。

この結果は、分析枠組みで述べた上野の「多元的な現実を生きる個人は、多元的なアイデンティティ複合を文脈に応じて生きており、そのアイデンティティ複合内部の関係は必ずしも『同一性』では記述できない。」¹⁹⁾という指摘と重なるものといえよう。つまり、「障害者役割」を担わされた障害者は、障害者スポーツの経験を通して「障害者」か「競技者・愛好者」といった二者択一的な統合されたアイデンティティ形成をしているのではなく、個々人の置かれた状況に応じて、ねじれや葛藤を起こしつつ両者が存在し、アイデンティティ複合を文脈に応じて生きている様相を示す結果として注目される。

次に障害者スポーツを通して「障害者」意識が立ち上がる点に着目すると、「車椅子バスケットボールをしている時に障害を意識することはあるか」という問いに対して、1点台・2点台の群54%が「ある」と回答しているのに対して、3点台・4点台の群で「ある」と回答したのは13%に留まっていた（図2参照）。このような「障害」意識の立ち上がりには差が生じる理由として、車椅子バスケットボールが制度的に身体的な差異を前提としたスポーツであることが

挙げられる。競技の場では選手間の身体的差異が顕在化しており、身体条件の平等性が必ずしも達成されているとはいえない。さらに、5人の合計持ち点が14点に収まればばよく、コート内ではさまざまな障害程度のプレーヤーが競い合うことになる。つまり、持ち点制によって身体的差異が試合中に顕在化することがあらかじめルールとして定められ、車椅子バスケットボールは常に身体的差異を前提としたスポーツであるということができる。1点台・2点台の群は比較的障害程度の重い競技者であり、障害程度の軽い3点台・4点台と競い合う状況の中で、身体的差異が自覚されることによって自身の「障害」が意識化されたものと推察される。

一方で、3点台・4点台の相対的に障害の軽い競技者が「障害」を意識する場面はないのであろうか。「いろいろな障害をもつ人たちとの競い合いや、『持ち点制』によって、以前よりも障害を意識するようになった」という項目では1点台・2点台の群よりも3点台・4点台の群が高い割合で「そう思う」と回答していた(図7参照)。このような「障害」意識は、「持ち点制」という車椅子バスケットボールのシステム、および自身よりも障害程度の重い競技者との競い合いによって、自らを障害者カテゴリーの中に位置づけなおすことによって生じるものであると推察される。

これらの結果を踏まえると、障害程度の軽い競技者にとって、「持ち点」によって自らを「障害者である」と規定し、障害程度の重い競技者を目の当たりにすることで、自分自身も車椅子バスケットボールという「障害者スポーツ」を構成する「障害者」

であると認識した時に「障害」意識が立ち上がるのではないかと推察される。以上の持ち点差(障害程度の差)による「障害」意識が立ち上げるプロセスについてはさらなる検討が必要であるが、障害程度や競技に対する志向性の違いによって、「障害」意識が立ち上がる場面は一様ではなく、「競技者」としての役割を確立しながらも、時として「障害」意識が立ち上がり、葛藤状態が顕在化するものと推察される。

5-2 「健常者」競技者と「障害／健常」意識の関係性

「健常者」競技者との関係において97.2%の競技者が「健常者」競技者とともにプレーしたことがあると回答していた。また「自分のチームに健常者選手が加入してほしいと思う」と回答した者の割合が80%を超え、『「健常者」であることを意識せず、一人のチームメイト・対戦相手である」という設問では全体の80%以上が「そう思う」と回答していた(図9参照)。これらの結果から、大半の競技者が「健常者」との競技経験を有しており、「健常者」に対して、「健常者」というよりも「一競技者」として位置付けながら、健常者に加入してほしいという意識をもつ者が多い傾向がみられた。しかしながら、『「健常者」の存在によって自分自身の障害を意識させられる」という項目では約30%の競技者が「そう思う」と回答している。これらの結果は、「健常者」と一緒にプレーしたい、「健常者」であることを意識しないと言いながらも、時に「健常者」の存在によって自身の障害が意識化されるという葛藤を抱え込んでしまうということを示唆するものといえよう。

また、この結果は、従来、車椅子バスケットボールは障害をもつ競技者同士で行われるものであり、持ち点で分類された障害の軽重によって「障害」意識が立ち上がる点については先に述べたとおりだが、「健常者」が車椅子バスケットボールに参加することは、「障害をもっている」という障害者スポーツにおける暗黙の参加資格を無効にするものであり、障害をもつ競技者にとって非常に「異質な存在」として認識されることとなろう。このような異質な「健常者」と競う場面で、障害をもつ競技者の「障害」意識は、障害者間の身体的差異とは比較にならない、「障害の有無」という厳然たる身体性の違いから、「競技者」でありながら「障害者」でもあるというアイデンティティ複合を示す結果と推察される。さらに「『健常者』選手には負けたくないと思う気持ちが強くなる」という項目では、競技者志向をもつ群の72.5%が「そう思う」と回答している（図10参照）が、この結果から自己の「障害」意識が立ち上がった競技者が、再び自己を「競技者」として再定義することで「乗り越え」をはかろうとする意識を示すものと考えられる。

以上の結果から、「障害者」競技者にとつての「健常者」とは、単なるチームメイト・競争相手であるだけでなく、「障害者／競技者」役割間の葛藤を生じさせ、アイデンティティ複合をより顕在化させる存在となり得ることが示唆された。

6 結 語

本稿では、車椅子バスケットボール競技者への調査を通じて、競技実施と競技者の

「障害」「障害者」意識の関係性を明らかにし、「障害者」競技者が「健常者」競技者に対してどのような意識を抱いているのか、両者の関わりによって「障害」意識がどのように立ち上がるのか、その様相について検討を行った。

車椅子バスケットボールに参加することによって、競技者の多くが、「障害者」ではなく、「競技者」として自己をとらえるようになったと認識しており、スポーツ活動がアイデンティティ形成に大きな影響を与えていることが示唆された。しかしながら、「車椅子バスケットボールを通じて『障害』を乗り越えられたか」という問いに対しては、約半数の競技者が「そう思わない」と回答している。ここで重要な点は、スポーツさえすれば障害が乗り越えられるかのような単純化された図式は、必ずしもあてはまらないという点である。また、この結果は、競技者個々人のアイデンティティは単一のものではなく、文脈に応じて多元的なアイデンティティが生成され、アイデンティティ複合の中を生きているということを示唆するものともいえよう。

また、大多数の障害をもつ競技者が「健常者」の参加について賛成をしており、ともにプレーする際には「『健常者』であることを意識しない」と回答している。しかしながら、その一方で「健常者」の存在によって自己の「障害」が意識化されるという傾向が看取され、障害をもつ競技者の葛藤の様相が明らかになった。今後、競技者の葛藤の生成過程および変容過程をより詳細に明らかにしていくために、「障害者」から見た「健常者」像だけでなく、「健常者」から見た「障害者」像についても調査を行

い、両者を比較分析することで詳細に検討する必要があるだろう。

「健常者」から「障害者」へのまなざし、「障害者」から「健常者」へのまなざし、この両者の接点を探ることで、障害者スポーツの可能性、障害の有無を超えたスポーツ参加の可能性が開かれていくのではないだろうか。

参考文献・注釈

- 1) 飛松好子「障害者スポーツの変遷と課題(2) 医学的側面」『臨床スポーツ医学』15(2)、1998；pp. 141-147.
- 2) 奥田邦晴「身体障害者のスポーツの医療福祉的意義」『川崎医療福祉学会誌』9(2)、1999；pp. 163-168.
- 3) 山崎昌廣・中島史朗「障害者スポーツからアダプテッド・スポーツへ」『作業療法ジャーナル』42(9)、2008；pp. 904-909.
- 4) 内田若希・橋本公雄「身体障害をもたらす身体的・精神的・社会的問題と運動・スポーツ参加の意義」『平成13年度日本体育協会スポーツ科学研究報告集』日本体育協会、2001；pp. 128-132.
- 5) 内田若希・橋本公雄「自尊感情の多面的階層モデルと身体活動の関係」『健康心理学研究』20(2)、2007；pp. 42-51.
- 6) 内田若希・橋本公雄・竹中晃二・荒井弘和・岡浩一郎「男子車いすスポーツ競技選手の心理的競技能力に関わる要因」『障害者スポーツ科学』1(1)、2003；pp. 49-56.
- 7) 矢吹知之「障害者スポーツの統合化をめぐる基礎的考察」『障害者スポーツ科学』1(1)、2003；pp. 73-81.
- 8) 矢部京之助・草野勝彦・中田英雄編、『アダプテッドスポーツの科学』市村出版、2004
- 9) 高橋豪仁・佐藤光宏「身体障害者のスポーツに関する調査研究」『徳島文理大学研究紀要』49、1995；pp. 47-62.
- 10) 藤田紀昭「障害者スポーツセンターの実態と課題に関する研究」『日本福祉大学研究紀要』100(1)、1999；pp. 1-43.
- 11) 高橋豪仁「身体障害者スポーツに関する一考察—ソーシャル・ロール・パロリゼーションの視点から」『奈良教育大学紀要(人文・社会)』48(1)、1999；pp. 37-48.
- 12) 阿部智恵子・檜田美雄・岡田光弘「資源としての障害パースペクティブの可能性—障害者スポーツ(水泳)選手へのインタビュー調査から」『年報筑波社会学』13、2001；pp. 17-51.
- 13) 奥田睦子「障害者スポーツ論の再検討」『金沢大学経済学部論集』24(1)、2003；pp. 329-345.
- 14) 八十川睦子「スポーツにおける障害者と健常者の統合化に関する一考察」『奈良女子大学スポーツ科学研究』2、2000；pp. 13-22.
- 15) 八十川睦子、「障害者スポーツ論の限界に関する一考察」『奈良女子大学スポーツ科学研究』3、2001；pp. 31-40.
- 16) 渡正「『健常者』／『障害者』カテゴリーを揺るがすスポーツ実践」『スポーツ社会学研究』13、2005；pp. 39-52.
- 17) 桐田克利「ドラマとしての自己—自己呈示と自己変容—」『社会学評論』39(1)、1998；pp. 45-58.
- 18) 野村一夫「さまざまな役割現象」『社

- 会学感覚』文化書房博文社、2003；pp. 210-214.
- 19) 上野千鶴子「複合差別論」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・他編『岩波講座現代社会学15差別と共生の社会学』岩波書店、1996；pp. 203-232.
- 20) 河西正博「スポーツから見た障害者の自己変容に関する研究—障害をもつアスリートの事例から—」『立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要』8、2010；pp. 27-38.
- (かわにし まさひろ 立教大学コミュニティ福祉学部)

資料 調査用紙

【回答方法】 設問ごとに当てはまる番号に○印、または（ ）に当てはまる番号や数字を記入してください。記入もれのないようにご注意ください。

1. あなた自身について

1) 性別（1つに○印） 1. 男性 2. 女性

2) 年齢（ ）歳

3) 職業（1つに○印）

1. 有職（自宅外勤務：パート・アルバイトを除く）

2. 有職（自宅内勤務：パート・アルバイトを除く） 3. パート・アルバイト

4. 学生 5. 主婦（主夫） 6. 無職 7. その他（ ）

4) チーム所在地（ブロック）（1つに○印）

1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 東京 5. 甲信越 6. 東海北陸 7. 近畿

8. 中国 9. 四国 10. 九州

5) 障害区分（1つに○印）

1. 脊髄損傷（二分脊椎含む） 2. 切断 3. 脳原性まひ 4. 疾病による機能障害

5. その他（ ）

6) 障害受傷原因（1つに○印）

1. 中途障害 2. 先天性障害 3. 不明

↓

***以下の6-1・6-2）は6. で「1. 中途障害」と答えた方のみ回答してください**

6-1) 障害を受傷してからの年数（ ）年

6-2) 障害受傷前の部活動やクラブ等（学校の授業を除く）でのスポーツ活動経験についてお答えください。（1つに○印）

1. バスケットボール経験あり 2. バスケットボール以外のスポーツ種目経験あり 3. なし

7) 車椅子バスケットボールを始めてからの年数（ ）年

8) 現在の所属チームの競技歴（過去5年以内の最高成績）（1つに○印）

1. 全国大会上位進出（ベスト8以上） 2. 全国大会出場

3. 日本選抜大会および都道府県大会出場 4. 公式試合に出場せず練習試合や交流試合のみ出場

9) 車椅子バスケットボールにおけるあなたの競技歴（代表選出は現在・過去を問いません）

（1つに○印）

1. 日本代表 2. 都道府県・政令市・ブロック選抜代表 3. 代表選抜歴なし

10) 車椅子バスケットボール以外に取り組んでいるスポーツはありますか。（1つに○印）

1. ある（種目： ） *定期的に行っている種目のみご記入ください。

2. なし

11) 持ち点（ ）点

2. 活動状況について

1) チームとあなた自身の活動頻度（練習・試合の合計）をチームとあなた自身に分けてそれぞれ（ ）内にその番号を記入してください。

1. 年に数回程度 2. 月に1～3日程度 3. 週1～2日 4. 週3日 5. 週4日
6. 週5日以上

→①チーム（ ） ②あなた自身（ ）

2) 練習時間（1日あたりの平均練習時間）（1つに○印）

1. 2時間未満 2. 2～3時間未満 3. 3～4時間未満 4. 4時間以上

3) 主な練習場所（複数施設を利用の場合は最も利用頻度の高い施設を1つ選択してください）

1. 障害者専用もしくは優先利用の公共スポーツ施設
2. 障害者専用もしくは優先利用以外の公共スポーツ施設
3. 小中高校・大学等の学校体育施設 4. 民間スポーツ施設
5. 医療・福祉関係施設内の体育館 6. その他（ ）

4) 所属チームに監督・コーチ（指導者）はいますか（選手兼指導者でも可）。（1つに○印）

1. いる 2. いない

5) 所属チームに継続的支援・物品提供等を行っていているスポンサーはありますか。（1つに○印）

1. ある 2. ない 3. わからない

3. スポーツ全般に対する意識について

以下にスポーツに対するさまざまな意見が書かれています。あなたの考えに近いものを選び、それぞれの番号に○印をつけてください。

| | 賛成 | どちらかと 言えば賛成 | どちらかと 言えば反対 | 反対 |
|------------------------------------|----|----------------|----------------|----|
| 1) スポーツは勝たなければ意味がない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2) スポーツは勝敗よりも楽しむことが大事である | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3) スポーツは健康維持のために行うものである | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4) スポーツは結果よりもそれまでの努力が大切である | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5) スポーツでは自分の限界まで練習しなければならない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6) スポーツはいつでもやめられるような気軽さをもって行うべきである | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7) 競技者は禁煙など普段から節制した生活を心がけるべきである | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8) 自分を犠牲にしてもチームの勝利に貢献すべきである | 1 | 2 | 3 | 4 |

- | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|-------|---|-------|---|
| 9) 試合に勝利できるのならばチームワークは必要ないと思う | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 10) チームメイトとは練習や試合以外の場面でも積極的に交流すべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 11) 自分の力を伸ばせる環境が別のチームにあれば移籍（いせき）をすべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 12) チーム内での上下関係は大切にすべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 13) チームでは年長者の意見を尊重すべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 14) チームにおいて、技術レベルに関わらず試合出場機会を平等にすべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 15) チームにおいて、技術レベルの高い選手が優先的に試合に出場すべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |
| 16) 監督やコーチの指示には絶対に従うべきである | 1 | | 2 | | 3 | | 4 |

4. 車椅子バスケットボールの取り組みについて

1) 車椅子バスケットボールを始めるにあたり影響や励ましを受けた人物は誰ですか。

(当てはまる番号すべてに○印)

- | | | |
|----------------------|-----------------------|--------|
| 1. 医療・福祉関係者 | 2. 家族（配偶者を除く） | 3. 配偶者 |
| 4. 学校関係者 | 5. スポーツ指導者 | |
| 6. 障害のあるスポーツをやっている友人 | 7. 障害のあるスポーツをやっていない友人 | |
| 8. 障害のない友人 | 9. その他（ | ） |

→ 1-1) 当時、最も影響や励ましを受けた人を上記の1～9の中で1人選び（ ）内に番号を記入してください。 →（ ）

→ 1-2) 現在、最も最も影響や励ましを受けている人を上記の1～9の中で1人選び（ ）内に番号を記入してください。 →（ ）

2) あなたは車椅子バスケットボールをどのようにとらえていますか。車椅子バスケットボールを始めた当初と現在に分けて最も当てはまる番号をそれぞれ1つ選んで右の□にその番号を記入してください。

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. リハビリテーション・健康維持の手段として | 当初 | 現在 |
| 2. 余暇活動・楽しみとして（勝敗をあまり意識しない） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3. 競技スポーツとして（勝敗を意識する、大会や試合への参加を意識して） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4. その他 | | |

3) あなたは生活の中で車椅子バスケットボールをどのように位置づけていますか。（1つに○印）

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 1. 生活そのものである | 2. 生活の中で重要な活動の一つである |
| 3. 生活の中で楽しみ活動の一つであるが必ずしも重要な活動ではない | |
| 4. その他（ | ） |

4) 車椅子バスケットボールを始めて良かったと思うことは何ですか。(当てはまるものすべてに○印)

1. 友人が増えた
2. 体力がついた
3. 日常生活の行動範囲が広がった
4. 社会性が身についた
5. ストレス解消・気分がすっきりとする
6. 自信がついてスポーツ以外のことも積極的に行うようになった
7. 生きているという実感をもてるようになった
8. 障害のない人との交流の機会が増えた
9. その他 ()

→4-1) 最も良かったと思う項目を上記の1～9の中で1つ選んで () 内にその番号を記入してください。 → ()

5) あなたは競技者として、あるいは愛好者として車椅子バスケットボールに取り組んでいますか。

(1つに○印)

1. 競技者として専門的に取り組んでいる
2. 愛好者として楽しみながら取り組んでいる
3. その他 ()

6) 車椅子バスケットボールをやめたいと思ったことはありますか。(1つに○印)

1. ある
2. ない

↓ 6-1・6-2)は6)で「1. ある」と答えた方のみ回答してください

6-1) やめたいと思った理由は何ですか。(当てはまるものすべてに○印)

1. 怪我・障害の悪化(二次障害含む)のため
2. 病気のため
3. チームメイトとの人間関係
4. 監督・コーチとの人間関係
5. チームの方針と自分の目標がずれているから
6. チームの雰囲気が自分に合わないから
7. 自分の競技生活に満足したから
8. これ以上練習してもうまくなれないと思ったから
9. 体力的に限界を感じたから
10. 他にやりたいことを見つけたから

6-2) やめたいと思った理由で最も当てはまる項目を上記の1から10の中から1つ選んで () 内にその番号を記入してください。 → ()

7) あなたは車椅子バスケットボールの取り組みに満足していますか。(1つに○印)

1. 非常に満足している
2. どちらかといえば満足している
3. どちらかといえば不満足である
4. 非常に不満足である

5. あなたの障害者スポーツ観について

1) 車椅子バスケットボールをするにあたり障害をどのようにとらえていますか。

(当てはまる番号すべてに○印)

1. 自分のプレーを阻害(そがい)したり、制限するものである
2. 車椅子バスケットボールをする上での単なる持ち点である
3. 性格や人間性、考え方などと同じ自分の特徴の1つであり「個性」である
4. いたしかたのないもの・受け入れるべきものとしてとらえている
5. 自分のプレースタイルを規定するものである
6. 車椅子バスケットボールに出会えたきっかけである
7. その他 ()

→ 1 - 1) 障害をどのようにとらえているのか最も当てはまる項目を上記の1から7の中で1つ選んで () 内にその番号を記入してください → ()

2) 車椅子バスケットボールを始めて障害に対する意識は変わったと思いますか。(1つに○印)

1. 思う 2. 思わない

3) 車椅子バスケットボールを始めて意識がどのように変わったと思いますか。

以下の項目についてあなたの考えに近いものを選び、それぞれの番号に○印をつけてください。

| | 非常に そう思う | やや そう思う | あまりそう 思わない | 全くそう 思わない |
|--|-------------|------------|---------------|--------------|
| ①スポーツの場面だけでなく、仕事や日常生活の中で「障害」を意識しなくなった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ②仕事や日常生活に対してより積極的になった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ③車椅子バスケットボールを通じて障害を乗り越えられたと感じている | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ④「障害を含めた自分自身」に誇りを持てるようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ⑤いろいろな障害をもつ人たちとの競い合いや、「持ち点制」によって、以前より障害を意識するようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ⑥熱心に練習に取り組めば取り組むほど、障害による自分の限界を感じるようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ⑦障害者としてではなく、自分は競技者であるという意識を持つようになった | 1 | 2 | 3 | 4 |

4) 車椅子バスケットボールをしている時(練習や試合の場面)に障害を意識することはありますか。

1. ある 2. ない

↓

4 - 1) それはどんなときでしょうか。以下の具体的な場面において、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 試合中に自分より持ち点の高い選手と競う時
2. 「健常者」選手と対戦、もしくは同じチームでプレーする時
3. 試合中に自分より持ち点の高いチームメイトが活躍している時
4. 試合中に自分と同じ持ち点の選手と競う時
5. 試合中に自分より持ち点の低い選手と競う時
6. 自分の持ち点であればできるであろうと思われるプレーが思うようにできない時
7. チームのメンバー構成上、持ち点のチーム合計の上限によって試合に出場できない時
8. その他 ()

5) 「健常者」選手とともにプレーしたこと、もしくは対戦したことはありますか。(1つに○印)

1. はい 2. いいえ

- 6) 今後、「健常者」選手とともにプレーや対戦をしたいと思いますか。(1つに○印)
 1. 思う 2. どちらかと言えば思う 3. どちらかと言えば思わない 4. 思わない
- 7) 自分のチームに「健常者」選手が加入してほしいと思いますか。(1つに○印)
 1. 思う 2. どちらかと言えば思う 3. どちらかと言えば思わない 4. 思わない
- 8) 一般に障害者スポーツと呼ばれる種目に「健常者」が参加することは望ましいと思いますか。
 (1つに○印)
 1. 望ましい 2. どちらかといえば望ましい 3. どちらかといえば望ましくない
 4. 望ましくない
- 9) 「健常者」選手とともにプレー・対戦することについてどのように考えますか。
 以下の項目についてあなたの考えに近いものを選び、それぞれの番号に○印をつけてください。

| | 非常に そう思う | やや そう思う | あまりそう 思わない | 全くそう 思わない |
|--------------------------------------|-------------|------------|---------------|--------------|
| ①相手が持ち点のない「健常者」であることに対して不公平であると思う | 1 …………… | 2 …………… | 3 …………… | 4 |
| ②「健常者」であることを特別意識せず、一人のチームメイト・対戦相手である | 1 …………… | 2 …………… | 3 …………… | 4 |
| ③「健常者」選手の存在によって自分自身の障害を意識させられる | 1 …………… | 2 …………… | 3 …………… | 4 |
| ④「健常者」選手には負けたくないと思う気持ちが強くなる | 1 …………… | 2 …………… | 3 …………… | 4 |
| ⑤なんとなく違和感を感じる | 1 …………… | 2 …………… | 3 …………… | 4 |

遊びとレクリエーションから見た 福祉文化史の試み

藺田 碩哉

要 旨

目 的

遊びとレクリエーションは福祉の状況を文化的に検討・批判する時に欠かせない切り口である。高齢者福祉や障害者福祉の現場で、福祉文化がどのような達成度にあるかを遊び・レクリエーションの実態をもとに考察することを目指す。合わせてそのような事態が生じている理由や背景を歴史的に遡って明らかにする。

方 法

遊びとレクリエーションが福祉の現場でどのように受け止められているかを新聞記事から探し出し、そのことの意味を文化批判的に考察する。また、高齢者福祉、特に老人ホームやデイサービス・センターでレクリエーションがどのように取り組まれてきたかを、レクリエーション支援に関わる制度史を検討するなかで明らかにする。障害者のレクリエーションにおいては、障害者福祉の推進に大きな役割を果たしてきた「全国身体障害者総合福祉センター」でのレクリエーションへの取り組みの流れを考察の対象とする。それぞれの知見をもとに課題の総合的な理解を目指す。

結 語

日本人の意識の中にはいまだに遊びやレクリエーションについて抜きたい否定的な捉え方が残り、それが福祉現場のレクリエーション条件の改善を妨げている。高齢福祉の領域ではこの半世紀の間に少しずつレクリエーションが積極的な位置づけを獲得してきたが、その制度化にはまだ道は遠い。むしろ障害者福祉の領域でノーマライゼーションの発想のもとに、遊びやレクリエーションに関わる権利の確認や当事者の自由と主体性の伸長が見られる。改めて遊びや楽しみ（アミューズメント）を基軸にした福祉サービスの方向を理論的にも実践的にも深化させることが課題となっている。

キーワード

遊び、レクリエーション、アミューズメント、福祉文化史、文化批判

序 「遊びの相の下に」福祉を見る

福祉文化研究とは福祉のあり方を文化批判的に見る「社会福祉を対象とした文化研究」であるというのが論者の年来の立ち位置であるが、その視点から見てもっとも分かりやすい研究は「遊びとレクリエーション

ン」を切り口とした分析であろう。文化という現象はきわめて多岐にわたり、研究方法も多種多様であるが、「遊び」は文化現象の中でも最も素朴で明快な存在形態であるからである。ホイジンガが『ホモ・ルーデンス』の中で「文化は遊びの中で、遊ばれるものとして始まった」と喝破して以来、遊びこそは文化の基底であり、また遊びを土台として芸術や学問やスポーツが花開いて行くという認識が広く共有されるようになった。社会福祉の現場において、この「遊び的なもの」に注目し、遊びとその具体化としてのレクリエーションがどのように実現しているか、いないかを点検することは、そのまま遊びというチャンネルを通して福祉の質を問うことになる。

もともと社会福祉には遊びを退ける視点があった。無為徒食にして公的な恩恵を受ける福祉サービスの受給者に「贅沢」は許されないという「劣等処遇原則」は19世紀以来、強固なイデオロギーとして社会福祉を貫いてきた¹⁾。この原則に照らせば遊びを楽しむことはまともな勤労者にこそ許容されるのであって、福祉サービスの受給者はつつましく禁欲的に暮らすことが当然で、遊びはできるだけ避けなくてはならないと考えられてきた。この原則に挑戦した20世紀後半以来のノーマライゼーションの運動が福祉領域における遊びを解禁し、遊び楽しむことの権利の承認に向かわせたのである。この点から言えば、福祉における遊びの許容度自体がノーマライゼーションの実現の度合いを測る格好のメルクマールになっているのである。「遊びの相のもとに」

(sub specie ludi) 福祉を見直すことが、福祉文化研究の重要なジャンルとなったの

は当然だろう。実際、福祉文化学会では第一回研究大会以来「遊びと福祉文化」の分科会が設けられ、福祉レクリエーションに関わる研究者や実践家が多く参加してきた。遊びとレクリエーションに関わる研究発表も年々行われ、その成果の一端は『余暇と遊びの福祉文化』にまとめられてもいる²⁾。

この小論では、日本社会において福祉領域の遊びとレクリエーションの位置がどのような変遷を見せたかについて事例を通して概観する。そこから福祉領域の文化状況を批判的に検討することを目指し、福祉文化研究の今後の課題を明らかにしたい。

1 「貧困なるレクリエーション」を巡って

まず、時を置いて出現した2つの新聞記事を検討したい。第1の記事は10年前の読売新聞で、投書欄に掲載された「デイ・サービスで行われているレクリエーションは、『幼稚』なものが多い(読売新聞2001.7.26)」という声に続いて1か月後に「工夫の足りないレクリエーション 心を満たすメニューに」という記事が掲載された。(読売新聞 2001.8.26)。「デイ・サービスに通う父親が、風船をついたり、おやつの団子を丸めたり…と恥ずかしそうに話すのを聞いて、胸が張り裂ける思いがした」という家族の声と「折り紙ばかりで知的なところがない」という利用者の批判が紹介されている。これについてレクリエーション研究者・三木和子が「ほとんどの施設では利用者本位という意識が低く、昔ながらのレクリエーションの押しつけになっている場合が多い」という意見を述べ、これに加えて

記者は現場のレクリエーションを「工夫が足りない」と切って捨てた上、解決策として「素人の発想」で、利用者のやりたいことを地域の人たちの応援を得て行えばいい」とコメントをつけている。

第2の記事はそれから約10年を経た2010年12月2日の朝日新聞のものである。「デイサービス 尊厳求めて」と題して、同紙の「ひととき」欄の読者の投稿に「父の塗り絵に胸痛む」という記事が載ったことに対して大きな反響があったと伝えている。もともなった投稿はある主婦からのもので、父親がデイサービスに行き、キノコの塗り絵の作品を持ち帰ってきたことに胸が締め付けられ、激しい憤りを感じたというのである。この投書に触発されて「あまりにも子供っぽいことをさせられるのに腹を立てた」という共感の投書がいくつも寄せられたという。経験も教養もある高齢者を子ども扱いするのは許しがたい、もっと人間の尊厳を重視したデイサービスはできないのかというのが記事を貫く主旨である。コメントとしては「レクリエーションを無理強いしてはいない、いろいろな利用者の中で悩みながらやっている」という介護士の声や「同世代の人との交流の場と捉えれば心の活性化になるのでは」というボランティアの意見が紹介されている。

10年という時を隔てる2つの記事が全く同形なのは驚かされる。新聞の投書欄に端を発したというところも、デイ・サービスの利用者を子ども扱いする幼稚なレクリエーションという見方も、レクリエーションが押し付けになっているのではないか、という疑点もみごとに足並みが揃っている。わずかな違いは10年前の読売新聞が断罪的

な雰囲気強いものに対して、後代の朝日新聞では、遊びが心の活性化や他者との交流になり得るという肯定的な意見も紹介されているところであろう。そこに遊びを巡る福祉文化の多少の前進があるということであろうか。

この問題を捉える視点として、論者はすでに人々の遊び観とレクリエーション支援に関わる制度論の両面から論じたことがあるが²⁾、ここで改めて整理と考察を試みよう。

(1) 遊びの「貧しさ」批判への批判

2つの記事から浮かび上がってくるのは、デイ・サービスの現場で提供されている遊びが幼稚で価値のないものだという受け止め方は利用者本人よりもむしろ家族にあるということである。大切な父親が「児童に類する」プログラムを押し付けられることに対して「胸が張り裂ける」ほど悲しんだり、激しい怒りを感じたりしているのである。もちろん、かつての勤儉力行時代と違って本人も家族も、遊びや楽しみ自体を全面的に否定しているのではない。福祉現場で提供されている遊び（レクリエーション）があまりに安易で貧しいとして憤っているのである。家族が日常的に体験している世間一般のレジャーやレクリエーションに比べれば、福祉の世界の「遊び」は貧相でほとんど悲惨でさえある。当事者と世間の両方が見える家族には両者の落差がことさら明確に意識され、それが嘆きや憤りを引き起こしていると言えよう。

しかし、今日的な福祉文化の代表のようなデイ・サービスの遊びを、家族とは別の視点から見ることもしよう。利用者の意に反して押しつけられた遊びに価値はないの

は当然だが、遊びの世界を受け入れ、その楽しみを他者と共有できれば、そこには人間的な交流が豊かに開けるのである。世間一般のレジャー・レクリエーションのように、モノ（遊具）や装置（レジャー施設）に媒介されない（あるいは商品化されていない）、人と人の交流としての遊びがそこに顕現する可能性がある。かつての遊びは一般の社会でも人と人をつなぐ素朴な交流財として存在した。そうした伝統的な遊びは一般社会では影を潜めて、いまや福祉領域のようなサブ・カルチャーの世界にのみ残存していると見ることもできる。そうした視点を加えて、福祉現場での「貧困なレクリエーション」を劣等処遇の代表のように見るばかりでなく、その別種の意味合いを検討することも忘れるべきではない。

（２）レクリエーションの条件整備

いま一度、家族の視点に立って、利用者が喜んで参加して「心を満たし」かつ「人間の尊厳を重視した」レクリエーションを実現するにはどうしたらいいのかを考えてみよう。そのためには、レクリエーションの充実を現場の介護者の努力や工夫に求めるだけではなく、レクリエーションを貧弱にしている制度の欠陥と、さらにそれを深層で支えている人々の遊び軽視の価値観をこそ根絶にあげなくてはならない。充実したレクリエーションのためには、時間、空間（場所・設備）、支援人材、それらを支える財政措置が欠かせない。しかし、デイ・サービスの現場は、少ない職員で多くの利用者を抱え、個人個人の希望に配慮したきめ細かいレクリエーション・サービスが展開できるような状況ではなく、昔ながらの

集団型レクリエーションが精一杯というのが偽らざる現実である。その根本的な理由は、レクリエーション援助についてほとんど支払いを認めない介護保険制度にある⁴⁾。財務的裏付けのないところで、現場はボランティアの助けを借りながら、必死に工夫をしているのである。新聞はこの問題を上辺の現象だけでなく制度のレベルにまで掘り下げて考察しなければならなかった。現代のジャーナリズムの皮相性こそが問題なのである。

（３）レクリエーションの専門性への評価

多くの人はレクリエーションを素人でもできるお手軽なプログラムとしか捉えていない。それが心身を活性化し、一人一人の主体性を伸ばし、生きることの意味を感得する必須の活動として、利用者の特性や生活状況をアセスメントした上で計画的に提供され、評価される専門的な支援方法であるという認識を育てることが急務である。レクリエーション支援者の立場から言えば、レクリエーションの多様化と質の向上こそは福祉現場の年来の課題であり改善目標であった⁵⁾。その主張があったからこそ、当初の介護福祉士養成カリキュラムに「レクリエーション援助」が位置づけられ、レクリエーションの提供についての理論学習ときめ細かい実践方法が教えられるようになったのである。介護福祉士の専門性の一環としてレクリエーション支援が取り上げられたのは大きな前進であったのだが、養成課程には位置づいても、肝心の現場でレクリエーション支援が介護保険の点数として認められなかったのは致命的であった。教育課程で教えられても卒業して出て行った

現場でレクリエーションを実践する条件が整っていないまま、言わば入口はあっても出口のない状態でレクリエーション援助者は徒手空拳の活動を迫られてきた。そのあげく2009年にはカリキュラム自体が改定されて、レクリエーション援助そのものが養成課程から姿を消すことになってしまった。この経緯を歴史を遡りながら項を改めて論じよう。

2 高齢者レクリエーション 半世紀の浮沈

ここで改めてこの半世紀ほどの福祉現場でのレクリエーションを振り返ってみたい。まず、高齢者のレクリエーションがいかなる変転を経てきたかについての歴史的な経緯を7つの時期に分けて概観してみよう⁶⁾。

(1) 老人福祉法制定とレクリエーション (1960年代)

1963(昭和38)年に老人福祉法が制定され、それまでの生活保護法上の養老施設は「老人ホーム」となった。続いて1966(昭和41)年の厚生省令で「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が出され、その第17条5で「教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行なわなければならない」とされた。法律上で老人ホームでのレクリエーションが位置づけられた始まりである。

(2) 老人ホームの処遇観の変化 (1970年代)

1970(昭和45)年に日本の高齢化率は7%を超え、老人問題が大きな社会問題となるにおよんで、老人ホームでの処遇のあり方

が課題となる。1972(昭和47)年に中央社会福祉審議会が『「老人ホームのあり方」に関する中間意見』を発表、老人ホームは「生活の場」と規定し、設備や処遇の改善を指摘した。この前後から、利用者の立場にたった生活づくりや処遇向上の試みが広まり、クラブ活動など、老人の生きがい活動と集団活動、積極的な処遇が求められるようになった。

(3) 高齢者レクリエーション・ワーカーの養成(1970~80年代)

日本レクリエーション協会は、1974(昭和49)年度から、上記のような動きに対応した高齢者福祉における人材養成事業として「高齢者レクリエーション・ワーカー養成セミナー」を開始した。セミナー開催の意図として「福祉としてのレクリエーションの価値が見直されてきたことと同時に、高齢者にとって日々の生活の喜びが直接的に生きがいや生きる喜びにむすびついている」ことが強調されている。この事業は1988(昭和63)年度まで15年間にわたって継続され、延べ実施回数180会場、受講者は1万人以上になった。ここで紹介された集会型のレクリエーションは、各地の老人ホームに根を下ろし、その後のデイ・サービス等のプログラムに大きな影響を及ぼした。

(4) 介護福祉士養成とレクリエーション 援助法(1980年代後半~90年代)

福祉関係の日本初の国家資格として「社会福祉士及び介護福祉士法」が1987(昭和62)年5月に公布され、翌1988年4月から養成施設等での教育・養成が開始された。「レクリエーション活動援助法」(当初は「レクリエーション指導法」)は、最初から介護福祉士養成カリキュラムの必修科目

(演習60時間)として位置づけられた。その担当教員の要件は「介護福祉士養成施設等指導要領取扱細則」(1991年 厚生省)により「日本レクリエーション協会の上級または1級指導員の資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者が望ましいこと」とされた(2002(平成14)年に、上級、1級にかわって「レクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカー」になる)。これによって資格を有するレクリエーション指導者にとっては介護福祉士教育が大きな「活動の場」となり、同時に、(財)日本レクリエーション協会の課程認定校制度を活用して養成施設でレクリエーション資格を取得する介護福祉士も増えていった。

当時、厚生省老人福祉専門官として養成カリキュラムの作成に携わった田中荘司氏は、「介護福祉士は、ただ、入浴、排泄などの直接的な介護をすればいいのではなく、老人や障害者の精神生活を豊かにし、積極的な生活姿勢への働きかけをしていくことも役割の一つ」と述べ、利用者の「精神生活を豊かにし、「積極的な生活姿勢(生活意欲の活性化)」をつくるための援助技術として「レクリエーション」がある、という考えを明らかにしている。介護サービスに組み込まれることでレクリエーションの制度化が一步前へ進んだといえる。

(5) 福祉レクリエーション・ワーカーの創設(1990年代～2000年代)

日本レクリエーション協会は福祉領域でのレクリエーション専門資格として1996(平成8)年に「福祉レクリエーション・ワーカー」を創設した。「レクリエーション活動援助法」とそれを学んだ介護職の実

践をベースとして、より専門的なレクリエーション支援者の養成を目指し、レクリエーションの制度化をさらに前進させようとしたのである。カリキュラムは「福祉レクリエーション論(福祉レクと生活の質/福祉レクの援助過程/セラピューティック・レクリエーションなど)」「福祉レクリエーション援助論(個別援助、グループを介した援助、社会資源の活用、イベントプログラムの活用/記録・効果の評価など)」および「福祉レクリエーション援助技術(レク財の開発とアレンジ/楽しみを基調とした各種療法/コミュニケーション技法/ケーススタディなど)」の3つの柱を置いた総合的なものである。この資格は介護福祉士養成校(ほとんどは専門学校)が積極的に取り入れたので急速に全国に広がり、95年に800名、96年には倍増して1700名を越え、以後、毎年1000人のペースで増え続けて2005年には1万名を突破した(しかし、後述する介護福祉士のカリキュラム改定のおりを受けて近年急速に登録者が減少している)。また、有資格者を核とした全国組織(全国福祉レクリエーション・ネットワーク)も結成されて活動を続けている。

(6) 介護福祉士養成のカリキュラム改定(2000年代終わり)

2009年度入学生からの介護福祉士養成カリキュラムは、新しい介護ニーズに対応することをねらいに大きく改定された。「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」という3つの領域を教育体系の基本に据え、教育内容を13項目に整理したシンプルな構成になった。特に「介護」に力点を置き、総時間数1800時間のうち1260時間をこれに当てている。そして「レクリエー

ション」という用語は姿を消し、内容としても「介護の基本」の1項目でわずかに登場するばかりとなった。これまで積み上げてきた「介護に不可欠な援助技術であるレクリエーション」は、介護福祉士養成の教育内容としては「あってもなくてもいいもの」とみなされたと言っても過言ではない。

(7) 独自のシステムとしての福祉レクリエーション (2010年代)

今回の介護福祉士のカリキュラム改定は、一見すると福祉現場での遊びやレクリエーション拡充の流れを逆行させたように見えるが、実はこのことによって福祉現場のレクリエーションやアクティビティは新たな段階を迎えたというべきである。「介護」サービスの範疇から排除されたとしても、レクリエーションやアクティビティが老人ホームやデイ・サービスで不要になったわけではない。それどころか介護サービスの質を上げようとするなら、生活の活性化と個人の可能性を再発見することを目指すレクリエーションの充実は必須の課題として、ますます重要性を高めるであろう。一例を上げれば、近頃刊行された佐藤幹夫『ルポ認知症ケア最前線』(岩波新書2011年)は、今最も注目されている認知症ケアの斬新な試みを紹介しながら「レクリエーションの内容やスタッフの役割をもっと組織的に考える必要がある」と力説している。

これからのレクリエーション・サービスは介護の一端に補助的に位置づけられるものではなく、介護に隣接する独自のシステムとして改めて構築されるべきものである。それを実現するためには、レクリエーションの理念の確立を土台に、支援方法とプログラムや用具の開発、支援人材の養成と組

織化、レクリエーション・サービスを支える経済基盤の整備(特にその事業化)などの諸課題を連立方程式として解いて行かなくてはならない。そうした方向への模索は着実に始まっている⁷⁾。これに応える研究を推進し、実践活動を組織していくことは、福祉レクリエーション関係者の喫緊の課題というべきであろう。

3 障害者における余暇と遊びの前進

障害者レクリエーションへの取り組みは、高齢者のそれに比べると地味で目立たない。しかし、遊びやレクリエーションの内実を掘り下げて追及してきた点では、障害者レクリエーションは福祉文化批判の最前線に位置付けられるべきものである。

1) 障害者のレクリエーションについてのコペルニクスの転回

手始めにかつて論者らが体験した障害者レクリエーションに関わる「コペルニクスの転回」というべき事実を紹介しておく。

障害者のレクリエーションへの取り組みには長い歴史があり、多くの心あるレクリエーション支援者が障害者の生活に少しでも楽しい時間を増やそうと努力し、さまざまな工夫がなされてきたのだが、しかし、そこには1つの落とし穴があり、レクリエーション支援者の側がいつの間にか落ち込んでいた「狭い見方」が出来上がっていた。

障害者はハンディキャップを負っていて出来ないことがいろいろある。したがって援助する側は障害に配慮して「障害があっても出来ること」「障害が苦にならないこと」を探し出し、それをレクリエーション

として提供していこう、というのが支援者側の発想であった。その結果、身体活動にしる文化的な活動にしる、取りつきやすく、易しいもの、簡単なもの、手軽に楽しめるものばかりがプログラムに並ぶことになった⁸⁾。いかにも当然のことと見えたこの発想に大きな衝撃を与えたのがアメリカの障害者レクリエーションのメニューである。そこには「障害者だけの特別なレクリエーション」などというものは全く見出すことができなかつた。身体活動では、野球でもサッカーでも、ごく普通のスポーツが並び、ハイキングがありスキーやスケートがあり、スキダイビングから飛行機から飛び降りるスカダイビングまで用意されていた。文化活動にしても、音楽、絵画、造型…と当り前のメニューが並んでいた⁹⁾。

一体どこが「障害者レクリエーション」なのだろうか。実はメニューは普通人向けと同じだが、障害を乗り越えるために特別の工夫がされているのであった。スポーツなら用具やルールに工夫があり、野外活動なら起伏のある山道を進むことができる太いタイヤの車椅子、手だけでこぐことのできる自転車のようなユニークな道具が開発されていた。レクリエーション支援のポイントは、障害のある人々がやってみたくことを何でも実現できるように、プログラムや用具の改良、改善に智慧を絞るといふところにあるということであった。障害者の自己決定を尊重し、あらゆる機会へのアクセスを保証していくという考え方が1990年のADA法（障害を持つアメリカ人法）に収斂していくのである。

このことは、日本の障害者レクリエーション関係者に「コペルニクス的転回」とも

言うべき発想転換を強いることになった。はじめからレクリエーション・メニューの中に線を引いて、障害者に出来ないことと出来そうなことを仕分けし、出来そうなことは捨ててしまい、出来そうなことから何かを選んでいたのである。考えてみればこれは一種の差別であり、ノーマライゼーションに逆行する考え方である。「あらゆるレクリエーションへアクセスする権利は万人に与えられている（レジャー憲章1970）」という原点に立って、どうすればそれが実現するかという方策を考えるのがレクリエーション支援の課題でなくてはならない。今からすれば当たり前過ぎて、このように書くことさえ憚られるのだが、論者が最初にアメリカの障害者レクリエーションに触れた時の率直な感想である。

2) 障害者レクリエーションの深化と拡大 ～「戸山サンライズ」の実践

日本の障害者レクリエーションを考える上で「全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）」の存在を忘れることはできない。1984（昭和59）年に創設された同センターは全国の障害者福祉センターの中心的施設として研修、相談、情報提供などの諸事業を展開してきた。1985年に創刊された情報誌『戸山サンライズ』には毎号「レクリエーション」のページが設けられて、障害者レクリエーションの考え方や方法、実践事例が取り上げられてきた（2011年の7月で250号を数える）。また1987年からは研修事業の一環として「障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会」がスタートして、毎年3～4回の研修会が続けられてきた。2010年度までに開催された

研修会は71回、受講者は延べ2,269人になる。全国の障害者施設や関連団体・行政に向けて発信された情報と、全国の現場から研修会に参集した現場の職員の活動が相まって、この4半世紀の間に障害者レクリエーションの内実は大きく変化を遂げてきた。

論者は情報誌と研修の両事業に当初から関わって、その歩みをもとにしてきた。変化は目覚ましいものとは言えないが、年々着実に進み、当初のころと比較してみると、前に上げたコペルニクス的転回を含めて、遊びとレクリエーションの意味を根底的に変えるものとなって来ている。その足跡について資料を基に綿密に跡付けることは今後の課題であるが、ここでは作業仮説として変化の内容を5つの視点から検討しておきたい。

(1) レクリエーションの概念碎き

当初、レクリエーションといえば「みんなで楽しくゲームをする」集会レクリエーションのことだと考えている参加者が圧倒的だった。これは障害者福祉の現場に限らず、学校や社会教育の場でも同様で、戦後日本の「レクリエーション」はゲーム、ソング、ダンスに代表される集団遊びとして定着してきたのである。一般に外来語は原義に比べて部分化され矮小化されて定着しやすいものである。原義の持つ本来の意味や内容の広がりには当然のことだが理解されず、移入された時点での必要性に基づく具体的なもの・こととして入ってくるからである。レクリエーションも原義の「再創造」はもとより、身体的な活動から文化的な活動までを含む大きな概念でもなく、目新しいゲームやダンスのような具体物を示す用

語としてのみ理解されてきたのである。

(同様な現象として「アニメーション」という用語がある。本来「魂を入れる」ということから「生气」や「活気」を意味するこの言葉が日本ではもっぱら「動画」に特化してしまった)。

レクリエーション研修会の受講生は、障害者の現場で使える新しいゲームやダンスを仕入れるために参加してきたのである。そうしたニーズに応えつつも、レクリエーションの概念を砕いて、もっと大きなレクリエーションの可能性を示すのが研修会の講師の大きな役割となった。当初はそのこと自体が必ずしも受け入れられず、受講生から「もっと実用的な内容を」という要望があったほどだが、現在では、「大きなレクリエーション」もそれなりに理解されるようになった。これは用語の説明の仕方というよりも、現場のレクリエーション条件の成熟によるものであろう。

(2) 生活との結合—「生活の快」

レクリエーションの定義を辞書や事典で当たってみると「余暇時間の創造的利用」というような、余暇をまず前提してその活用策として位置付ける説明が多く見受けられる。こうした定義は、余暇を生み出す労働のあり方を不問にする点で「余暇善用論」のイデオロギーを強く感じさせる。労働から疎外されがちで余暇の位置も揺れ動いてしまう障害者にとっては、レクリエーションを生活そのものから考え直して「生活を楽しむこと」全般を視野に入れることが重要である。この研修会では、衣食住を土台とする日常の生活そのものからいかに楽しみをひき出していくか、また、そのための条件整備はどうすればよいかを考える

べきである。

この考え方は、レクリエーションを「生活の快」と喝破して、福祉施設における衣食住の改善（快適化）こそレクリエーションの実践課題であると主張した垣内芳子が強く主張したものである¹⁰⁾。垣内の指摘は高齢者福祉の現場で大きな支持を集め、垣内理論を土台にしたアクティビティを推進する研究や実践が進められている。垣内は早くに障害者レクリエーションの現状調査に参画し、レクリエーションとは特定のプログラムを「提供」するのではなく、外出をはじめさまざまな日常的な制約（バリア）に取り巻かれている障害者の生活を拡大するところに意味があると捉えていた¹¹⁾。戸山サンライズのレクリエーション講座も垣内理論を継承したと言える。

（3）レクリエーションの幅の広がり

「歌って踊ってゲームして」の日本的レクリエーション感からの脱却を図るために、研修会での講義でも、情報誌『戸山サンライズ』のレクリエーションのページにおいても、狭く固定したレクリエーション概念を破砕し、文化からスポーツまで、広範にわたる遊びとレクリエーションの紹介を行うことが大きな目標となった。その方向は次の6つのジャンルにまとめられる¹²⁾。

①スポーツ

身体的な楽しみとしての多彩な活動。パラリンピックのような超人的とも言える競技スポーツの方向ではなく、スポーツを日常化する生涯スポーツを志向する。次々と開発されている「ニュースポーツ」の中には、障害者とともに楽しめるものが少なくない。

②野外活動

療育キャンプのように治療的な意味のあ

る活動から、自然観察や自然の中でのアート活動など、自然と触れることが心の癒しとなるようなさまざまな活動を追う。

③文化・芸術活動

音楽や演劇の鑑賞だけでなく、その創造への参加。障害を持ったことを表現の梃子として、音楽、ダンス、絵画、造形、演劇などの多彩なアート活動が行われてきたが、それらを高次のレクリエーションと捉えて積極的に紹介する。

④生涯学習

学ぶことこそ自らをより良いものに創り直す（レクリエイト）することだという視点で、一般の学習機会の拡大（大学開放など）やネット利用の学習活動に注目する。

⑤娯楽・アミューズメント

外食や外での飲酒、映画鑑賞やカラオケ、さらには競馬や競輪、パチンコやゲームセンターに至る「大人の当たり前の楽しみ」に注目する。これが案外と等閑視されてきたことが障害者レクリエーションの大きな問題であった。この延長上には「性の楽しみ」の追求があるはずで、サンライズ情報誌でも果敢に取り上げたが、これに対しては異論や批判が少なくなかった¹³⁾。

⑥旅・ツーリズム

障害者のレクリエーション欲求の中でもっとも強く存在していたのは外出や旅行への希望であったが、1980年代にはその希望を満たす機会は多くなかった。近年のノーマライゼーションの運動によって状況は大きく変わり、バリアフリー旅行が時代の先端に躍り出てきた。この分野を開拓したのは障害者の働きかけもさることながら、移動に困難をきたした高齢者の要求が前に出てきたことが大きな役割を果たした。旅において

は障害者と高齢者の共同戦線が成立して現状を大きく変えることができたと言えよう。

(4) 支援方法の精緻化

レクリエーション研修会の受講生は主として障害者福祉の現場スタッフであり、レクリエーション援助の具体的な方法を身につけることが当初からの課題であった。はじめはレクリエーションの素材（いわゆる「レク財」）を多く知ることが最大の関心事であった受講生も現在では支援の方法論の学習とその実習に興味を持って取り組んでいる。学習内容は個別支援・集団支援の両面から、アセスメント—計画—実施—評価のサイクル（いわゆる^{エー・パイ}A-PIEプロセス）を体験的に学ぶというものである。これは介護福祉士養成に「レクリエーション援助法」が位置づいた時に採用された支援論で、高齢者レクリエーションの現場では広く教えられて来たものである。介護福祉士のカリキュラム改定でこういう学習が養成課程から失われたことは残念なことである。それに伴って福祉系の教員の研究活動の面で、レクリエーション支援への関心が低下するのではないかと危惧される。これに対して少なくとも戸山サンライズの研修会では、レクリエーション支援の理論的追及や方法論の追求を続けてきたが、その有効性の検証や新たな理論的探求は必ずしも十分とは言えず、これからの課題とされるべきだろう。

(5) 障害者レクリエーション運動の構築へ向けて

戸山サンライズのこれまでのレクリエーション関連事業において特筆されるべきことの1つに「障害者と共に創る文化活動ワークショップ」がある。これは研修会の発展形として企画されたもので、生活に潤い

をもたらす文化芸術活動を障害者や支援者や一般市民がともに体験することをめざし、1993年から2000年まで続けられた。戸山サンライズの施設をフル活用し、2泊3日の日程で講演やシンポジウム、そしてさまざまなジャンルのアートが紹介され、それを媒体に参加者間でのコミュニケーションとコラボレーションが追求された。取り上げられた活動は、演劇、ダンス、車いすダンス、パントマイム、サインマイム、和太鼓、絵画、クラフト（ペーパーから身近な素材まで）、体操、身体パフォーマンス、アロマセラピー等々、まことに多彩で、障害のある表現者も多く登場した。アートを媒介に障害者と健常者が1つの共感的な世界を作りあげるといふ試みは、これこそレクリエーションのあるべき姿だと感じさせるものを持っていた。このワークショップはその後、福島県（2001）、新潟県（2002）で開かれ、2003年以後は「東京都福祉レクリエーション・ネットワーク」が引き継いで続けられている¹⁰⁾。

近年、戸山サンライズは新たな情報発信事業を展開している。レクリエーションをテーマにしたDVD付き小冊子の刊行である。2007年に『障害者のレクリエーション活動ハンドブック』を出版したのを皮切りに、『深めようレクリエーション～障害者の「生きる喜び」活動支援事例集』（2009年）、『ユニバーサルアートへの招待』（2010年）を刊行し、2011年度では「障害者の外出と旅」をテーマにした映像資料付きのハンドブックの編集が進められている。こうした動きを集約して障害者レクリエーションの組織的な運動の構築が求められるところである。

まとめ—遊びと余暇からの福祉文化 批判の可能性

こうしてこの半世紀の福祉とレクリエーションの関わりを振り返ると、高齢者福祉においても障害者福祉においても、遊びやレクリエーションの位置が周辺から次第に中心に近づいていることが感得できる。劣等処遇原則の残滓があるところでは、遊びやレクリエーションは真正面から取り組む課題とは見なされなかった。ノーマライゼーションの進行や当事者主権の考え方の浸透とともに、自由と主体性の砦ともいうべき遊びや楽しみの価値が浮上して来ているのである。それに対応する遊びとレクリエーションの「理論化」や「制度化」の課題にも何ほどかの前進があった。しかし、それはまだ部分的、限定的なものであって、福祉における「快樂原則」の承認にはまだ大きな壁があるように思われる。

先ごろ刊行された『福祉文化とは何か』の中で編集代表の河東田博は「福祉アミューズメント」という用語で問題提起を行い、「クオリティ・オブ・ライフの向上に欠かすことのできない」のが「生活を楽しむ」ことであり、人と人の出会いや生活を充実させる「アミューズメント」こそは、「創造的福祉文化」の追求に他ならないとして、福祉アミューズメントへのアクセスの保証を求めている¹⁵⁾。斬新な提案というべきであろう。そこで1つ提起したいのは、「福祉アミューズメント」という問題意識を掘り下げ、発展させるためには、これまでこの問題を担ってきた「福祉レクリエーション」の到達点や問題点を改めて批判的に考

察することが必須の課題だということである。『アミューズメント』という新語を振りかざして新たな理念を語るだけでは現実には動かない。福祉レクリエーションの遅々とした歩みと、その実践が必ずしも高齢者や障害者の切実な思いを受け止めきれなかった現実を文化批判的に考察しなければ、「アミューズメント」の追求が豊穡な実を結ぶことはないだろう。小論はそのためのささやかな試みの第一歩である。

註および引用文献

- 1) 社会福祉における劣等処遇原則とレクリエーションの関連性を初めて指摘したのは、大橋謙策「社会福祉とレクリエーション」である。日本レクリエーション協会編『福祉レクリエーションの実践』ぎょうせい、1989 所収
- 2) 一番ヶ瀬康子・藺田碩哉編『余暇と遊びの福祉文化』明石書店、2002 この本では「福祉をつくる余暇・遊び・レクリエーション」という視点から理論と実践をまとめている。
- 3) 藺田碩哉「文化批判の学としての福祉文化研究」『実践女子短大紀要』第30号、2009
- 4) 現行の介護保険制度では、レクリエーション援助への財政的基盤は極めて脆弱である。新たに「アクティビティ加算」と称して、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等を行った場合、一定の単位数が加算されるようになった。とは言えアクティビティ加算を算定するためには、同月中に運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算のいずれかを算定していないことが条件なので、

- 単価の低いアクティビティのみが選択されることは少ないのが現実である。
- 5) 「福祉レクリエーション」をテーマとする最初の研究交流集会は1987年に福岡で開かれ、89年には全国レクリエーション研究大会に初めて「福祉レクリエーション部会」が置かれ、以後、継続されてきた。福祉レクリエーションにおける援助方法は理論的にも実践的にも新たな知見が積み上げられ、介護福祉士養成における「レクリエーション活動援助法」の内容に反映されていくのである。
 - 6) 以下の叙述は、浮田千枝子「レクリエーション活動援助法のこれまで」『福祉レクリエーション再考』福祉レクリエーション再生協議会、2009に負うところが多い。
 - 7) 介護福祉士の養成カリキュラムの変更に危機感を感じた福祉レク関係者は2007年4月に「福祉レクリエーション再生協議会」を発足させて研究会を続け、2年余の検討をまとめて報告書『福祉レクリエーション再考』を刊行した。その成果を受け止めて福祉レク援助者の全国組織である「全国福祉レクリエーション・ネットワーク」が取り組みを続けている。
 - 8) 1980年代に東京都障害者レク研究会が出した報告書は「障害に合わせたレクリエーション」というタイトルになっていて、当時の考え方が如実に示されている。
 - 9) アメリカの障害者レクリエーションを総合的に紹介しているのは、ピーターソン／ガン著、谷、水上ほか訳『障害者・高齢者のレクリエーション活動』学苑社、1996
 - 10) 日本レクリエーション協会編『福祉レクリエーションの実践』ぎょうせい、1989に垣内の「生活の快」論が詳述されている。
 - 11) 日本レクリエーション協会は1979年に『在宅身体障害者のレクリエーションの現状』と題した報告書を刊行している。これは車いす生活者である勝矢光信氏の協力のもとに、日常生活の中でのレクリエーションを多角的に検討した先駆的な調査である。垣内は調査結果の分析に協力した。
 - 12) 『戸山サンライズ情報』誌の掲載記事を選択・整理・編集してまとめた『障害者とレクリエーション』と題する冊子が2度にわたって刊行されている（全国身体障害者総合福祉センター発行）。1冊目は創刊時～1997年までの記事、2冊目は1998～2004年の記事。これによってこの情報誌が取り上げたレクリエーションの全貌をうかがうことができる。
 - 13) 障害者の性生活をどうとらえるかという研究の新たな成果として、オランダの事例も紹介しながら考察している論文に、鈴木将文「障害者の性生活支援についての一考察」『福祉文化研究』20号、2011がある。
 - 14) 「障害者と共に創る文化活動ワークショップ」の記録は『ユニバーサルアートへの招待』全国身体障害者総合福祉センター、2010に詳しい。
 - 15) 河東田博「福祉文化の魅力を伝えていくために」日本福祉文化学会編集委員会編『福祉文化とは何か』明石書店、2010；240頁以下。また、その土台となった立教大学アミューズメント・リサーチセンターの検討をまとめた村上和夫・長田佳久・河東田博編『たのしみを解剖するアミューズメントの基礎理論』現代書館、2008がある。
- (そのだ せきや 実践女子短期大学)

中村京太郎と盲女子の保護問題

— 「関西盲婦人ホーム」を中心として—

森田 昭二

要 旨

目 的

本稿の研究目的は、盲女子の保護問題で先駆的な活動を示した中村京太郎の業績を明らかにすることである。特に人権意識に焦点を当てて考究してきた中村京太郎研究の一環をなすものである。

研究の方法

歴史研究であるので文献の分析・検討を主とした。明治維新後、当道座の廃止によって盲人の生活は困窮に陥った。とりわけ悲惨な状態のままに長く放置されてきた盲女子の救済の問題は、1930年代に入って、その職業教育と保護の面から取り組まれるようになった。その一人に中村京太郎がある。盲学校出の盲女子たちに安全に働ける職場と自立して生活できる場を作り、人格を磨いて、社会人としての教養を身につけていくホームの建設に中村京太郎は取り組んだのである。こうした取り組みの根底にはキリスト教的平等観が強く働いていた。

結 語

1930年代に盲女子の保護問題に取り組んだ人に、他に斉藤百合や岩橋武夫がある。斉藤と中村のいき

方は盲女子たちを自立した社会人として世に送り出そうとする考えでほぼ一致していたが、岩橋は、新職業の開発ということで盲女子の保護問題に関わった。こうした視点は、ともに盲女子の問題に欠かすことのできないものである。

キーワード

中村京太郎、越岡ふみ、「関西盲婦人ホーム」、盲女子ホーム、斉藤百合、岩橋武夫

1. はじめに

明治維新における当道座の廃止とともに盲人のおかれた環境は厳しいものがあった。とりわけ盲女子が悲惨な状態で放置されていた歴史は長い。多くは教育から見放され、たとえ盲学校に入って按摩マッサージを学んだとしても、卒業後の職場は、常に性の危険に曝されている。こうした盲女子の保護の問題は緊急な要件でありながら長く放置されてきた。盲人の多くの施設が盲人の手によって作られてきたように、この盲女子の保護についても盲人の手によって盲女子ホームが作られることになるのであるが、『世界盲人百科事典』（1972）では、「盲女

子ホーム」の項で「昭和初期に、東京小石川の美普教会（キリスト教）が、盲女子寄宿舎を経営していたと伝えられている。その後1936（昭和11）年、斉藤百合は、職業偏重の盲学校教育の欠点を補い、盲女子の教養を晴眼者に劣らないものにするによって、社会的地位の向上を図るため『陽光会盲女子ホーム』を設立した」と、その「沿革」で記している。この「陽光会盲女子ホーム」は第二次世界大戦の激化とともに解消するのだが、なおこれとは別に西宮市の「関西盲婦人ホーム」についての記述もなされていて、1930年に、『点字大阪毎日』主筆中村京太郎（1880-1964）と盲婦人越岡ふみ（1899-1968）が、「西宮市で数人の盲女子を集め、関西盲女子ホームとして、按摩鍼灸業を営み、相互扶助生活を始めたが、一時、越岡が喜久田倫章とともに中国上海に渡り、盲学校を経営したため中断した。48年に帰国した喜久田と越岡がこれを再開した」という記事が見られる。

2002年に「点字毎日」から出た『激動の80年——視覚障害者の歩んだ道のり』から盲女子の保護に関する記事を、1930年以前に遡って拾ってみると、1928年11月に「武蔵野盲婦人会発足」の記事がある。これは、「盲女子並びに盲人の家庭に関する問題を研究するため、斉藤百合夫人が発起人となり、14日武蔵野盲婦人会を結成」とある。この記事につづけて、「盲婦人大会」の記事が見られる。1930年5月には、「陽光婦人会治療所を開設」の記事がある。その内容は、「東京の陽光婦人会は、市外池袋に鍼灸治療所を開設。婦人に対する職業の周旋に努め、その浄化を図るとともに、盲学校を卒業後、家を持たれない婦人のために

場所を提供する」とある。無論、これも斉藤百合の活動である。「武蔵野盲婦人会」や「陽光婦人会」の活動がつつかなかったことを『光に向かって咲け——斉藤百合の生涯』（1986；82）が記している。

本稿では、英国に我が国最初の全盲の留学生として渡り、帰国後『点字大阪毎日』の主筆として活躍した中村京太郎を取り上げた。特にこれは、中村京太郎研究の一環としての、中村京太郎が盲女子の保護に取り組んだ業績を明らかにしようとするものである。先行文献としては、今では見ることのできない『信仰』掲載の文章や田守吉弘宛の手紙など、中村京太郎自身の手になる関係資料を広く取り上げて中村と盲女子の保護問題を詳しく見渡している鈴木（1969）と、「趣意書」と「規定」を挙げて「関西盲婦人ホーム」の活動に触れた阿佐（1987）があるが、ここでは中村京太郎の人権意識に焦点を当ててまとめた。まとめに当たっては鈴木（1969）に負うところが大きかった。

併せて、同時代の、この方面では先駆的な活動を示した斉藤百合や岩橋武夫らにも触れながら、初期の盲女子の保護問題を見ていきたいと思う。

2. 中村京太郎の盲女子への関心と取り組み

中村京太郎の盲女子への教育と保護については、彼の最もよき理解者であった好本督が、『中村京太郎伝』発刊を聞いて「中村先生が、生涯をかけた事業は、勿論『点字毎日』でありましたが、中村先生が『点字毎日』以外にもたれた大きな関心と事業は、盲婦人の福祉に関することで

した。先生の援助によって始められた西宮盲婦人ホームは、貴殿（筆者注：『中村京太郎伝』の著者鈴木力二をさす）もご存知のように、現在日本におけるこの種のものとしては最大のホームであります。亡くなる少し前に、先生が着手なさった最後の仕事は、盲婦人に対する通信教育でした。当今は、政府もほかの機関も、種々の方法で盲人の援助を行っていますが、可能な限り盲人が独り立ちできるように援助するのが常に最上の方法です。そのためには、よい教育こそ必須のものであります」というように、彼の手がけた事業のうちでも、見落とすことのできない重要なものであった。

中村京太郎が手がけた事業について、阿佐博は、『中村京太郎——目を閉じて見るもの』（1987）で、『点字大阪毎日』の主筆となった中村が、点字の普及が何よりも大事だと考え、一方において点字教科書の出版に意を注ぐとともに、他方、点字投票などを通じて、点字の普及に努めた点を指摘している。そうして多くの事業を行ったが、その主なものに「懸賞文の募集」「盲学生体育大会」「盲学生弁論大会」「点字教科書の出版」「模擬点字投票と普選演説会」を挙げている。こうした事業は、『点字大阪毎日』を通じてなされたのであるが、盲女子の保護と教育は、それから離れてなされたもので、人間として平等から取り残されては神に申し訳が立たないというキリスト教による信念に支えられた人権意識が根底にあり、先の点字投票運動では市民権獲得に、さらに彼は差別を受ける盲女子に眼を向けて社会権のために立ち上がったのである。盲人が一般市民と肩を並べて普通に生活するイギリスの社会を、日本最初の全

盲留学生として直接見てきた体験が生きている。

中村京太郎が、盲女子の問題に関心を持つようになったのは明らかではないが、英国から帰国した1914年ごろ、全国の盲女子が悲惨な生活をしているのを見聞したからであるらしい。彼が、盲女子の保護について発言したものとしては、1928年8月9日発行の『点字大阪毎日』の「評壇」で「ただ荒地のまま、今日まで殆ど手のつけられていない我が国幾万の盲女子のために特に新たなる注意を切に望む。片手落ちの教育は、決して我が国の盲界の文化を完成することができない」と言っているのが、最も早いものの一つとして挙げることができるであろう。また、中村は、すでにこの1928年には、芦屋の自宅で盲女子のホームを始めている¹⁾。

アメリカ在住の田守吉弘が大野加久二に宛てた「嘗てニューヨーク会議（筆者注：1931年に開かれた『国際盲人社会事業会議』をさす）の前後、各地の盲界を訪問されました時、必ずあちらの盲婦人生活の現状に注目され、熱心に見学されました。パーキンス盲学校アレン博士（校長）は中村先生の熱意に深く感動、共鳴せられ、同校の盲生の婦人寄宿舎を開放されました」という手紙を鈴木力二は紹介している²⁾。こうしたものからも、中村の盲女子の保護に寄せる関心の深さを見ることができよう。

ここからは残された資料による検討を通して、「関西盲婦人ホーム」の設立の趣意、その実践の方法、経営の具体的な経緯及びその実態の解明の順で述べていくことにする。

中村がより具体的に盲女子問題を論じたものに、『中央盲人福祉協会会誌』第12号

(1939年10月30日発行)に、「盲女子の保護」と題して書いた文章がある。

そこで中村は、まず、盲女子が教育の機会に恵まれないことから書き起こし、さらにつづけて、盲女子たちの打ち明け話として、幼少の時から育っていく悲惨な境遇を取り上げて、その現状に触れている。また、心ない苛めに傷つくその心の中を述べていく。そして、成人して直面する結婚問題では、直接自分のことでなくても、弟妹の結婚の支障となったり、たとえ自分が結婚できたとしても、姑に頑張られたり、親族連の妨害にあったりして、結局は破綻が待っているといった結婚問題の困難さに書き及んでいる。こうした盲女子の抱える一身上の問題を明確にしつつ、文章は盲女子の保護問題の核心へと迫っていく。「嘗て京都市に開催された全国盲婦人会議の席上において男女共学の弊が論議せられ、『言わば中学と高女一緒に教えねばならぬという無理があり、暗から暗に葬られていく犠牲があまりに多い』と、男女分離教育の必要が強調されたが、しかし、さらに一層の注意を要する点は、これら女性の卒業後の生活にある。いわゆる世間から後ろ指をさされつつある女按摩のインモラルと、その一般社会に及ぼす道徳的害毒である」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p21)と、盲女子にとっての差し迫った問題のあることを提起している。その具体的な事実として、「盲学校卒業後、一按摩店に働いている盲女子が、予ねてゆきつけの治療先へ頼まれ、家人は留守らしかったが、気にもとめず、中年紳士の治療をしていたところ、突然妙なことを言い出され、腕力で危うく手籠めにされようとしたが、同女はわざと落ち着

き払って、『あなたには私位のお嬢さんでお出になるとの話でした。若しそのお嬢さんが私のようにこういう目にお会いになって、ご自分を守るために助けを求めておいでになるとしたら、あなたはそれをどう御覧になりますか』と問いかけ、相手が何か言おうとする時に、手早く身をかえして、危険から免れた」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p22)といったような打ち明け話を紹介している。良家においてすらこうした実例が少なからずあるのに、各所のアパートや旅館へ、盲学校出身の女生徒が、「アパートはよいですよ」「ホテルはよいですよ」と、進んで按摩を働きに行くのは、そこは彼女たちが思っているほど決して安全な職場ではない。

この、盲学校を出た盲女子が曝された現実を直視するにつけ、中村は欧米における盲女子保護の充実に思い及ぶが、また、「盲女子自身の立場、また気持ちからすれば、そうした社会の患いとなり、国家に大きな負担をかけるよりは、寧ろ出来得る限り自ら営み、微力を憐人のためにいたすことにより、進んで社会の有益なる一員として生きたいというこの祈りが、漸く聞かれつつある」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p22)と、盲女子たちの心情にも触れながら、中村は自らの事業を振り返ってまとめている。

3. 「関西盲婦人ホーム」設立趣意書と活動のあり方

「関西盲婦人ホーム」がそのかたちを整えていく経過を、ここではまず見ておきたい。そのためには、『中村京太郎伝』の記述と、現在の施設長である山口規子が『視

覚障害』227号に書いた「関西で盲女子教育に尽力した越岡ふみ」（2007）が参考になる。まず、「関西盲婦人ホーム」の始まりは、1930年4月8日に、越岡ふみが、自宅で「光栄ばり」をはじめたことからである。そして同年9月に各地から集まった幾十名の盲女子のホームとして関西盲女子ホーム「望乃家」が発足した³⁾。その翌年5月に、中村京太郎を代表者に迎え、越岡は主事となり、盲女子ホームとしての組織を整えた。「関西盲婦人ホーム」として社会事業法による届出を出すのは1938(昭和13)年9月で⁴⁾、以下にすこし長くなるが、その「設立趣意書」と「規定」を掲げてみる。

盲女子保護協会盲婦人ホーム 設立趣意書

明治初年国民教育の基礎確立し新に学制の発布せられんとするや、畏くも明治天皇におかせられてはその普及徹底に深く御心を用いさせられ、爾今邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめよ、との詔あらせられ、只に一般普通教育のみならず特殊教育の為め深く聖慮を垂れさせ給い、同八年東京に於て篤志家間に盲教育機関開設の企画あるを聴し召され、特に之が御奨励の思召しを以て御内帑金三千兩御下賜あらせられしを拝承し奉る。爾来幾十年、鴻恩四海に普く失明児に対する教育の途漸く開く、大正10年に至り、遂に盲教育令の発布を見、爾今年月を重ねるに従い、漸時完備の域に進まんとするに至れるは、昭和聖代の慶事感謝に堪えざる次第である。翻って我国現下の盲教育を見るに、その学令盲児童にし

て就学し得る者僅かに4割に過ぎず、残余の大多数は依然暗黒の裡に未就学児童として身心二重の失明に呻吟しつづつあるは、全国至る処に見る悲惨事である。特に現下の世相は益失明者の生活を暗黒化し脅威を加えつつあり。

幸にして盲学校に学び、その生活に必要な職業教育を終えて社会に出ずるも生存競争の逆浪は意外に荒くして就職の途開くに難く、卒業即ち失業となるの現状である。近年社会の表裏に活躍し来る我国約7万の療術業者の如き、彼等にとりて、又新なる脅威を加えるに至った。特に盲女子の場合に最も必要とする保護の機関未だに設けられず、依然、街の按摩手の助手として各種玩弄され、身心固より共に触れつつある状態は、心ある者の等しく響響する処である。或いは鍼灸の看板を掲げ門戸を張り、その裏面に忌まわしき行為を為す者、または天賦の才能を発揮し得ず、遂にその志を延す機会なく懊悩憂鬱緩慢なる自殺を遂ぐる者等を思い来れば転た寒心に堪えぬ。

従って彼等の大多数が自己に対し、又社会に流せる道徳的害悪並にその悪影響は真に慄然たるものがある。

ここに盲女子特殊の境遇に鑑み、同志相謀り相扶けて、我国固有の婦道に立ち、国民の一人として其の本分を全うせんことを期する所以である。

この趣意書からは、「我国固有の婦道に立ち、国民の一人としてその本分を全うせん」などと、当時の厚生事業への移行という時代背景を映し出していることが見てと

れるが、しかし、あくまでも盲女子保護の機関の設立に本旨のあることは、以下に述べる「規定」から見ても疑いない。

「規定」の第一条は、「精神指導として盲婦人の特殊境遇に鑑み、キリスト教主義により徳操を涵養し、社会人としての素質を養成す」と、ホームのいき方について述べている。それを受けて第二条では、「職業として、マッサージ・鍼治・点灸・按摩術を習得せしむ」と、具体的な事業内容を示してから、「以上の項目を遂行するため、左の種目を教授、研究す」として、「(い) バイブルクラス (ろ) 鍼治・点灸・按摩・マッサージ (は) 点字教授 (に) 音楽 (ほ) 家事作法 (へ) 裁縫及び手芸 (と) タイプライター」の授業を列記している。

また、「三 点字図書の巡回文庫を設置し、無料貸し出しをなす 四 雑誌を発行し、相互の修養娯楽に資す 五 盲婦人の人事一般の相談に応ず」と、福利厚生に気配りをしている。

組織については第六条以下細かく規定している。まず、「役員」に「(い) 顧問若干名 (ろ) 評議員若干名 (は) 理事若干名、うち1名理事長・1名常務理事」を置き、「職員」としては「(い) 主事1名 (ろ) 寮母」を置くということが明記されている。そして「理事長及び常務理事は、設立者をもって之に宛つ。右、理事長以外の設立当初の役員は、設立者の推薦したる者をもって之に宛つ。理事長は、本ホームを代表し、且つその事務を総括す。常務理事は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理す。役員会は、理事及び評議員、顧問をもって構成し、理事長之を招集す」と、ある。なお第八条では「役員会の議決事項」

が挙げてあり、「1 予算の決議及び決算を承認 2 補欠役員の選任 3 その他重要勧誘」となっている。

職員の資格とその任務については、「九 主事は、寮生の推薦したる者にして、役員承認したる者を、常務理事之を任命し、寮生作業の配置をなす 十 寮母は、素行正しき婦人にして、中等学校卒業者及び同程度の学識ある者にして、役員承認したる者を、常務理事之を任命し、寮生の保護、監督をなす」という条文になっている。

会計に関する条文は、第十二条で「会計年度は、毎年四月一日より翌年三月末日までとす」として、「寮生作業収入」の比例分割を示した第十三条が掲示されるのであるが、この第十三条は大切な1条である。その比例配分は、「(い) 収入の十分の三を、寮生各自の取得とす (ろ) 収入の十分の一を、事業資金として積み立つ (は) 収入の十分の六を、事業収入として歳入に編入す」というものである。以上、細かい条文は省いたが、そのホームとしての活動内容はほぼ明示できたと考える。

恐らく、これらの起草は中村の筆によるものであろう。『中村京太郎伝』に付された「年譜」(以下「年譜」と略して用いる)によると、この設立趣意書と規定は、1938(昭和13)年9月に社会事業法により届出がなされた時のもので、それは、既にこのホームが発足して9年を経ていた。

3-1 社会事業法による届出当時の 「関西盲婦人ホーム」

このホームの社会事業法による届出がなされた当時の具体的な活動を、『中央盲人福祉協会会誌』第12号の「盲女子の保護」

で中村は、次のように記している。

盲学校からの寄り合い世帯で、やっと9年目の昨年末、社会事業法による願い出をなしたばかりのささやかな施設であると、書き出し、「創業時代の苦闘、年々の赤字、同じく特殊の境遇におかれている幾万の盲女子を一刻も早く絶望の淵より救い出さねばならぬとは、これら盲女性たちの夜に昼に忘れざれざる願いである。『清く強く朗らかに生活しましょう』『学びつつ祈りつつ働きましょう』と、非常時の波に棹さしつつ、この盲女子たちは一団となって勇敢に日々の戦を闘っている」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p23)と、力強く筆を進めている。

そこで普段になされる活動は、応召遺家族方のため毎週三日ずつ治療の奉仕を行い、乳房マッサージ、その他婦人に対する鍼灸の施術、小児の消化器系の疾患や、俗にいう子供虫、腺病質系の疾患に対する治療である。「これら盲女子にとって良家の子女として明朗に幸福に働け得る職業の選択は、人一倍その必要を感じられるのであるが、異なった個性を持ちながら共通の適性を見出すことは寧ろできない相談であり、無理な注文でもあるが、身につけた技術がある。それによって生活の資を得つつ第二の職業選択(筆者注:ホーム出所後の職業選択をさす)を企てることは可能でもあり、また同じく鍼灸といっても、乳揉み・婦人科マッサージ・小児鍼・小児マッサージと専門的に狭く深く研究を進めて、道に一家をなすことのごとき決して単なる幻には終わらぬ」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p23)と、このホームでの盲女子たちの生き方を受け止めている。

日常の生活では、「メンバーたち自身の今日差し迫っている必需事で自ら選んでやっていることは家事の研究で、如何にして自分の手で安全な健康食を信頼し得る商店から買い出すことができるか、非常時経済の台所を女中の手を借らずに如何にして自分で処理していくか、触覚によって新鮮な野菜を見分け、食品の良否を識別するといったちょっとした工夫がなかなか大切であり、メンバー全体の健康にも影響する」(『中央盲人福祉協会会誌』12, p23)と、自立した生活へ向けての工夫と訓練を重ねていることを記している。

さらに、毎週の「バイブルクラス」や礼拝によって魂を浄化し、点字図書や音楽によって教養を身につけ、「作法クラブ」で職業婦人としての品格を養っているなどの成果を挙げて、このホームでの取り組みを結んでいる。

3-2 「関西盲婦人ホーム」の誕生の経緯とその後の展開

点字雑誌『信仰』第221号(1936年4月20日発行)で、この「関西盲婦人ホーム」が誕生した経緯を中村京太郎は次のように書いている⁵⁾。

「盲学校出の若い二人の婦人を中心に、その母や伯母、あるいは恩師であった数名の婦人たちが、西宮北口の裏長屋の一室で、差し迫った盲女子の保護問題について語り合ったのは、嘗て長野市で女按摩が風紀を乱したこと、また、警察においてその取締りを厳にする新たな内規ができたというようなことが、新聞に書きたてられてから間もない或る日のことであった。無論、これは決して長野だけのことではない。殆どあ

らゆる都市における暗に求められた社会裏面の一事実である。(中略)女の命である貞操を売らねば生きられぬとは、何のための教育ぞ。しかしながら、こうした小田原評定に時を過ごすべきではない。手近なところから出来ることを一つずつ解決していくべきである。ご都合主義でなく、よし、それが困難であるにせよ、あくまで盲女子本位で、最も差し迫った必要なことから始めましょうということに意見が一致して、ささやかなスタートを切ったのが、盲女子のホームとその職業指導と保護であった」(『中村京太郎伝』1969；pp122-123)と、盲女子ホームが誕生した経緯を語っている。これによると、越岡ふみは、はやくから中村京太郎に相談をもちかけ、指導を仰いでいたことが分かる。

しかしこうして始まったホームには、外部からの圧迫や越岡の病気など、幾多の苦難が待っていた。ようやくそれらを乗り越え、試練の時期が過ぎ、「昨年六月に開かれた総会の決算によれば、ホームのメンバー数名の職業収入三千余円、規定により60%が家賃、食費、事業費、10%が将来における事業費、拡張費、30%がメンバー個人の収入として毎月末計算され、第一・第二両ホームの家賃数百円を支払い、常時必要な諸種の臨時費を支弁した上、家庭生活に要する趣味、娯楽、教養のため、オルガン、ラジオセット、蓄音機等も購入し、自足のうちに黒字経済を維持し得たことは、殆どほかにその類例を見ないほど恵まれた成績と、一同感謝した」(『中村京太郎伝』1969；p124)と、今日のホームの健全な運営に辿りついたことを述べている。

加えて、「更に慶びに耐えぬ一事は、こ

れまで女按摩に対して一種の侮蔑をもって来た一般社会、特に家庭の浄化について考えている知識階級の婦人たちが、このホームとその事業に関心を持たれるようになってきたことである。婦人と小児の病人を専門に取り扱おうとするその趣旨に深い理解と同情を持たれてきたことである」(『中村京太郎伝』1969；p124)と、このホームが、世間一般、特に家庭浄化を唱える婦人たちに評価されるようになったことを成果として挙げている。

この『信仰』第221号の記事に加えて、中村京太郎が田守吉弘に宛てて出した手紙の一節も、ホームの内情をよく伝えているので、引用しておきたい⁶⁾。

「お蔭で盲婦人ホームの方も都合よく参っております。近くまた岡山、広島、横浜からも参る娘さんがあり、仕事も与えられております。どうぞこちらの娘さんたちが、道徳的に安全に守られ、無傷で再びホームを出ることができるようにと祈っております。(中略)今後、全国的に手を広げて参る必要にせまられてまいりました。盲婦人の実情がわかればわかるほど実に悲惨そのものです。盲女子ホームのほうも機会(ママ)二十名足らずであります。おかげで寄付金ももらうことなく、独力で、朗らかに、強く、正しく働いております」(『中村京太郎伝』1969；p121)と、当時(1939年頃か)のことを知らせている。こうした資料から、断片的に「関西盲婦人ホーム」の実情を知ることができるが、残念なことに年次毎の入所者出所者数の記録とか、会計報告などの資料が全く残っていない。このことは今後の課題としなければならない。

4. 初期の盲女子保護問題

ここで盲女子の問題について当時の斯界の代表的人物を取り上げて、その論点を論述し、視野を広げて結論を述べることにする。1938年10月に発行された『黎明』第3号の巻頭言で、岩橋武夫は「盲女の運命」と題して次のような意見を述べている（以下引用文の墨字訳は筆者）。中村京太郎が、盲女子の保護問題に取り組んだころはほぼ同時代の発言として興味深いものがある。

そこでは、一盲女の身投げ問題を取り上げ、「我が国盲女の現状とその将来に関する教訓をこの事件から学ぶことができる」と言い、「まず第一に、かかる出来事はこの物語の主人公たる彼女だけの問題ではない。言い換えれば家庭や経済に恵まれない盲女がもつ共通の運命というべきである。さらに言えば、女性としての彼女等が見えざるが故に陥らざるを得ない運命と言うべきである」として結婚の問題を取り上げている。

岩橋は、盲女のおかれたその厳しい現実を分析して、「故に、原則としては保護者なき盲人夫婦の家庭は、如何ながら正しい家庭の形式としてみた盲女のたどるべき正当の道として諸手を挙げ、賛成することはできない。だからして盲女の結婚問題、性の問題解決は、至難中の至難事だと言われるのである。従って、その問題の積極的解決は、できるだけ盲女をしてかかる方面に対する憧れや希望を燃やさないように努力する一方、彼女等の感情や母性愛といった情操を清く、美しく導いて、結婚に替わる芸術または宗教を与えて、潤いのある生活

を送らしめるようにしなければならないと思う。それとともに、彼女たちの教養をもっと高め、もっと精神化してやる教育が必要である」と、主張する。

この発言で、岩橋武夫が、盲女子を性の誘惑から護り、異性に心を向けさせぬために信仰をもたすべしという意味のことを書いたことに対して、斉藤百合が、『陽光会』発行の『点字倶楽部』誌上で、「この論文は、盲女子の人間性を否定するばかりでなく、神に対する冒瀆である」と、激しく反論したことを、粟津キヨは『光に向かって咲け——斉藤百合の生涯』（1986；43）で書き記している。この反論を受けた岩橋の論文の主旨は、盲女が按摩を職業にする限り鍼按家の狭い部屋で、若い男女が共に暮らすその性の開放、また夜の寝所で按摩を行う風紀上のことなどから、それは適当な職業ではないとして、盲女に対する新職業の開発（機織や編物）を提言することであったことを、ここでは断っておく必要があるであろう。

さて、この反論に関係することとして、『光に向かって咲け——斉藤百合の生涯』（1986；41）では、先立って次のようなことを記している。斉藤百合は、東京盲学校の師範科に学んだが、そこで使われた教科書『盲教育学』（フリードリッヒ・ツェツヒ著）の中で、盲女子の結婚は、いかなる場合においても望ましいものではないと書かれていた。教師はだれも、これに対して何も言わなかったという。また、東京盲学校同窓会誌『むつぼしの光』には、明治の末から大正の初めにかけて何度も盲人結婚論が掲載されていて、投稿者は、全て盲人社会のトップに立つ全盲男子であったが、

その大方は盲女子の結婚不可論であったという。しかし、岩橋の発言が、こうした考えと軌を一にするものであったのかどうかは速断できない。

ここで注意しておかなければならないのは、斉藤百合の反論は、人権の問題を正面から据えたものであったが、その反論を呼び起こしたものが、両者の盲女子の保護問題に寄せる取り組みに多少のずれがあることから起こっていることも見逃せない。岩橋は、町の按摩師の猥雑な環境に身をおかざるを得ない盲女子の現実を直視しているのであってそこから盲女子たちを救う道は新職業の開発しかないと考えたのである。彼女たちの結婚問題も、その延長線上にある問題として取り上げたのであった。斉藤百合の「陽光会盲女子ホーム」の活動は、各地の盲学校を卒業した盲女子を自立した社会人として世に送り出すホームであることが、目指すところのものであった。

中村京太郎には、盲女子の結婚問題に関する特別な発言は見られない。中村が直接に取り組んだ盲女子の保護とは、盲学校を出たばかりの女子に、人として明るく、正しい生活の場を作ることであり、また、その生き方を身につけさせる教育と職業訓練であった。そして自立した女性として世に送り出すことであった。それは、斉藤百合のいき方とほぼ一致していたと言っている。

5. おわりに

「関西盲婦人ホーム」の直接の運営は、越岡ふみであったが、運営を支えるその根本精神に中村京太郎の考えが一本大きく通っていることは上で見てきた通りである。

「キリスト教主義による徳操の涵養と社会人としての素質の養成」を「規定」の第一に掲げてある。

実際面でも、彼の英国仕込みのマナーは、「作法クラブ」で、職業婦人として適当に品格を磨くことに役立っている。これから治療先で折角のくださった紅茶のいただき方も分かって、気まずいおもいもしないで済むと、盲女子たちに喜ばれたりしている。また中村は、得意の仮名タイプライターを盲女子たちに教えている。我が国の盲学校では5年いても10年かかっても自分の手でハガキ1枚書けない。これが不自由な失明者の生活を一層不自由にし、不便にし、孤立にする。書くべき時に書くべき手紙1本書けないため、他人から無用な誤解を受けたりする。知りつつ義理を欠いたりして、気まずいことが絶えず起こる。こうしたことから彼女たちを救って、社会人としての素養を身につけさせる。

修養に必要な読み物を供給する「点字図書館部」や「音楽クラブ」の充実に彼は心を尽くしている。しかしもっとも大切なことは、毎週の「バイブルクラス」や礼拝によって盲女子たちの魂を養い、清めていくことであった。

中村京太郎の盲女子の保護と教育に関する事業は、国際的な視野に立ち、国情（主に経済的な面）に合わせながらなされたもので、その先駆的な意義は大きい。根底に、キリスト教の平等思想を置き、盲女子に、自立する生活の場を作るとともに、その社会的地位の向上を目指したのである。

1940年に越岡が上海に去り、1943年8月には、戦争の激化とともに、「関西盲婦人ホーム」を維持することが困難となった。

中村は、全国から来ていた盲女子たちをそれぞれ帰し、ホームを整理して、これを閉鎖した。

戦後、帰国した越岡が、「関西盲婦人ホーム」を再会した時、中村は東京に居を移して、それに参加することはなかったのである。

※本稿は、昭和戦前期を対象とするため、当時一般に用いられた「盲人」の語を使用している。引用文中に限らず、全体の統一を考えて使用した。

注

- 1) 「年譜」では1925（大正14）年3月に「芦屋市盲女子保護協会設立」の記事がある。なお付け加えておくと、「年譜」では、1916年2月に「小石川区竹早町に盲女子寮設立」とあり、1922年3月に「盲女子寮理事長辞任」の記事がある。
- 2) 『中村京太郎伝』の「ニューヨーク会議の思い出」p141で紹介されている。
- 3) 『中村京太郎伝』の「中村京太郎の精神——盲女子ホーム」p255で触れられている。
- 4) 1938（昭和13）年に社会事業法第59号が出され、「施設社会事業の範囲の指定」第1条で「事業経営者届出義務」が明記されている。
- 5) 今日では原本を目にすることはできない。それ故に、『中村京太郎伝』での著者鈴木力二による墨字訳をそのまま使うことにした。そのため、引用文には『中村京太郎伝』の頁数を記した。
- 6) 『中村京太郎伝』の「盲女子の問題」

では、中村京太郎が、在米中の田守吉弘へ宛てた数通の手紙が鈴木力二によって紹介されている。現在見ることはできなく、『中村京太郎伝』からこれも引用した。

参考文献

- 阿佐博『盲先覚者伝記シリーズ4 中村京太郎——目を閉じて見るもの』（日本盲人福祉研究会，1987）
- 栗津キヨ『光に向かって咲け——斉藤百合の生涯』（岩波書店，1986）
- 岩橋武夫「盲女の運命」『黎明』第3巻（日本ライトハウス，1938）
- 中村京太郎「評壇」『点字大阪毎日』（1928・8・9発行）
- 中村京太郎「盲女子の保護」『中央盲人福祉協会会誌』12（中央盲人福祉協会，1939）
- 世界盲人百科事典編集委員会『世界盲人百科事典』（日本ライトハウス，1972）
- 鈴木力二『中村京太郎伝』（「中村京太郎伝」刊行会，1969）
- 山口規子（2007）「関西で盲女子教育に尽力した越岡ふみ」『視覚障害』（視覚障害者支援総合センター，2007）
- 点字毎日『激動の80年——視覚障害者の歩んだ道のり——』（毎日新聞社点字毎日部，2002）
- 好本督「『中村京太郎伝』発刊を聞いて」『中村京太郎伝』（「中村京太郎伝」刊行会，1969）
- （もりた しょうじ 関西学院大学大学院）

三田谷治療教育院所蔵 ドイツ語書籍調査について

本保 恭子

目 的

三田谷治療教育院は、「身体や精神の発達の不十分なる子どもを収容して身体を丈夫にさせ学力の増進をはかり道徳性を涵養する」ことを目的とし^{1,2)}、昭和2（1927）年1月28日大阪市東区今橋に開院、8月1日に兵庫県芦屋市に新築移転され、現在も存続している知的障害児・者の施設である。設立後、昭和13（1938）年には、院内に翠丘小学校が開設され、院児と地域の虚弱児の教育が行われ、さらに昭和32（1957）年には、成人障害者の「農園学寮」が開設され、農業を中心とした労作教育と生活支援が行われた。平成7（1995）年の阪神淡路大震災によって、本館、琴丘小学校校舎に大きな被害を受けたが、その後復興し現在に至っている^{3,4)}。

創立者の三田谷 啓（1881～1962）は、医学校卒業の後、富士川 游から治療教育学を、呉秀三から精神病理学を学んだ後ドイツへ留学、教育病理学や教育治療学、精神病理学の分野の見識を深め、治療教育の実践に一生を捧げた医学者である。帰国後

は、日本児童学会、児童相談所、大阪市児童課長、日本児童協会等を通して、児童問題、児童研究に精通し、昭和4（1929）年、院内に「日本母の会」を設立し、母性の教育、精神薄弱児の保護・養育の必要性について、教育、身体・知能両面の検査を含めた児童相談、講演会・展覧会の開催や印刷物の発行などによる社会的な啓蒙に力を注いだ⁵⁻⁷⁾。

三田谷は、明治44（1911）年5月から大正3（1914）年10月までの船中を除く3年2か月にわたってドイツのゲッティングゲン及びミュンヘンの大学において、医学、児童学、治療教育学を学んだのち在独時代を中心に多くの洋書や洋雑誌類を収集しているが、その他の資料とともに、今なお三田谷治療教育院に三田谷文庫として保存され、市民ボランティアによって整理が行われている。

本研究では、三田谷文庫に所蔵されている1,685冊のドイツ語書籍から、三田谷の関心内容について整理し、三田谷が目指した福祉文化的視座からの治療教育について検討を加えることを目的とした。

対象と手続き

対象資料

三田谷治療教育院（三田谷文庫）に保存されているドイツ語書籍1,685冊

手続き

- 1) 書籍名を和訳し、日本十進法分類と内容の領域別に分類する。
- 2) 三田谷の関心領域と事項の検討から福祉文化的視座について考察する。

結果と考察

1. 日本十進法分類別所蔵状況（表1）

日本十進法分類では、総記から文学まで十領域にわたり所蔵されていた。出版年を見ると、最も古い書籍は、哲学領域（出版年：1830～1928、260冊：全体の15.4%）の中の *Bilder des Lebens*（人生の絵、1830年出版）で、最も新しい書籍は、総記領域（出版年：1880～1947、93冊：5.5%）の中の *Universal Bibliothek*（世界叢書 *Deutsches Volkstum* ドイツの民族性、1947年出版）であった。歴史領域（1880～1928、68冊：4.0%）、社会科学領域（1837～1934、400冊：23.7%）、自然科学領域（1863～1930、608冊：36.1%）、芸術領域（1899～1932、70冊：4.2%）、言語領域（1874～1923、45冊：2.7%）で、自然科学と社会科学の領域で約6割が占められていた。

1-1 歴史領域の書籍（表2）

歴史領域では、「ヨーロッパ原史 人類発祥から歴史が始まるまで：*Urgeschichte des Europäers: Von der Menschwerdung*

表1 所蔵ドイツ語書籍一覧(日本十進法分類)

| 領域 | 冊数 | 出版年 |
|------|-----|-----------|
| 総記 | 260 | 1880～1947 |
| 哲学 | 93 | 1830～1928 |
| 歴史 | 68 | 1880～1934 |
| 社会科学 | 400 | 1837～1934 |
| 自然科学 | 608 | 1863～1930 |
| 技術 | 59 | 1866～1936 |
| 産業 | 6 | 1873～1913 |
| 芸術 | 70 | 1899～1932 |
| 言語 | 45 | 1874～1923 |
| 文学 | 76 | 1857～1946 |
| 計 | | 1,685冊 |

bis Zum Anbruch der Geschichte」、「ドイツとドイツの思想活動を知るための入門読本：*Lesebuch zur Einführung in die Kenntnis Deutschlands und seines geistigen Lebens*」、「日本の民族と文化：*Volk und Cultur von Japan*」などのように、ドイツの歴史や思想を知ろうとする書籍が多くみられた。

1-2 社会領域の書籍（表3）

社会科学領域では、「国富論：*Der Reichtum der Nationen*」、「平和運動：*Friedensbewegung*、労働運動：*Arbeiterbewegung*」、「大都市の問題：*Großstadt-probleme*、性別と社会：*Geschlecht und Gesellschaft*」、「法学概論：*Einführung in die Rechtswissenschaft*」、「犯罪対策学：*Enzyklopädie der Kriminalistik*、自殺について：*Den Selbstmord*」など国や社会についての関心がうかがえた。また、「現代乳児養育：*Moderne Säuglingsfürsorge*、現代幼児教育：*Moderne vorschulische Ausbildung*、ドイ

表2 哲学・総記・歴史領域 ドイツ語書籍の主な内容

| 哲学領域(出版年：1830～1928) 93冊(全体の5.5%) | 歴史領域(出版年：880～1928) 68冊(全体の4.0%) |
|---|--|
| Bilder des Lebens 人生の絵 ユーフラノアの記録より アガターの生活 田舎時代 | ヨーロッパ原史 人類発祥から歴史が始まるまで Urgeschichte des Europäers : Von der Menschwerdung bis Zum Anbruch der Geschichte |
| 総記領域(出版年：1880～1947) 260冊(全体の15.4%) | ドイツとドイツの思想活動を知るための入門読本 |
| Universal Bibliothek レクラム世界叢書 2630, 2640 Deutsches Volkstum ドイツの民族性 | Lesebuch zur Einführung in die Kenntnis Deutschlands und seines geistigen Lebens 日本の民族と文化 Volk und Cultur von Japan 日本雑記帳 Allerlei Japanisches など |

表3 社会領域 ドイツ語書籍の主な内容

| | |
|---|--|
| 社会科学(出版年：1837～1934) 400冊(23.7%) | 国際女児人身売買 |
| 国富論 Der Reichtum der Nationen | Der internationale Mädchenhandel |
| 平和運動 Friedensbewegung | 現代乳児養育 Moderne Säuglingsfürsorge |
| 労働運動 Arbeiterbewegung | 現代幼児教育 |
| 大都市の問題 Großstadt-probleme | Moderne vorschulische Ausbildung |
| 性別と社会 Geschlecht und Gesellschaft | 児童の教育 Die Erziehung des Kindes |
| 法学概論 Einführung in die Rechtswissenschaft | 児童の身体的教育 |
| 犯罪対策学 Enzyklopä der Kriminalistik | Die körperliche Erziehung des Kindes |
| 結婚の課題 Ehefragen | 学校健康管理 Schulgesundheitspflege |
| 心理学と職業相談 | 児童の発達—遺伝と環境 |
| Psychologie und Berufsberatung | Die Entwicklung des Kindes : Vererbung und Umwelt |
| 自殺について über den Selbstmord | 学校と人生 Schule und Leben |
| 文化と幸福について über Kultur und Glück | 学校と家庭 Eine Schule und ein Heim |
| 実験教育学 Die Experimentelleä Pedagogik | ミュンヘン孤児院 Das Münchner Waisenhaus |
| ドイツ国民学校 Die deutsche Volksschule | 青少年保護の手引き Handbuch für Jugendpflege |
| ドイツの高等教育 Deutsche höhere Ausbildung | 社会教育学 Sozialpädagogik |
| 女性教育 Frauenbildung | 精神療法と教育 Psychotherapie und Erziehung |
| ドイツの母の本 Das deutsche Mutterbuch | 補助学校教育学 Die Hilfsschulpädagogik |
| 人類学社会学からみた女性 | 知能テストのその教育学的価値 |
| Das Weib in anthropologischer und sozialer Betrachtung | Wert der Pädagogik der Intelligenzprüfung |
| 女性の社会的義務 Soziale Frauenpflichten | など |

ツ国民学校：Die deutsche Volksschule、ドイツの高等教育：Deutsche höhere Ausbildung、実験教育学：Die experimentelle Pedagogik」などからドイツの幼児教育から高等教育まで、そして「女性教育：Frauenbildung、ドイツの母の本：Das deutsche Mutterbuch、女性の社会的義務：Soziale Frauenpflichten」、「結婚の課題：Ehefragen」のように女性問題、女性教育や結婚に関する書籍も多く所蔵されていた。さらに、「児童の身体的教育：Die körperliche Erziehung des Kindes、学校健康管理：Schulgesundheitspflege、青少年保護：Jugendpflege」のように健康管理、青少年保護に関する書籍や「補助学校教育学：Die Hilfsschulpädagogik、知能テストのその教育学的価値：Wert der Pädagogik der Intelligenzprüfung」といった障害児教育や知能の評価についての直接三田谷の治療教育実践に結びつく書籍もみられた。これらの教育心理や健康福祉領域、児童相談に関する知見が、帰国後の東京や大阪における児童相談、知能検査の実施、大阪市技師としての学校保健の活動の根拠となっていたと考えられる。

1-3 自然科学領域の書籍（表4）

全体の中で38%と最も多くを占めていた自然科学領域には、医学関係に留まらず、「生命の探求：Die Erforschung des Lebens、進化論：Die Theorie der Evolution、人類における種族と民族：Familie und ein Rennen im Menschen」のように生命や人類の根幹に関わるものや「体格と気質（クレッチマー）：Geschlecht und Charakter」や「繁殖・遺伝・優生学：Fortpflanzung, Vererbung, Rassenhygiene、身体的奇形の

発生と予防：Entstehung und Verhütung der körperlichen Missgestalt」のように遺伝、気質、奇形等の書籍がみられた。また、「性教育：Geschlechtsausbildung、女性の健康管理：Die Körperpflege der Frau、女性身体の美：Die Schönheit des weiblichen Körpers、喫煙が呼吸器に及ぼす影響：Der Einfluss des Rauches auf die Atmungsorgane、婚姻：Die Ehe」といった健全な女性の生活に関する書籍も多くみられた。そして、三田谷治療教育院の物理療法（人口太陽燈、光線浴室、水浴室等）・生活療法・栄養管理・健康作りに繋がる書籍としては、「食餌療法：Säuglingsernahrungen、栄養摂取：Ernährungsstörungen、物理治療法：Psysikalische Heikunde：マッサージと治療体操：Der Massage und Heilgymnastik、空気浴と日光浴：Luft-und Sonnenbäder、温泉：Ein heißer Frühling、身体計測方法：Physisches Maßverfahren、石英水銀灯「人工高山太陽灯」に因る紫外線療法取扱証明書と適応範囲：Anleitung und Indikationen für Bestrahlungen mit der Quarzlampe Höhensonne、光線療法：Kompendium der Lichtbehandlung、臨床的水治療法教本：Lehrbuch der klinischen Hydrotherapie」などの書籍がみられた。

1-4 技術・産業・芸術・言語・文学領域の書籍（表5）

これらの領域の書籍としては、「住居の空気と換気：Luft und Lüftung der Wohnung und verwandte Fragen、家計簿手引き：Anleitung zur hauswirtschaftlichen Buchführung、ドイツの建築設計：Deutsche Konkurrenzen、自宅内湯治風呂：Das

表 4 自然科学領域 ドイツ語書籍の主な内容

| | |
|---|--------------------------------------|
| 自然科学領域(1863~1930) 608冊(全体の36.1%) | 性病 Geschlechtskrankheiten |
| 生命の探求 Die Erforschung des Lebens | 性教育 Geschlechtsausbildung |
| 体格と気質 (クレッチマー) | 女性の健康管理 Die Körperpflege der Frau |
| Geschlecht und Charakter | 女性身体の美 |
| 人類における種族と民族 | Die Schönheit des weiblichen Körpers |
| Familie und ein Rennen im Menschen | 婚姻 Die Ehe |
| 太古時代の動物移動 | 男性の性 Die Natur des Mannes |
| Tierwanderungen in der Urwelt | 食餌療法 Säuglingsernährungen |
| 進化論 Die Theorie der Evolution | 栄養摂取 Ernährungsstörungen |
| 医学統計 Der Medizinische Statistik | 物理治療法 Psysikalische Heikunde |
| 人体解剖小児科学関連 | マッサージと治療体操 |
| Kompendium der Anatomie des Menschen | Der Massage und Heilgymnastik |
| 公衆衛生 Hygiene | 空気浴と日光浴 Luft-und Sonnenbäder |
| 生理学 Physiologie | 温泉 Ein heißer Frühling |
| 精神病理学 Psychopathology | 心臓とスポーツ Herz und Sport |
| 医師の仕事 Die Arbeit des Arztes | 寿命・老化・死 Lebensdauer, Altern und ihre |
| 身体的奇形の発生と予防 | 健康学 Gesundheitsstudien |
| Entstehung und Verhütung der körperlichen | 身体計測方法 Physisches Maßverfahren |
| Missgestalt | 乳児体操 Säuglingsgymnastik |
| 繁殖・遺伝・優生学 | 学校医入門 Einführung um Arzt auszubilden |
| Fortpflanzung, Vererbung, Rassenhygiene | など |

Kurbad im Hause、子供部屋：Die kinder-stube、子供の遊び：Bewegungsspiel、児童の給食：Ernährung、果物の缶詰：Das Einmachen und Konservieren der Früchte、女性の美容術：Schönheitspflege、母子手帳：Das Buch der Mütter」や「自然型庭園：Der Naturformgarten、牛乳に関する知識と衛生：Grundriss der Milchkunde und Milchhygiene」、「ドイツ歌曲：Deutsches Liederbuch」等、よい自然環境の中で、豊かに子どもが産み育てられる衣食住の生活に関する書籍が特徴的であり、児童の健全育成の環境としての芸術や文学につ

いても1900年当初からすでに関心を持っていたことがわかる。言語領域では、外国語辞典の他に、音声学や速記法の書籍が、また文学領域では、「ドイツ昔話集：Deutsches Märchenbuch、ドイツのことばと詩：Deutsche Sprache und Dichtung、ゲーテの生涯と作品：Goethes Leben und Werke、格言と詩：Sprichwort und poesie」などがみられ三田谷の見識の高さがうかがわれた。ドイツの格言については、後に三田谷は日本語に訳し小冊子として刊行している。

表5 技術・産業・芸術・言語・文学領域 ドイツ語書籍の主な内容

| | |
|---|---|
| <p>技術領域(1866~1936) 59冊(全体の3.5%)</p> <p>住居の空気と換気 über Luft und Lüftung der Wohnung und verwandte Fragen</p> <p>家計簿手引き Anleitung zur hauswirtschaftlichen Buchführung</p> <p>ドイツの建築設計 Deutsche Konkurrenzen</p> <p>自宅内湯治風呂 Das Kurbad im Hause</p> <p>子供部屋 Die Kinderstube</p> <p>子供の体を使った遊び Bewegungsspiel</p> <p>家庭医 Arzt im Hause</p> <p>家事と調理 Haushalt und Küche</p> <p>果物の缶詰 Das Einmachen und Konservieren der Früchte</p> <p>児童の給食 Ernährung</p> <p>女性の美容術 Schönheitspflege</p> <p>母を讃える本 Mütterchens Ehrenbuch</p> <p>ドイツの母と第一子 Die Deutsche Mutter</p> <p>母子手帳 Das Buch der Mütter など</p> | <p>芸術家のための解剖学 Grundriss der Anatomie für Künstler</p> <p>女性美 Frauenschönheit</p> <p>資格美術 Bildenden Kunst</p> <p>子供の写真集 Sammlung von Fotos vom Kind</p> <p>子供のための手芸 Handarbeit für Knaben und Mädchen</p> <p>芸術と生活における日本人の身体の形 Die Körperformen in Kunst und Leben der Japaner</p> <p>日本柔術による護身術 Die Kunst der Selbstverteidigung bei tätlichen Angriffen nach dem Japanischen</p> <p>Dschiu-Dschitsu など</p> |
| <p>産業領域(1873~1913) 6冊(0.3%)</p> <p>大衆向け農業手引書 Populäres Handbuch der Landwirtschaft</p> <p>わが国の淡水魚 Die Süßwasserfrische unster Heunat</p> <p>自然型庭園 Der Naturformgarten</p> <p>牛乳に関する知識と衛生 Grundriss der Milchkunde und Milchhygiene など</p> | <p>言語領域(1874~1923) 45冊(2.7%)</p> <p>外来語辞典 Fremdwörterbuch</p> <p>英会話文法 Englische Konversations Grammatik</p> <p>音声学 Lauttafeln</p> <p>速記法 Stenographie System など</p> |
| <p>芸術領域(1899~1932) 70冊(全体の4.2%)</p> <p>ドイツ画家による静寂な庭園 Der stille Garten : Deutsche Maler</p> <p>ドイツ歌曲 Deutsches Liederbuch</p> | <p>文学領域(1857~1946) 76冊(4.5%)</p> <p>ドイツ語教本 Deutschen Lesebuch</p> <p>ドイツ昔話集 Deutsches Märchenbuch</p> <p>ドイツのことばと詩 Deutsche Sprache und Dichtung</p> <p>ゲーテの生涯と作品 Goethes Leben und Werke</p> <p>格言と詩 Sprichwort und poesie</p> <p>日本のうた Japanische Utas Geschiten und Studien aus Japan</p> <p>仏陀日本からの新しい物語と研究 Buddha Neue Geschichten und studien aus Japan など</p> |

2. 三田谷の関心ジャンル別所蔵状況

1,685冊をジャンル別に分類し、所蔵冊数の上位6ジャンルをみると、①医学・衛生関係 443冊：26.3%、②児童保健関係 233冊：13.8%、③文化・文学関係 182冊：10.8%、④母子保健・家庭教育・女性問題関係 132冊：7.8%、⑤児童保護・治療教育関係 117冊：6.9%、⑥教育学一般 107冊：6.4%の順となっており、医学・保健から教育、福祉、文化領域と三田谷の興味関心の広さがうかがえた。

3. 日本への導入のされ方

三田谷はドイツ留学中にトリューベル治療教育院を訪れ、三田谷治療教育院が、トリューベル治療教育院をモデルにして設立されたこと、また三田谷の治療教育実践理論が、ドイツ留学時代に学んだ事柄に、多くの影響を受けていることはよく知られている⁸⁻¹²⁾が、日本への導入のされ方として、写真1に示したように、『Gesundheitslehre in der Schule 学校保健(1923)』に挟まれて保存されていた資料から、コピーのない時代、興味深い図表はトレース紙に書き写され、その説明が日本語訳され、紹介されていたことがわかる。また、『Grund-



写真1 トレース紙への書き写しと翻訳

lagen und Grundsätze der Heilpädagogik 治療教育学の基礎と原理(1925)』は写真2のように、その書籍に三田谷直筆の和訳原稿が挟まれたまま保存されている。

4. 三田谷文庫の歴史的意義

三田谷文庫所蔵ドイツ語書籍には、次のような歴史的意義もある。

(1) Heller.Theodor『Grundriss der Heilpädagogik 治療教育学の基礎(1912年版；初版は1904年)』は、三田谷文庫に所蔵されていた原著が用いられ、わが国で、始めて1970年に翻訳され出版されている¹¹⁾。

(2) 治療教育の代表的書籍である上記の『Grundriss der Heilpädagogik 治療教育学の基礎』、『Schwachsinnigenforschung, Fürsorgeerziehung und Heilpädagogik 精神薄弱研究、保護と治療教育』、『Grundlagen und Grundsätze der Heilpädagogik 治療教育学の基礎と原理』の3冊が所蔵されている機関は、三田谷文庫以外では筑波大学のみ所蔵である。著者は、以前三田谷治療教育院図書室に所蔵されているドイツ語雑誌56誌の報告¹³⁾を行って



写真2 書籍に挟まれていた翻訳原稿

いるが、他機関において所蔵されている雑誌は56誌のうち18誌にすぎず、38誌(68.7%)が、わが国では三田谷治療教育院図書室のみに所蔵されている貴重な資料であった。所蔵書籍からの調査結果からも、三田谷文庫は、歴史的書籍を所蔵する貴重な研究機関であるといえる。

- (3) 治療教育の先駆的研究者であるテオドール・ヘラーやハンゼルマン、ストリュムベル、モンテッソーリによる書籍、Heller, Theodor『Schwachsinnigenforschung, Fürsorgeerziehung und Heilpädagogik 痴愚研究、保護教育、及び治療教育 1909』、Heller, Theodor『Über Psychologie und Psychopathologie des Kindes 児童の心理学と精神病理学について 1925』、Hanselmann, Heinrich『Einführung in die Heilpädagogik 治療教育学入門 1930』、Strümpell, Ludwig『Die pädagogische Pathologie oder Die Lehre von den Fehlern der Kinder. 教育病理学、あるいは児童の欠陥の科学』、Montessori, Maria『Selbsttätige Erziehung im frühen Kindesalter 早期幼児期の自己教育』も所蔵されている。

まとめ

三田谷文庫所蔵のドイツ語書籍は、医学・保健学および社会学(教育・心理・福祉等)を中心に総記(百科事典等)から文学関係まで多岐の種類にわたっていた。三田谷の治療教育実践理論は、ドイツ留学時代に学んだ事柄に、多くの影響を受けているとされているが、児童相談、青少年保護、

女性教育、実験教育学、知能テスト、学校と家庭、栄養摂取、運動、物理治療法、補助学校等、後の三田谷の実践に反映される書籍も多く所蔵されていた。このように、三田谷文庫所蔵書籍の多くが、三田谷の児童研究や児童相談、育児啓蒙活動、障害児者の治療教育等に関する執筆・講演や展覧会活動の参考資料となる貴重な書籍であったわけであるが、同時に、三田谷の信条である「悩む母親の涙を二等分」するために、つまり子どもが健やかに育ち、人が幸福になるために必要なことは、衣・食・住・保健衛生などの充足、家族や職業の充足、遊びや趣味・教養の充足であると考えていたことがわかる。まさに、三田谷が必要とした生活に密着した教育・福祉・文化の知見は福祉文化とみなすことができる。これは、社会科学領域の中に『Über Kultur und Glück 文化と幸福』という書籍がみられるように、三田谷は、蘭田¹⁴⁾が指摘する「文化あつての人間生活」を目指していたといえよう。

注

- 1) 『Grundriss der Heilpädagogik 治療教育学の基礎 (1912)』は、オーストリアの治療教育学を体系づけた指導的学者 テオドール・ヘラーの古典的名著である。わが国では、三田谷治療教育院文庫に所蔵されていた原著の一部が、菅修、加藤 二郎両氏により和訳され、1970年に日本精神薄弱者愛護協会より出版されている。

文献

- 1) 三田谷啓「三田谷治療教育院開設記事」

- 『児童研究』8(2)、1927；p. 54.
- 2) 三田谷啓「我国に何故治療教育事業興らざるか」『精神神経学雑誌』41(8)、1937；pp. 1-4.
 - 3) 津曲裕次「社会福祉法人 三田谷治療教育院」『障害児教育・福祉年史集成 第I・II期 解説・付録』、日本図書センター、2005；pp. 59-60.
 - 4) 津曲裕次・迫ゆかり「三田谷啓」『人物でつづる精神薄弱教育史』日本文化科学社、1980；pp. 198-199.
 - 5) 津曲裕次「山路超えて 解説」『三田谷啓 伝記叢書12 山路超えて』大空社、1987；pp. 1-6.
 - 6) 三田谷啓「精神薄弱児に対する治療教育の総覧」『治療教育学』日本児童協会、1986；pp. 74-76.
 - 7) 加藤瑞穂「近代精神の結実 三田谷治療教育院」『阪神間モダニズム』淡交社、1997；pp. 149-152.
 - 8) 岡田英己子「トリュッパの治療教育学理論と実践」『ドイツ治療教育学の歴史研究』勁草書房、1993；pp. 90-96.
 - 9) 岡田英己子・津曲裕次「ドイツ Heil-pädagogik 研究の我が国への導入過程について」『心身障害学研究』9(2) 1985；pp. 31-38.
 - 10) 岡田英己子「ドイツ治療教育学の学的体系化と治療教育施設」『障害者教育史』川島書店、1985；pp. 64-69.
 - 11) 三田谷啓「トリュューベル教育院を訪ふ」『児童研究』16(10)、1913；pp. 364-365.
 - 12) 三田谷啓「嗚呼トリュューベル先生」『児童研究』25(10)、1922；pp. 280-282.
 - 13) 本保恭子・津曲裕次「三田谷治療教育院におけるドイツ語雑誌調査について—購読時期別の分析を通して—」『人間文化研究』第8号、2010；pp. 79-91.
 - 14) 藪田碩哉「障害者たちの可能性」『福祉文化論』有斐閣、1997；pp. 232-234.
- 本稿は、第21回日本福祉文化学会全国大会において発表した内容をまとめたものである。
- (もとやす きょうこ ノートルダム清心女子大学人間生活学部)

資料編

2011年度 日本福祉文化学会事業報告

1 大会・会員総会

1) 第22回 日本福祉文化学会 仙台大会

テーマ：「被災地の力、被災地への力～これからの福祉文化を構築する～」

日時：2011年9月17日(土)18日(日)

会場：フォレスト仙台（仙台市）

参加者：81名

第1日目 総会 第5期理事・評議員体制ならびに理事役割の承認

研究発表「高齢者と福祉文化」「地域と福祉文化」

基調講演「福祉文化論と災害支援活動」

岡本栄一氏（大阪ボランティア協会・ボランティアリズム研究所所長）

ポスター発表

シンポジウム「福祉文化人の災害支援活動」

シンポジスト

池田昌弘氏（全国コミュニティライフサポートセンター所長）

渡邊 豊氏（新潟福祉文化を考える会・日本福祉文化学会理事）

野田 拓氏（日本キリスト教団学生友愛会）

コーディネーター

石田易司氏（日本福祉文化学会災害支援対策委員会委員長・桃山学院大学教授）

懇親会（オペラ歌手村山岳氏の歌 福祉文化実践学会賞授賞式含む）

第2日目 被災地交流

Aコース 仙台市若林区住民との懇談会

Bコース 被災障害者施設職員との交流「つどいの家」

Cコース 気仙沼復興協会の活動視察

それぞれ（A Bコースは合同で）仙台駅からバスで出発

*今回は東日本大震災を受けて、本来大阪、桃山学院大学で開催予定の大会を急きょ変更して仙台市で開催。そのため、通常の大会で行ってきた分科会の設定などを変更して実施。

2) 第22回 日本福祉文化学会 仙台大会報告書作成

2 各地方ブロック活動

●北海道ブロック

●東北ブロック

東日本大震災の復旧および復興並びに地域の支援活動に全力を注いだ。

●北陸ブロック

今年度計画中であった現場セミナーについては、東日本大震災支援活動ならびに豪雪による救助活動のため、次年度に行うこととした。

●関東ブロック

関東ブロック企画事業

1) シンポジウム

日時：2012年2月18日(土)

会 場：立教大学（池袋校舎）14号館 6階 D-601室 13:00～

テーマ：「精神保健福祉領域におけるプロシューマの可能性」

講演者：相川章子氏（聖学院大学）

2) 関東ブロック後援（名義使用）事業

HBB セミナー《みんなで子育て》2012

テーマ：脳科学から学ぶ「愛着の絆」

期 日：2012年2月5日(日)

会 場：武蔵野プレイス

主 催：HBB～しあわせで愉快的仲間たち～

●中部東海ブロック

1) 広報紙の発行

(1) 「OUR LIFE67号」2011年5月10日

(2) 「OUR LIFE68号」2011年8月10日

(3) 「OUR LIFE69号」2012年1月10日

(4) 「OUR LIFE70号」2012年2月28日

(5) 「OUR LIFE71号」2012年3月20日

2) 研修活動

(1) 静岡県委託事業「住み慣れた生活圏で世代間交流により、いかにして一人一人の居場所をつくれるか」公開型研修会

第1回 2011年5月8日 テーマ「一人でも安心して暮らせる地域づくりの条件」

第2回 2011年10月16日 テーマ「福祉文化の創造の原点に返って一世代を超えて話し合おう」

第3回 2012年1月21日 テーマ「ご近所福祉 IN ぬまづ」

第4回 2012年2月19日 テーマ「地域の支え合い実践に学ぶ あったかい隣組の居場所みつけた！」

第5回 2012年3月4日 テーマ「共生社会実現への道程」

(2) 全体研修会第10回静岡県福祉文化研究セミナー

「これまでとこれから～静岡発 福祉文化の創造～」2011年10月16日

(3) 調査研究事業

テーマ「地域と私の居場所 その意義と実態調査」

2012年1月から2月7日現在 回収 1,302名

3月14日静岡県主催の報告会で公表予定

(4) モデル地区実践活動として「川根本町」「西伊豆町」「袋井市」「富士宮市」「沼津市」でそれぞれ取り組む。

●関西ブロック

1) 2010年度「関西ブロック研究会」を立ち上げ、5月以降2ヶ月に1回のペースで研究会を開催。

2) 2011年の大阪大会実行委員会を編成し準備に全力を注いだ。東日本大震災を受け、急きょ全国大会の開催地を大阪市から仙台市に変更。大会内容も再度組み立て直して9月の実施に向けてかなり厳しい中、取り組んだ。

3) 調査研究事業

調査対象：被災地支援 NPO など

調査内容：①福祉文化的活動の有無 ②阪神淡路大震災時からの変化等

スケジュール：①アンケート調査の作成と送付⇒メールにて送信 ②分析と論文化

発表（予定）：①2012年第23回福祉文化学会全国大会 ②福祉文化研究2013年第22号

4) 現場セミナー

日 時：2012年3月19～20日（月・火）

場 所：丹波市立「やすら樹」宿泊研修センター

〈3月19日(月)〉

テーマ：「限界集落の高齢者の暮らしを考える」

内 容：限界集落とそこで市外の若者たちのために活用されている廃屋の見学と説明
懇親会

〈3月20日(火)〉

【シンポジウム】

テーマ：「限界集落の生活と介護」

シンポジスト：丹波市神地寺地区高見自治会長・丹波市定住促進会議山崎副会長
丹波市社会福祉協議会地域福祉担当者萩野氏

●中国・四国ブロック

- 1) 2012年度全国大会の準備実行委員会を立ち上げ、大会コンセプト、日程、会場等検討。
- 2) 中四国ブロック大会は幹事県（山口県）の都合で中止した。

●九州ブロック

●沖縄ブロック

3 各種委員会活動

●総務委員会

- 1) 会員アンケートの実施 2012年2月4日から18日 往復はがきにて実施
発送 394通 回収数 129通 回収率 32.7% 有効回答数 125通（2月23日現在）
- 2) 集計結果 現在解析中
- 3) 名誉会員推薦書などいくつかの会員に関する規定の整理、必要な内規、運用基準などを検討・整理した。
- 4) 将来構想委員会と協力して、学会の会員拡大・活動強化に関して検討を行った。

●研究委員会

新・福祉文化シリーズ第5巻「福祉文化学の源流と前進」（日本福祉文化学会編集委員会 編集代表：永山誠 2011年9月）以上で新・福祉文化シリーズ全5巻発刊完了

●企画委員会

- 1) アクティビティ実践フォーラム（高齢者アクティビティ開発センター共催）
期 日：2011年10月29日(土)30日(日)
会 場：立教大学池袋校舎
参加者数：延べ220名
主 催：日本福祉文化学会 高齢者アクティビティ開発センター
テ ー マ：「震災後のアクティビティ・ケアの重要性とこれから」

〈内容〉

1日目

講演「災害と福祉文化」河東田博会長

アクティビティ・ケア活動実践報告「デイサービス利用者の自己決定と楽しさの関係」マーレー寛子理事

「高齢者の生活に密着した園芸療法」毛利ユカ氏

2日目

アクティビティ・ケア見本市

分科会1「元気で長生き『笑い』の効果を再発見」島田治子副会長

分科会2「ユニット・レク 楽しむ力を引き出す講座活動」マーレー寛子理事

パネルディスカッション「震災後のアクティビティ・ケアの重要性とこれから」

パネリスト 小池和幸（仙台大学）「東日本大震災被災地における学生ボランティアによる健康支援と大学の役割」、渡邊豊（新潟県社会福祉協議会）「過去の災害を通して支援の方法を考える」、川瀬弓子（川瀬神経内科クリニック）「水害の経験から、災害時の施設としての対応を考える」、「被災地支援におけるアクティビティ・ケアと世代間交流」

コーディネーター 馬場清理事

●広報委員会

1)『福祉文化通信』の発行

- ・65号 2011年5月発行（2010年度分として）（500部）
- ・66号 9月発行（500部）
- ・67号 2012年1月発行（500部）

2) ホームページ・メルマガを活用した情報発信

- ・ホームページ（<http://www.fukushibunka.net/>）の管理運営（2/7現在17,504名の閲覧あり）
- ・新・福祉文化シリーズ全5巻紹介、各委員会・事務局の情報の更新、メルマガ再開等に新事務局と連携して取り組んだ。
- ・新役員等連絡メーリングリスト作成

●『福祉文化研究』編集委員会

1)『福祉文化研究』vol.21の原稿募集と査読および編集を行った。

| | | | | | | |
|-----|----|----|-------|----|----|----|
| 投稿数 | 論文 | 6編 | 研究ノート | 1編 | 資料 | 1編 |
| 掲載数 | 論文 | 2編 | 研究ノート | 2編 | 資料 | 1編 |

2)『福祉文化研究』vol.21の特集企画

特集テーマ「被災者から学ぶ—何がおこったのか？ 私たちに何ができるのか？」特集では編集委員が被災地へ出かけ、被災地の生活の現状と復興への取り組み状況を取材し、学会がこれからできる支援内容を考えて。

3) 編集委員会開催状況と完成予定

2011年9月22日、11月3日、12月24日

完成予定 2012年3月25日

●実践報告集委員会

1) 福祉文化実践報告集第5号の発行（2011年7月30日）

2) 福祉文化実践報告集第6号原稿の募集（2012年2月締め切り）

今年度に限り締め切りを2月末として原稿を募集した。

●将来構想委員会

1) 9月17日に行われた新理事会において、会長より諮問された今後の学会の方向性に対し新しい委員会によって検討した内容をまとめ、3月の理事会において検討案を提案し審議。

2) 会員拡大について

今後の学会の活動強化について総務委員会と協同して取り組み内容を検討
3月の理事会において審議

3) 委員会開催

2011年10月20日(木)、11月24日(木)、12月22日(木)、2012年1月26日(木)、2月23日(木)

●国際交流委員会

・国際交流委員会メンバーの依頼…4名程度(まだ返事をもらえていない方2名)

・来年度の活動方針を承諾いただいたメンバーとメールにて議論中。

・検討中の内容:国際交流のあり方 具体的な方法とテーマなど

●震災支援委員会(9月17日までは「震災対策委員会」。その後「震災支援委員会」と名称変更)

1) 5月20日付で、会長に対し、震災支援の方針を答申。

2) 東日本大震災支援募金と支援活動

岩手県宮古市、陸前高田市および宮城県気仙沼市を中心に、東京おもちゃ美術館の活動を支援しつつ「福祉文化セット」を持参し、現地で遊びながら、終了後は施設に現物を提供した。

支援活動時期は5月から7月。

以下、被災地訪問プロジェクトの訪問先ならびに福祉文化セット寄贈先

2011年5月10日(宮古市) 6月16日(陸前高田市) 6月18日(石巻市) 7月9日(気仙沼市) 7月13日(仙台市・古川市・宮古市・陸前高田市)の高齢者デイサービスセンター、特養、知的障がい者施設、介護老人保健施設など10か所

また、7月の理事会の承認を受け、NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター(本会評議員池田昌弘氏が代表)とNPO法人「ゆにぷろ」(代表 伊藤寿彦氏)へ支援金(合計10万円)を贈る。

3) 新体制後の方向性については「福祉文化研究21号」に掲載。

4) 災害支援義援金総額(2011年8月末現在)1,041,884円(内80万円強はオペラ歌手 村山岳氏等による)

4 福祉文化通信

第65号 2011年5月発行(2010年度分)

第66号 2011年9月発行

第67号 2012年1月発行

5 研究誌

『福祉文化研究』vol.21号刊行予定(2012年3月)

6 2011年度福祉文化実践学会賞

東京おもちゃ美術館（多田千尋館長）

7 出版・刊行

新・福祉文化シリーズ第5巻「福祉文化の源流と前進」（日本福祉文化学会編集委員会 編集代表：永山誠 2011年9月）以上で新・福祉文化シリーズ全5巻発刊完了

8 会議

●理事会・評議員会

1) 第1回 理事会

日 時：2011年7月2日(土)

会 場：立教大学池袋キャンパス（東京都豊島区）

2) 第2回理事会・第1回評議員会

日 時：2011年9月17日(土)

会 場：フォレスト仙台（宮城県仙台市）

3) 第3回 理事会

日 時：2011年3月17日(土)

会 場：立教大学池袋キャンパス（東京都豊島区）

4) ブロック担当理事懇談会

日 時：2012年3月17日(土)

●三役会議

1) 日 時：2011年9月16日(金)

会 場：ダイワロイネットホテル仙台 会議室

2) 日 時：2012年3月17日(土)

会 場：立教大学池袋キャンパス（東京都豊島区）

9 事務局

事務局会議等

1) 定例事務局会議

会 場：芸術教育研究所（中野区）

2011年4月、5月、6月、7月、9月に月1回開催

2) 合同事務局会議（総務委員会と合同）

2011年10月20日(木)、11月24日(木)、12月22日(木)、2012年1月26日(木)、2月23日(木)

3) 拡大事務局会議（三役・総務合同）

2012年1月26日(木)

「学会案内しおり」改訂版の作成

3,000部 ブロック活動、各種イベント、全国大会などで今後配布

日本福祉文化学会

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというとき暗いイメージがつきまとっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望むサービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代になってきたのです。

本来福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわらず、人が人として自分の人生を精一杯生きるプロセスをサポートするものでなければなりません。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の實りとして、文化をはぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものにとらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきました。

現在日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えています。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組みもあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」をともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会（年1回開催）

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域ならではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要イベントのひとつです。ユニークな福祉文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論をします。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場です。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21世紀に入った2002年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざしています。現在、新たな広がりを検討中です。

- ・研究部会

同じ関心を持った会員同士が集まり、福祉文化について自由に語り合います。介護における文化、福祉レクリエーション、福祉文化とは何か、高齢者のアウトドア活動、福祉文化教育など、テーマは多彩です。

- ・地方ブロック

福祉文化をキーワードとして、各地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

- ・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

- ・研究誌、学会通信、図書の発行

- 研究誌『福祉文化研究』（年1回発行）

- 福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

- 実践報告『福祉文化実践報告集』

- 福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が紹介されています。

- 通信『福祉文化通信』（年2回）

- 「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション（イベント情報）」など福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

- 福祉文化ライブラリー（既刊15冊）

- おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

- 実践・福祉文化シリーズ（全5冊）

- 日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉のあり方が学べます。

- 新・福祉文化シリーズ（全5冊）

- 第1巻「福祉文化とは何か」 第2巻「アクティビティ実践とQOLの向上」

- 第3巻「新しい地域づくりと福祉文化」 第4巻「災害と福祉文化」

- 第5巻「福祉文化学の源流と前進」

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。

〈役員〉

| | |
|-----|--|
| 会長 | 河東田 博（立教大学） |
| 副会長 | 石田易司（桃山学院大学） 嶋田治子（目白大学） |
| 理事 | 越前谷賢一（美唄市社会福祉協議会） 大澤澄男（郡山女子大学） 石井バーグマン麻子（福井大学） 梅津迪子（聖学院大学） 平田 厚（静岡福祉文化実践研究所） 岡村ヒロ子（つどい場「私空間」） 和泉とみ代（吉備国際大学） 川田美由紀（徳島文理大学） 雨宮洋子（総合ケアセンター「泰生の里」） 馬場 清（認定NPO法人日本グットトイ委員会） 関光登志子（立正大学大学院） 多田千尋（芸術教育研究所） マーレー寛子（小羊会デイサービスセンターむべの里） 稲田泰紀（燕市社会福祉協議会） 遠藤美貴（立教女学院短期大学） 安倍大輔（埼玉純真短期大学） 木村たき子（日本こども家庭総合研究所） 渡邊 豊（新潟県社会福祉協議会） |
| 評議員 | 沈 潔（日本女子大学） 厚美 薫（日本福祉教育専門学校） 天野 勤（聖徳大学） 池 良弘（日本福祉医療専門学校） 浮田千枝子（群馬松嶺福祉短期大学） 加登田恵子（山口県立大学） 小沼 肇（小田原女子短期大学） 佐々木隆夫（徳島文理大学） |
| 監事 | 齋藤孝夫（渋川市社会福祉協議会） |

前嶋 元 (脳力開発研究所エジソン)

顧問 藺田碩哉 (実践女子短期大学)

理事・事務局長 磯部幸子

事務局次長 阿比留久美 (早稲田大学)

〈会 員〉

・ 個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を納入した者。

・ 団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入し、評議員会において承認した者。

・ 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

| | |
|------|-------------|
| 個人会費 | 10,000円 |
| 学生会員 | 5,000円 |
| 団体会員 | 一口20,000円以上 |
| 賛助会員 | 一口50,000円以上 |

日本福祉文化学会規約

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第 2 条 (事務所)

この会の事務所は、東京都中野区新井2-12-10におき、全国にブロックをおく。ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックとし、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第 3 条 (目 的)

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
2. 福祉ならびに福祉文化学の共同研究を行う。
3. 研究会・国際会議を開催する。
4. 研究誌、実践報告集、年次報告、通信、図書などを編集および発行する。
5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第 5 条 (会員・会員の権利)

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属ブロックを申請した者とする。会員には「個人会員・学生会員・団体会員」がある。大学・大学院等に在籍している学生であっても正規職に就いている場合は個人会員とみなす。なお、会員は次の権利をもつ。

1. 会員は、総会における議決権、役員の実選権・被選権を行使する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
2. 会員は、大会において研究発表を行い、『福祉文化研究』や『福祉文化実践報告集』に投稿する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
3. 会員は、『福祉文化通信』、『福祉文化研究』、『福祉文化実践報告集』などの配布を受ける。

4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。

第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上にわたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

1. 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認をえた者とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、理事会が承認したものとす。

第 4 章 機 関

第 8 条 (役 員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員任期は三ヶ年とし、二期六年を原則とする。

1. 会 長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進にあたる。
3. 理 事 十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないようにするため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事を指名することができる。
4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
5. 監 事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査する。

第 9 条 (顧 問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第 10 条 (運 営)

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総 会 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なくとも一年に一回開催する。決議は、出席者の過半数の同意によるものとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。
2. 理 事 会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は

-
- 出席者の過半数の同意によるものとする。
3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
4. 委員会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第11条 (経 費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第12条 (予算および決算)

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。
なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事 務 局

第14条 (事務局)

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。
なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第15条 (規約変更)

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第16条 (解 散)

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

本規約は1998年11月28日より施行する。

本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。

本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

本規約は2005年1月30日より、一部改正施行する。

本規約は2008年10月19日より、一部改正施行する。

本規約は2010年2月28日より、一部改正施行する。

本規約は2010年11月6日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会名誉会員規則

第 1 条 (目 的)

日本福祉文化学会規約第 7 条にもとづき、日本福祉文化の発展または本会の発展に多大なる貢献をした会員に敬意を表するため、名誉会員制度を設ける。名誉会員に関する事項は、本規則による。

第 2 条 (名誉会員推薦基準)

名誉会員には、原則として会員歴 20 年以上かつ満 70 歳以上で、次の号に該当する会員を推薦することができる。

- ①日本の福祉文化の発展に多大な貢献をしたと認められる会員。
- ②会長を務めた会員および理事・評議員の職を通算 9 年以上勤めた会員。
- ③その他上記の要件に準ずる活動して、本学会の社会的評価を高める功績および学会運営に特段の功績をあげた会員。

第 3 条 (名誉会員の決定)

名誉会員の決定は、次の手続きをふまえて行われる。

- ①日本福祉文化学会会員は、理事会に対し名誉会員に該当する会員を推挙することができる。これに伴い、理事会は学会刊行物等において候補者の推薦を公募することができる。
- ②理事会は、第 2 条の名誉会員推薦基準に照らして必要な調査を行い、候補者について審議する。
- ③本人の承諾を得たうえで、理事会から総会に名誉会員の推挙を行い、総会において承諾する。

第 4 条 (名誉会員の適用項目)

日本福祉文化学会の名誉会員は次の号が適用される。

- ①名誉会員の称号を使用することができる。
- ②本会会員としての会費が免除される。
- ③大会への参加費が免除される。
- ④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- ⑤上記以外の事項については、学会規約第 5 条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

付 則

この規則は 2008 年 10 月 19 日より施行する。

この規則は 2011 年 9 月 17 日より一部改正施行する。

『福祉文化研究』投稿規定

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。

2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。

3. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。

①論文 (Original Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究論文および考察 400字×40枚以内（要約、図、表および写真も含む）

②研究ノート (Short Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文 400字×30～35枚以内（要約、図、表および写真も含む）

③その他 (Others)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ研究、調査論文の総括および解説
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ調査研究

いずれも400字×30枚以内（要約、図、表および写真も含む）

④現場実践論 (Activity Report)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
- ・福祉文化活動に関する実践報告（活動の結果創り出された作品等の紹介、報告も含む）

いずれも400字×30枚以内（図、表および写真も含む）

⑤資料 (Information)

福祉文化を論じ、または実践する上で有益な資料 400字×25枚以内（図、表および写真も含む）

⑥会員の声 (Letter)

掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など 400字×4枚以内（図、表および写真も含む）

⑦福祉文化評

福祉文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評 400字×4枚以内（図、表および写真も含む）

(2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。

(3) 査読の対象となるものは①～③とする。

4. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。編集委員会の判定により、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

| 項目 | 内容 |
|------------------|-------------------------------------|
| 抄録、要旨、まとめ | 目的・方法・結語に分けて見出しを付けて記載すること（1000文字以内） |
| キーワード | 6語以内 |
| 1 緒元（はじめに、まえがき） | 研究の背景・目的 |
| 2 研究方法（方法と対象・材料） | 研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の集め方 |
| 3 研究結果 | 研究等の結果等 |
| 4 考察 | 結果の考察・評価 |
| 5 結語（おわりに、あとがき） | 結論（省略も可） |
| 文献 | 文献の記載は6.（10）に従う |

5. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

6. 投稿原稿の執筆要領

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字（2桁以上）および英字は原則として半角とする。

手書きの場合はB5判またはA4判400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字（2桁以上）および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1……………章番号

1-1……………小章番号

1)……………節番号（大きな区切り）

(1)……………次に大きな区切り

①……………細目番号（列挙して説明する時など）

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。ただし、図、表、および写真の説明は欧文で記載してもよい。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。

(7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。

(8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 文献の記載様式

①引用文献は、本文尾引用箇所の肩に1)、2)などの番号で示し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は(1)、(2)などの番号で示し、本文の最後一括して番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までをあげ、4人目以降は省略して～、他とする。

②雑誌名は、原則として省略しないこととする。その雑誌が使用している略名がある場合は、使用してもよい。

③記載方法は下記の例に準ずる。

<雑誌の場合>

著者名「表題」『雑誌名』巻、発行年（西暦）；pp.-.

(例)

1) 太田貞司「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』Vol.9、2000；p.5.（複数ページの場合はpp.5-6.）

<単行本の場合>

著者名「表題」編者名『書名』発行所、発行年（西暦）；pp.-.

(例)

2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997；p.19.（複数ページの場合はpp.19-20.）

原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

-
7. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、3.5インチフロッピーディスクにコピーして添付すること。
 8. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。
 9. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
 10. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
 11. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、下記に郵送する。
 12. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
 13. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。
 14. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。部数ごとの金額については、各年度の要項を参照すること。
 15. その他、本規定に関する問い合わせは本部事務局へ。

【投稿先】

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内
日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会
Tel&Fax 03-5942-8510
e-mail fukushibunka@lagoon.ocn.ne.jp

『福祉文化研究』 投稿票

日本福祉文化学会

| | |
|--------------------------------|---|
| 提出年月日 | 年 月 日 |
| 原稿の種類 (○で囲む) | 論文 研究ノート その他 現場実践論 資料 会員の声 |
| 分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい) | (1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化 |
| (ふりがな) 氏名 | |
| 自宅住所 | 〒 TEL: FAX: E-mail: |
| 所属機関名 | 〒 TEL: FAX: E-mail: |
| 題目(日本語) | |
| 題目(英語) | |
| キーワード | |
| 枚数 | 本文(注含む)400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚 |
| 別刷り必要部数 | 部(有料) |
| 二重投稿に関する署名 | 本稿は、他誌に発表しておらず投稿中でもありません。また、掲載の採否決定前に他誌へ投稿いたしません。 署名(自署): |
| 備考 | |
| 編集委員会 記入欄 | |

ゲラ校正等、送付先(自宅または勤務先)に○印をつけてください。
投稿の際はコピーして使用してください。

『福祉文化実践報告集』投稿規定

(2005年1月30日制定)

1. 本報告集への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。ただし学会員の推薦がある場合にはその限りではない。
2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 原稿を投稿の際、指定の「投稿票」に記入する。学会員の投稿は無料。学会員以外が投稿する場合は、事務手続き料として3,000円を徴収する。
4. 本報告書は、原則として依頼原稿、投稿原稿、およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は、以下の通りとする。

①「報告 (Report、福祉文化実践報告)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた取り組みの報告。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）4～5枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

②「小論 (Short Activity Report、福祉文化実践雑感)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた問題提起や提案、提言等。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）3～4枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

③「資料 (Information、福祉文化実践資料)」

現場や地域での福祉文化的活動やボランティア活動の経験を通して得られた有益な資料。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）1～2枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

④会員の声 (Letter)

掲載された論文や報告等に対する意見、実践報告、ボランティア活動の経験など。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）1枚以内（タイトル、図、表及び写真も含む）。

5. 福祉文化実践報告集編集委員会には編集委員長の下に3～5名の委員を配置する。（委員会委員は理事会の承認を得ることとする）での判定により、投稿者に対し、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヶ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を別に付記するものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領は、別途定める。

8. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて完全版下で2部を送付する。

9. 原稿の提出期日は12月末日とし、刊行は年1回3月とする。

10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。

11. 本報告集に掲載された報告等の原稿は、原則として返却しない。

12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化実践報告集原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局に郵送する。

13. 掲載原稿の著作権は、本学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。

14. 本報告集に掲載された著者に本報告集を2部贈呈する。別刷りは行わない。

附則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

改正 2010年2月27日

改正 2010年11月6日

改正 2011年3月13日

『福祉文化実践報告集』 投稿票

日本福祉文化学会

| | |
|--------------------------------|--|
| 提出年月日 | 年 月 日 |
| 原稿の種類 (○で囲む) | 報告 小論 資料 会員の声 |
| 分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい) | (1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化 (13)ジェンダーと福祉文化 (14)その他(具体的に:) |
| (ふりがな) 氏名 | |
| 自宅住所 | 〒 TEL: FAX: E-mail: |
| 所属機関名 | 〒 TEL: FAX: E-mail: |
| 題目(日本語) | |
| キーワード | |
| 枚数 | 本文400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚 |
| 備考 | |
| 編集委員会 記入欄 | |

福祉文化実践学会賞選考規定

2005年1月30日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

日本福祉文化学会倫理規程

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求め、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 1 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の实践活动、研究活動、実践報告、研究発表などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」(2004年11月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の实践活动や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の实践活动や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示(必要に応じて承諾を得る)しないで他者の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされる用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者の人格を傷つけたりすることなどがないように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 1 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって構成され、互選により委員長を決定する。
なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれるまでとする。
- 3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。
また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合ならびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案する。
- 4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事会が当事者に通告を行う。
その後の対応については、理事会が行う。
- 5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き)

規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則)

この規程は、2010年2月28日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化の研究・実践活動を進めるために、研究論文等の印刷、配布又は Web 送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡してもらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて論文等という。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利¹⁾を含む。以下同じ。）は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
3. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第 3 条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、

適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに對し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合にはこの限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。
3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌(ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。)への採録を決定して最終原稿を受領したものと及び会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、セミナーの予稿など(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
4. 著作者が論文か投稿をするにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究報告等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項(第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。
5. 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)及び利用上の注意事項²⁾を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

- 1) 以下の権利を含む：複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作物の権利(第28条)。
- 2) 利用上の注意事項の例：ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載するものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従うこと。

編集後記

福祉文化研究の編集の仕事は、先輩の委員の方々の人脈の大きさや広さに驚かされることが多いです。「このテーマならAさんとBさん、その問題はCさんかDさん、他にもEさんFさんFもお願いできるかも…」など、人の顔と名前と所属・専門分野等が頭の中にいっぱい詰まっているのです。どうすれば先輩委員に近づけるのかと考えましたが、やはり、日々まじめに仕事を続けるのみと結論づけて、あせらずに頑張ることにしましょう。(本多洋実)

19年間「地方発 福祉文化の創造」を一会員として、これまで、細やかながら働き続けてきたが、今改めて、更なる呼び掛けの必要性を実感する。

静岡県内各地で開催された数々の「現場セミナー」は、地域社会によりインパクトを与えた。さらには、学会大会の開催で、しばらくは「福祉文化」が地域を塗り替えようとしていた。それが、今、気が付くと議論さえも難しい地域環境にすらなっている。

ローカルな会員としては、語り合える地域環境こそ「福祉文化」と世代を超えて訴えたい。(平田 厚)

イギリスの障がい者が東日本大震災の被災地に住む障がい者を訪ねるテレビ番組を観た。仮設住宅に住む肢体不自由の方は、車椅子用のスロープ設置を求めたが未だ実現せず、外出もままならない、と話していた。浴室が狭くお風呂に入っていない、とも言う。また、別の町への長期的な避難を余儀なくされた障がい者は、地域で培ってきた支援の人的ネットワークが失われ、この先の暮らしを案じていた。バリアフリーの仮設住宅の必要性とともに、暮らしを支えあう文化について考えさせられた。(佐藤嗣道)

このところ、社会福祉の分野では制度や法律が目まぐるしく変わり、現在も障害者の権利条約の批准に向けての国内の制度や法律の整備、「子ども・子育て新システム」の実現に向けた検討などが続いています。

しかし、一方で日本学術会議社会学委員会福祉職・介護職育成分科会が、福祉施設・事業所が職員の採用には非正規雇用が拡大しないように一定の条件を付けることを求める内容を含んだ「福祉職・介護職の待遇改善に関する提言」をまとめなければならないほどに福祉現場の非常勤化が進み、現場は疲弊しています。

制度や法律に留まらない、ひとりひとりが“幸せ”を感じる社会を考えたいものです。(小沼 肇)

福祉文化の普遍性を求めつつも、それが自然や社会の変動に揺さぶられ、時には後退や停滞も受け入れて歩まざるを得ないことを、編集作業の内外で痛感させられました。一番ヶ瀬先生の「熱い心と冷たい頭で福祉文化の創造を…」のことはいま想起しながら、このきびしい状況下で、また積み上げること、積み重ね直すこと、そしてこれまでの各局面で得た経験を活かしていくことが、福祉文化の幅と厚みを作る歩みであるのだと考えます。(岡 真澄)

今回、特集記事を書かせていただくことになり、被災地の人たちのお話を伺った。仕事で長くお世話になってきた私の尊敬する障害者福祉関係者の人たちだった。被害は本当に甚大で多くの問題をかかえながら、話し合いの場は時に笑いがあふれていた。そのことにその方々の人としての器の大きさを感じ、驚き、悲しみ、怒りを共有し、乗り切った人たちの強さを思う。私もそのような生き方を少しでも学び、実践していきたい。(杉田穩子)

私たちにとって特別な試練の年となった昨年、編集委員会では学会が何をできるかをめぐって、いろいろと話し合った。学会として、震災や原発の問題と向き合って、考え続ける決意を確かめた委員会であった。少しでも、問題提起ができる紀要をつくりたいものである。(月田みづえ)

1年前の3.11、私は3月末に辞める職場にいた。部屋は本や資料がめちゃめちゃに崩れ、足の踏み場もない状態になった。1週間かけて黙々と部屋をかたづけながら、なぜか生きるとは何かを考えた。その後節電、原発問題、被災地へ何ができるか、などをグルグル考えるだけで、結局、ほとんど何もできず自分の行動力の無さに情けなさを感じて来た。以来、自分は何ができるか、何をして来たかを問う毎日になって今に至っている。毎日が日曜日になった今、時間はたっぷりあり、何でもできそうなのに何もできないでいる後ろめたさを、どう振り払えるか、自分の生き方が問われる年になりそうだ。(磯部幸子)

編集委員長 本多 洋実 (日本体育大学)
編集委員 小沼 肇 (小田原女子短期大学)
月田みづえ (昭和女子大学)
平田 厚 (静岡福祉文化実践研究所)
佐藤 嗣道 (東京大学)
岡 真澄 (埼玉県立特別支援学校 塙保己一学園)
杉田 穂子 (青山学院女子短期大学)
磯部 幸子

福祉文化研究 2012 Vol.21

2012年 (平成24年) 3月25日発行

編集・発行 日本福祉文化学会

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内
日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会
TEL&FAX 03-5942-8510
e-mail fukushibunka@lagoon.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.fukushibunka.gr.jp>

印刷 望月印刷株式会社

〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥5-8-36

TEL 048-840-2111 FAX 048-840-2121